



令和4年 第6回定例会

# 会 議 録

(令和4年9月2日～9月30日)

枕 崎 市 議 会

令和 4 年

枕崎市議会第 6 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 29 日間（9 月 2 日～9 月 30 日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分	時 間	内 容
9 月 2 日 (金)	本会議	前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 行政報告 7 議案上程（日程第 5 号～第 19 号） 8 提案理由の説明、質疑 9 予算特別委員会及び決算特別委員会の設置並びに委員の選任 10 議案委員会付託 11 議員定数適正化及び議員報酬等調査特別委員会の報告 12 議案上程（日程第 21 号） 13 提案理由の説明 14 表 決 15 報告（日程第 22 号、第 23 号） 16 散 会
9 月 3 日 (土)	休 会		
9 月 4 日 (日)	休 会		
9 月 5 日 (月)	本会議	前 9:30	1 開 議 2 一般質問（2 名） 3 延 会
	委員会	後 1:00	1 議会運営委員会
9 月 6 日 (火)	本会議	後 1:10	1 開 議 2 一般質問（3 名） 3 散 会
9 月 7 日 (水)	本会議	前 9:30	1 開 議 2 一般質問（5 名） 3 散 会
9 月 8 日 (木)	休 会	前 9:30 後 1:10	1 総務文教委員会 1 産業厚生委員会

9月 9日 (金)	休 会	委員会	前 9:30	1 予算特別委員会
9月10日 (土)	休 会			
9月11日 (日)	休 会			
9月12日 (月)	休 会	委員会	前 9:30	1 決算特別委員会
9月13日 (火)	休 会	委員会	前 9:30	1 決算特別委員会
9月14日 (水)	休 会	委員会	前 9:30	1 決算特別委員会
9月15日 (木)	休 会			
9月16日 (金)	休 会			
9月17日 (土)	休 会			
9月18日 (日)	休 会			
9月19日 (月)	休 会			
9月20日 (火)	休 会	委員会	前 9:30	1 議会運営委員会
9月21日 (水)	休 会			
9月22日 (木)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程 (日程第1号、第2号) 3 委員長報告 (総務文教委員会) 4 質疑、討論、表決 5 議案上程 (日程第3号) 6 委員長報告 (産業厚生委員会) 7 質疑、討論、表決 8 議案上程 (日程第4号-第7号) 9 委員長報告 (予算特別委員会) 10 質疑、討論、表決 11 報告 (日程第8号) 12 散 会
9月23日 (金)	休 会			
9月24日 (土)	休 会			
9月25日 (日)	休 会			

9月26日(月)	休 会			
9月27日(火)	休 会			
9月28日(水)	休 会	委員会	前 9:30	1 議会運営委員会
9月29日(木)	休 会			
9月30日(金)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号-第7号) 3 委員長報告(決算特別委員会) 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第8号) 6 提案理由の説明 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第9号-第11号) 9 提案理由の説明 10 質疑、討論、表決 11 陳情第2号に係る継続審査申し出について 12 閉 会

# 本 会 議 第 1 日

(令和4年9月2日)

令和4年枕崎市議会第6回定例会

議事日程（第1号）

令和4年9月2日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4		行政報告	
5	5 2	令和4年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）	予 特
6	5 3	令和4年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
7	5 4	令和4年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
8	5 5	令和4年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
9	5 6	枕崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
10	5 7	枕崎市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び枕崎市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
11	5 8	枕崎市議会議員又は枕崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
12	認 1	令和3年度枕崎市一般会計歳入歳出決算	決 特
13	認 2	令和3年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	〃
14	認 3	令和3年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃
15	認 4	令和3年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算	〃
16	認 5	令和3年度枕崎市立病院事業決算	〃

17	認6	令和3年度枕崎市水道事業決算	〃
18	認7	令和3年度枕崎市公共下水道事業決算	〃
19	陳2	川内原発の運転期間を20年延長しないことを求める陳情	総文
20		議員定数適正化及び議員報酬等調査特別委員会の報告	議員定数適正化及び議員報酬等調査特別委員会
21	59	枕崎市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
22	報4	健全化判断比率について	
23	報5	資金不足比率について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員	2 番 眞 茅 弘 美 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員	4 番 沖 園 強 議員
5 番 禰 占 通 男 議員	6 番 城 森 史 明 議員
8 番 豊 留 榮 子 議員	9 番 立 石 幸 徳 議員
10番 下 竹 芳 郎 議員	11番 中 原 重 信 議員
12番 東 君 子 議員	13番 清 水 和 弘 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員	

1 本日の欠席議員次のとおり

7 番 吉 松 幸 夫 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長	鷲 山 美津代 書記
大江 武 史 書記	川 瀬 裕 也 書記
山口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	本 田 親 行 副市長
山 口 太 総務課長	堂 原 耕 一 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	日 渡 輝 明 市民生活課長
籠 原 正 二 財政課長	福 永 賢 一 福祉課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長	松 田 誠 建設課長
沖 園 信 也 農政課長	西 村 祐 一 健康課長
鮫 島 眞 一 税務課長	堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長
上 園 秀 人 水道課長	今 給 黎 仁 水道課参事
平 塚 孝 三 市立病院事務長	橋 口 和 洋 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事
森 智 賀 健康課参事	中 村 俊 彦 農政課参事
桑 原 英 樹 水産商工課参事	松 田 勇 一 市民生活課参事
大工園 昭 則 建設課参事	田 代 勝 義 企画調整課参事
平 田 寿 一 総務課参事	木 之 下 浩 一 教育長
宮 原 司 教育総務課長兼給食センター所長	中 村 克 己 学校教育課長
高 山 京 彦 生涯学習課長	永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
木口屋 和 彦 選管事務局長	田 中 幸 喜 消防長
中 原 広 次 消防総務課長兼消防団係長	俵 積 田 一 豊 警防課長兼消防署長
中 山 俊 吾 総務課行政係長	



午前9時30分 開会

○永野慶一郎議長 令和4年第6回定例会が本日招集されましたが、出席議員13人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員として、2番真茅弘美議員、8番豊留榮子議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月30日までの29日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、御手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、御手元の会期日程によりますので、御承知おき願います。

次に、日程第3号諸般の報告を行います。

監査委員から、6月、7月及び8月執行の例月現金出納検査結果報告書を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、令和4年第4回定例会以後の議長会等の報告につきましては、御手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で報告を終わります。

次に、日程第4号行政報告を行います。

市長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 令和4年第6回枕崎市議会定例会の開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

まず、このたび、私自身が新型コロナウイルス感染症に感染してしまい、市民の皆様をはじめ職員、議員の皆様にご心配と御迷惑をおかけいたしましたことに、心よりおわび申し上げます。

その新型コロナウイルス感染症ですが、6月末からのいわゆる第7波により全国的に爆発的な感染拡大が広がっていますが、鹿児島県は10万人当たりの感染者数が全国でも上位にあり、また、本市でも第7波により、9月1日までに1,400人を超す感染者が確認されています。ワクチンの4回目の接種は順調に進んでおりますが、引き続き防災行政無線等を通じて3回目、4回目のワクチン未接種の対象者の方に勧奨を行ってまいります。社会経済活動について特に行動制限は行われていませんが、経済面の打撃は大きく、ウクライナ情勢などの影響に起因する物価高騰とも相まって、多くの業種に影響が及んでいます。

そのような中、8月6日にさつま黒潮きばらん海枕崎港まつりが枕崎漁港をメイン会場として3年ぶりに開催されました。開催時間を短縮し、祭り会場への入場ゲートを設けるなど感染防止を徹底した中での開催となりましたが、実行委員会、運営委員会の皆様の御協力でも無事開催する

ことができました。

6月議会の行政報告で御紹介した、海洋センターに展示するガンバリ号の保存事業補修完了を祝うセレモニーが、7月18日に市民栄誉賞受賞者の今給黎教子さんをはじめ関係者の皆様が参加して開催されました。今後は、市民団体の有志の皆様と一緒に維持・保存をしていきます。

南溟館では、海中写真家の第一人者、中村征夫氏の写真展「海への旅」を7月10日から開催して、夏休み期間に多くのお客様に御来場いただいております。また、今月11日からは第3回枕崎国際芸術賞展を開催します。公募展には前回、前々回を越す1,128点の作品が国内外から寄せられ、8月23日に画家で日本芸術院会員・東京藝術大学名誉教授・文化勲章受賞者の絹谷幸二氏、画家で東京藝術大学名誉教授の保科豊巳氏、種子島御出身のアーティストで霧島アートの森館長・東京大学名誉教授の河口洋一郎氏と鹿児島市御出身の染色アーティストで東京藝術大学名誉教授の上原利丸氏の4氏による審査が行われ、福岡県の中原未央さんの平面作品が大賞に選ばれました。その作品を含む62点の入賞・入選作品が展示されます。県内からは準大賞の植村恭子さんをはじめ3人の作品が選ばれました。

今年、稚内市と友好都市盟約を締結して10年となる記念の年です。6月に本市市民訪問団が稚内市を訪問し、工藤市長や岡本議長をはじめ稚内市民の皆様への温かい歓迎をいただきました。8月には青少年交流事業の一環として本市の中高生14名も稚内を訪問しました。10月末には、稚内市の市民訪問団の皆様を本市にお迎えすることとしています。皆さんと市を挙げて歓迎したいと思います。

7月10日に執行された第26回参議院議員通常選挙では、改選議席124議席中、与党が公示前議席を7議席上回る76議席を獲得する結果となりました。改選後の臨時国会において、鹿児島県選出の尾辻秀久議員が参議院議長に選ばれたほか、8月10日の内閣改造において、同じく鹿児島県選出の参議院議員野村哲郎氏が農林水産大臣に就任されました。また、参議院議員選挙期間中の7月8日、奈良市で街頭演説中の安倍晋三元首相が銃撃され死亡するという痛ましい事件も発生しました。

昨日開催された市民表彰授賞式において、地方自治部門の俵積田義信さん、地方自治及び社会福祉部門の俵積田修二さん、社会福祉部門の牛山由美子さんが市民表彰を受賞されました。ここに長年の御功績に敬意を表しますとともに心からお祝い申し上げます。

最後に、第7代、第9代の枕崎市長として3期12年にわたり枕崎市政を導いていただいた前市長の神園征さんが、去る7月31日に御逝去されました。神園前市長は、在任中、地方からの人口流出、少子高齢化の加速化など、地方にとっての厳しい時代の大変厳しい財政状況の中で、行財政改革の方針を掲げ、担当部署の設置、組織の見直し、市職員の行財政に関する意識改革を促すなど、新たな視点による市政の運営に取り組み、特別職給与の削減、市立保育園及び養護老人ホームの民営化計画を打ち出すなど、市の行財政の改革に向けて、その卓越した政治手腕を発揮され、今日の枕崎市の基礎を築いてこられました。通算3期12年の市長在職の間、それまで赤字経営問題を抱えていた枕崎空港跡地へのメガソーラー事業の誘致、枕崎駅舎建設では住民の寄附による住民主導の駅舎建設を提案され、その整備を実現、また市内の通り会への支援はもとより、通りに立体作品を設置するアートストリートの整備など、ふるさと枕崎の発展を願う郷土愛から、住民の声を市政に反映させるための努力を惜しむことなく、豊かな地域社会の実現に向けての多大な御貢献をされました。ここに生前の神園征さんの本市への多大なる御貢献に敬意を表しますとともに、改めまして衷心より御冥福をお祈りいたします。

以上、行政報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告については、御承知おきます。

次に、日程第5号から第19号までの15件を一括議題といたします。

市長提出に係る案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算4件、条例3件、決算7件及び報告事項2件の計16件であります。このうち、報告事項を除く14件について説明を申し上げます。

まず、議案第52号令和4年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6億8,025万8,000円を追加し、予算総額を165億5,120万円にしようとするものです。

地方債の補正は、過疎対策事業ほか4事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した保育所等給食支援事業、茶・施設園芸燃油高騰経営継続支援事業補助、「枕崎の、畜産。」経営継続支援事業補助など9事業、令和3年度決算剰余金の財政調整基金への積立、ふるさと応援基金積立金、生活保護費など令和3年度の事業費確定に伴う国県支出金等精算返納金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業などをお願いしてあります。

その他主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第53号令和4年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,028万7,000円を追加し、予算総額を35億1,007万円にしようとするものです。

補正の内容は、総務管理費、保険給付費、保健事業費並びに償還金及び還付加算金の増額であります。

以上の財源として、県支出金及び繰越金の増で措置いたしました。

次に、議案第54号令和4年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ225万1,000円を追加し、予算総額を3億8,961万7,000円にしようとするものです。

補正の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金及び繰出金の増額であります。

以上の財源として、繰越金及び諸収入の増で措置いたしました。

次に、議案第55号令和4年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億5,676万1,000円を追加し、予算総額を31億6,217万2,000円にしようとするものです。

補正の内容は、高額医療合算介護サービス費、介護給付費準備基金積立金、介護給付費負担金等返納金及び一般会計繰出金の増額並びに地域密着型介護サービス給付費の減額であります。

以上の財源として、繰越金の増で措置いたしました。

次に、議案第56号枕崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、国家公務員の育児休業等に関する人事院規則の一部改正に伴い、これに準じ、育児休業の取得回数制限の緩和に係る規定の整備等を行うため、所要の改正をしようとするものです。

次に、議案第57号枕崎市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び枕崎市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、租税特別措置法等の一部改正に伴い、引用する条項にずれが生じたため、条文の整理をしようとするものです。

次に、議案第58号枕崎市議会議員又は枕崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び

選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、市議会議員選挙または市長選挙における選挙運動用ビラの作成に係る経費を新たに公費負担の対象にするほか、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、これに準じ、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の公費負担の額を改定するため、所要の改正をしようとするものです。

なお、認定事項第1号令和3年度枕崎市一般会計歳入歳出決算、認定事項第2号令和3年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第3号令和3年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定事項第4号令和3年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第5号令和3年度枕崎市立病院事業決算、認定事項第6号令和3年度枕崎市水道事業決算、認定事項第7号令和3年度枕崎市公共下水道事業決算についても、それぞれ認定をお願いしてあります。

これらのうち、認定事項第5号令和3年度枕崎市立病院事業決算、認定事項第6号令和3年度枕崎市水道事業決算及び認定事項第7号令和3年度枕崎市公共下水道事業決算については、剰余金処分計算書案も併せて提出してあります。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

**○永野慶一郎議長** ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

**○9番立石幸徳議員** 私は、議案第52号令和4年度の一般会計補正予算（第4号）についてですね、幾つか主なことをお尋ねいたします。

まず、今度の補正でもこのコロナ対策ということでコロナウイルスワクチン接種ですね、多額の予算が出ているわけです、6,000万以上ですね。そこで、ワクチン接種事業そのものは3,757万1,000円、この計上された金額は、本市の対象者は何名になっているんですかね。

2点目に、報道によりますと、今月前倒しを政府はやると言っているんですが、まだ予算が今出されたばかりなんです、本市の場合はこのワクチン接種は時期的にはいつ頃から始めることになるのかですね。

3点目にですね、さきに5歳から11歳のコロナワクチン接種については勧奨ということはするけれども、努力義務ではなかったんですね。今回、政府のほうでは、5歳から11歳についても努力義務にするということで報道がなされているんですが、この努力義務にするということがどういう意味を持つのか。

今現在、さきに聞いたこの5歳から11歳、本市では1000名ほどということでしたが、1,000名の対象者のうち本市ではこの5歳から11歳は何名ほどがワクチン接種を済ませているのかですね、この点もお答えいただきたいと思います。

それから、今度のこのワクチンの中身といたしましうか、いろいろな報道がある中で、今回のワクチンはコロナウイルスのどのウイルス株に対応をすることになるのか。取りあえず4点お尋ねをいたします。

**○西村祐一健康課長** ただいまお尋ねにありました、最初に本市の今回のワクチン接種の対象者数ということでございますが、今回のワクチン接種につきましては、オミクロン株B A. 1型と従来株に対応した2価ワクチンの接種につきまして、2回目の接種を終えた全ての方を対象いたしますので、現時点で1万6,472人が接種を終えております。今回の補正予算につきましては、1万6,500人の方が接種できるように計上をしております。

それから2点目、本市のこのワクチン接種はいつ頃から開始できるのかということでございますが、こちらにつきましては、現在のところ、完了してから何か月置くという接種の間隔やワクチンの配送計画等明確なことが示されておられません。また、本市の医師会等の協議もそれらが明

確になってからということになりますので、現時点で接種がいつ頃から可能なのかということはお答えすることはできないところです。

それから3点目、5歳から11歳のワクチン接種が、今回努力義務が課されるということがどういう意味を持つのかということですが、この努力義務というのが、接種を受けるように努めなければならないという予防接種法の規定のことで、義務とはまた異なります。接種は強制ではなく、最終的にはあくまでも御本人または保護者の方が接種を判断していただくことになると思います。

それから本市の5歳から11歳までの接種が何名終わっているかということですが、本市におきましては、5歳から11歳につきましては982人おまして、そのうち1回目が135人、2回目まで終えた方がそのうちの118名いらっしゃるということです。

それから4番目のワクチンの内容というか、どのように対応していくかということですが、すけれども、本市におきましては、今現在薬事承認されているのは、オミクロン株BA.1型と従来株に対応した2価ワクチンというのが薬事承認されておりますので、当面はそちらのワクチンの接種になろうかと考えております。

**○9番立石幸徳議員** 今、健康課長からお答えがあったようにですね、今度のワクチンは、オミクロン株の発生当初のBA.1型に対応するちゅうんですね。でも、今現在ですよ、一番このコロナで流行しているウイルス株はBA.5ですよ。そうすると、そのBA.5はいつからワクチンで対応するのか。つまり、BA.5のほうを急がんとならんのにですよ、今からBA.1に対応するといっても、今度はまた次のワクチンを打つ間隔といましようか、間をどういうふうに想定しているのかですね、この辺が非常に私はちょっと理解ができていく面があるので、今後のこのワクチンの流れちゅうのをどういうふうに考えているのかですね。

それから、先日の議会の全協でもちょっとあったんですが、今一番このコロナの関係で話題になっているのが、感染者の全数把握は、もう特に65歳以下はしないと、既に本日から全国都道府県のうち4県がこの対応を始めたわけですね。そうしますと、全数把握をしないということになると、ワクチン接種の効果はどういう形で分かってくるんですかね。

つまり、最初言われたそのいわゆる国のワクチンのVRSのシステムでは、全てワクチンをした人はそのシステムにインプットしているわけですけど、今度のこの全数把握、専門的にいうとハースというシステムになるそうですけれども、その関係はどういうふうに考えているのかですね。

以上、コロナについては2つ詳細に教えていただきたいと思えます。

それからもう一点、別件でですね、補正予算の歳入の関係、予算書の11ページですか、ここに財産収入の配当金が出ているんです、かつお公社180万円。かつお公社は、近年、毎年本市に配当をしてくださっているみたいなんですけれども、このかつお公社からの本市への配当金、この累計は幾らになっているんですかね。

以上、3点お尋ねをいたします。

**○西村祐一健康課長** まず、最初にお尋ねの今後のワクチン接種の流れというのはどのように考えているのかということですが、ただいま、国のほうで、今回の2価ワクチンの接種につきましては、接種の間隔等についても、今、方向性について調整をしているということをお伺いしているところです。

これにつきましては、今度9月6日に厚生労働省によりまして、ワクチン接種体制の自治体説明会が開催される予定ですので、その中である程度内容は示されるのではないかと考えております。

今のところ、薬事承認を受け入れているのがBA.1に対応するワクチンということですが、今後、今日の新聞報道等でもありましたが、BA.5に対応したワクチンにつきましても10月中

にということで掲載されておりましたが、こちらにつきましては、またこれから厚生労働省の薬事承認を受けていく方向になると思うんですけれども、そのワクチンがどれだけ確保できるのかというのもまだ全然見えてないところですので、本市におきましては、当面の間はB A. 1と従来株に対応いたしました2価ワクチンの接種ということで考えております。

実際、国でどれだけワクチンが確保できるのかといった全体像が見えまして、また、枕崎市のほうの配分がどれだけあるのかというのが見えまして、またこちらにつきましては、その都度市民の方々にはお知らせをしていきたいと考えているところです。

それから、全数把握の見直しにつきまして、今後ワクチンの効果はどういった形で分かってくるのかということですが、今、立石議員からもありましたとおり、ワクチン接種記録の情報につきましてはV R Sという形で個人の接種状況を市区町村及び国で情報を共有します。

それと、ハーススにつきましては、新型コロナウイルス感染者等に関する情報を把握、管理するためのシステムでありまして、感染者等の情報を電子的に入力して、医療機関、保健所、国で情報を共有するシステムでございます。

このハーススとV R Sの間で情報の連携はありませんけれども、ハーススの中にワクチン接種の状況を入力する部分もありますので、ワクチン接種の状況は分かるということになると思います。

この2つのシステムを見られるところはもう国になりますので、最終的にはそういった効果につきましては、国のほうで分析をいたしまして、公表されるのではないかと考えております。

**○鮫島寿文水産商工課長** お尋ねのかつお公社の配当金につきまして、累計額につきましては1,365万円となっております。

**○9番立石幸徳議員** 市民においてはですね、そのワクチン効果がどうなのかっていうのもしっかりと理解できないままにですね、次から次へいろんな接種券が送られてきててもですよ、はっきり言って戸惑う面が強いと思うんですよ。

それぞれのワクチンが、どれほどのやっぱり意味を持つということをしっかり市民に理解していただくように、次10月はB A. 1対応と、もう今度はそのすぐ後にB A. 5対応というのがもう報道では出ているわけですね。その辺の市民へのこのワクチン接種の理解という面については、十分に留意をしていただきたいと思います。

それから、かつお公社のこれまでの配当金の累計、もう本市がかつお公社に出資をしている1,500万近くにもなっているわけですよ。私はすばらしいかつお公社の業績だと思うんですね。もう出資金もゼロにするぐらいの配当がなされている。それに加えて、またふるさと納税のほうでもかつお公社の大きな貢献がなされているというふうに見ております。

そういったことを踏まえて、市長の行政報告にもありましたけど、昨日の市民表彰に参加しながらですね、私は企業として、このかつお公社も何らかの形で市が感謝状あるいは表彰をすべきじゃないかと思うんですが、最後にその点を聞いておきたいと思います。

**○堂原耕一企画調整課長** 私のほうからふるさと納税の関係について申し上げさせていただきたいと思います。

今お話のありましたとおり、その返礼事業の取組にしまして様々な企業努力を行われまして、自社の収益向上を図られるとともに、本市のふるさと納税にも多大な貢献をいただいていると考えているところでございます。これからも良好な関係を築いていければと考えているところでございます。

**○永野慶一郎議長** ほかにございませんか。

**○6番城森史明議員** 私は、日程第5号令和4年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）について質疑いたします。

今度の物価高騰に関しての支援が6つ上げられておりますが、まず、この漁船関係、水産業関

係ですね、これはどのような基準のもとに、モデル的なものとしてどれぐらい高騰する、それに対してどれぐらいの補助をするという、どのような検討をなされたのか、質疑します。

それと農業関係なんです、対象業者がですよ、お茶、施設園芸に限定されているんですよ。非常に公平性に問題があるんじゃないですか。だって、サツマイモ農家ですよ、耕運するのに多大なディーゼル油を使うわけですよ。そして、畜産関係の補助もあります。全体的に肥料も非常に高騰しているんですよ。そして、ビニールとかそういう資材関係から全て高騰しているのに、この対象先がお茶と施設園芸しか対象にしていない、しかも燃油だけですよ。

この辺はどうしてそのように決められたのか、要は、ほかとのすみ分けをどういうふうにされたのか、その辺はどうなっているんですか。

**○鮫島寿文水産商工課長** 水産業の燃油高騰対策事業の燃油補助の関係について、考え方を申し上げたいと思います。

リッター当たり3円を補助と考えております。その3円とした理由は、令和3年の原油価格の10月から12月期までの平均単価が56円でした。そして、令和4年の4月から6月期の原油価格の単価が88円ということで、30円程度の原油高ということでありました。ほかのガソリン、灯油、一般家庭のLPガスそういったもの、重油を含めまして、原油価格の動向で燃料価格が上がっております。

そうした中で、30円程度上昇しておりましたので、他県の自治体の例等も見ましたら、こういった対応で3円程度というのがありました。その要因といいますのはやはり30円の1割程度、少ないですけども1割程度ということで3円の支援をしようかということで、関係の漁協とか漁業の皆さんともお話をしてこのような対応をしたところです。リッター当たりの原油価格の上昇幅の10%ということで補助の仕組みを整えたところです。

**○沖園信也農政課長** まず、茶・施設園芸燃油高騰経営継続支援事業につきまして、対象としたのが茶と施設園芸ということでありました。

この2つを対象とした理由につきましては、燃油価格の変動により、経営に与える影響が大きい耕種である。経営における燃料費の割合が2割から3割と言われているのがこの耕種になります。また、国のセーフティーネットでも、施設園芸と茶、荒茶生産を対象としているため、ここを対象としたところでございます。

また、肥料と資材の関係の支援策につきましては、今回、原油価格、物価高騰対策に向けた農家への支援に係る協議につきましては、原油価格高騰対策、飼料価格高騰対策、肥料等を含めた価格高騰対策について検討を重ねてきたところです。

今議会への原油価格高騰対策と飼料価格高騰対策につきましては、国や県、近隣市の支援内容を参考に事業設計を行ったところです。

しかし、肥料価格高騰対策につきましては、国の肥料価格高騰対策の支援が示されましたが、まだ詳細な手続等の事業内容が分かっていないことから、また、県の支援、昨日新聞報道等でもございましたが、国が実施する肥料コスト増加分の7割補填策に残り3割の半額を補助するものが県の支援となっておりますが、この内容につきましても、昨日の報道等で知ったところであり、制度の設計ができなかったことから、引き続き検討することとし、支援の必要性も含めまして、今後の補正の検討を行っていきたいと考えております。

**○6番城森史明議員** 水産業は1割の補助ということなんです、大型船と中小の漁船は全然条件が違うと思うんですね。その辺の配慮はどのようになっているのか質疑いたします。

それと、農業に関してはですよ、県と近隣の自治体を参考にしながらということでしたが、なぜ枕崎の独自性をしないんですか。基腐病で一番困っているのは芋農家ですよ。結構、重油を使うんですよ、トラクターとかいろんな耕運もするから。タンクごと買っていますよ、大型のところは。だから、その基腐病で非常に収入が減少している芋農家に対して全くないことというのは

非常に公平性に欠けると私は思いますよ、その辺はどうなっているのか。

それと、これプラス食品製造業というんですかね、中小に対する補助を今回は入れていないんですかね。

例えば、豆腐製造業にしてもですよ、燃油が非常に上がっているんですよ、資材も上がっている。それを価格に転嫁できるかといったらできないです。食品製造業でも一緒じゃないですか、価格に転嫁できればいいんですよ、だけど、その値上がり部分を中小製造業ができないわけで、その辺はどう考えているんですか。

**○鮫島寿文水産商工課長** まず、特に漁業関係の最初の質疑の大小の船があるのではないかということですが、漁業者の事業者的には45ぐらいを想定しております。そのうち、遠洋カツオの一本釣りの事業者が2社、それとアジ、サバ、沖合で中型まき網の事業者が2社、そして、残り沿岸の小規模な事業者、定置網も含めて45としております。

大型船につきましては、遠洋カツオ一本釣り漁船は500トン級ですが、そういったところを含めまして、まき網も含めまして、1事業者当たりの上限を100万円ということで打ち切りとしております。ほかの小規模といいますか、沿岸漁業の方、そういったところは上限額100万円まで補助できるのではないかと考えております。

それと豆腐製造、ほかの食品製造そういったところの対応ということですが、私ども考えましたのは、今、おっしゃいますとおり、食品製造においても燃料を使っている、それとまたほかにももちろん一般家庭もですけれども、ほかの事業者も運送業とかも燃料を使っております。また、飲食店、ホテル含めて関連のところも経営が厳しいところではございますが、燃料でガスとか灯油とかそういったものを使って、配達ではまたガソリンを使っているということをお聞きしておりますが、今回私どもは、やはり全ての事業者ということの対象となりますと、非常に燃油対策事業で予算計上してありますのが1,300万であります、そういったことで全産業が対象となりますと、相当な金額ということも想定されましたので、やはり基幹産業ということで、私どもとしては水産関係ということで予算を計上させていただいたところです。

燃料価格につきましては今、原油価格等も報道でありますとおり、少し横ばいから下降になっておりますが、今後も原油価格や為替相場、円安の動向等も注視しながら、そういった市内の他の事業者への波及についても、今、質疑者から出ました他の産業、他の業種のそういった物価高といえますか燃料高の支援についても、今後、庁内でも検討してまいりたいと思います。

**○沖園信也農政課長** 原油高騰の分を含めまして、またサツマイモ基腐病の関係も含めましてサツマイモ生産者への支援ということでお尋ねですが、今回の説明資料には記載はされておられません、今回の補正予算の中にサツマイモ基腐病対策蒸熱消毒支援事業ということで新規で計上してあります。

これにつきましては、近年被害が拡大しているサツマイモ基腐病の対策として種芋を一定温度帯で蒸熱処理を行うことが有効であると言われていたため、その処理を生産者に普及、拡大する取組を進めておりますが、原油価格高騰等に伴う電気料金等の値上げ等が蒸熱処理料金に上乗せされる予定でございますので、今後、生産者の負担につながるものが予定されていることから、種芋の蒸熱処理にかかる経費について生産者への支援を行うということで、今回の補正の中に入れてあります。

また、独自の支援策ということでお尋ねですが、やはり、今回の肥料高騰の県の支援事業でありまして、その説明の中で、国が7割補助、県が1.5割補助ということでお伺いしていますが、さきに県内の市でもこの費用に対する補助を行っているところがございますが、合わせて10割を超える部分が出た場合には、県のその1.5割の補助の部分というのは以内ということで、抑えるというようなお話等もいただいておりますので、やはり近隣市や県、国の施策等をちょっと参考にしながら、そういった手を打っていきたいと考えております。



○6番城森史明議員 9月から10月、そして今回のあれっという事で、この原料高騰に対する支援というのがありまして、幾分その10月に販売される9月は食堂関係ですかね、10月は市民に全て商品券でしたかね、配られる。その中で対応できる部分、対応しなさいという部分があると思うんですよ。

使エールでいろんなガソリン高騰、電気代高騰、それが含まれていて、それで対応できる部分、ここは産業ですよ。ですから、そういう意味で産業部分が今度初めて補正として上がってきた。そういうことで一生懸命やっていることは分かりますよ。

だけどやはり、問題はということなのか、公平性の問題とか、そして、さっき言いましたが価格を転嫁できない業種をもっと分析されてですね、地場産業はどんどん疲弊化現象、規模が縮小していますので、市長も政策の中で産業競争力の向上というのを一番に上げられておりますが、市長はその辺をどう考えておられますか。今度の補正予算に関して、これで全てそういうところが公平性があるのか、一番困っている人に支援が届いているのか、その辺をどう考えているんですか。

○前田祝成市長 ただいま水産商工課長、農政課長から報告がございました。

現状の段階で、産業の状況、物価高騰の状況等を考えた今回の提案をさせていただいております。

今、議員からございました、さらに深く、もっと現状を把握した中でということは当然であろうかと思えます。そのあたりについても、今後も現状把握をして、状況を見守って、そして必要などころには支援をしていくという考え方は持ち続けたいと思えます。

あとはやはり、国あるいは県の動向というのをやっぱりしっかり注視しないといけないと思えますし、特に経済に関して、その物価高騰に関しては、一方ではやはりマクロの視点もあろうかと実は思っております。

国がどういう財政政策を今後していくのか、また、国も次の国会というところもあろうかと思えますので、そのあたりを見ながらだろうなと思えます。

経済が疲弊している、物価高が影響していて一般市民の生活が非常に厳しいという状況がある中で今朝の報道でいくと、これは大手の企業かもしれませんが、内部留保の増額であるとか、いろんな意味で利益を上げている企業もございます。

そのあたりで、全国的なその経済状況、マクロの経済状況も見ながら、そしてきめ細かく我々、地域の本当の実情というのを見ながら、しっかり対応していきたいというふうに思えます。

そのあたりについては、職員に対しても、常に状況をしっかり観察しろということは申し上げておりますので、続けてまいりたいと思えます。

○13番清水和弘議員 一般会計補正予算（第4号）、説明資料の(3)のですね、「枕崎の、畜産。」経営継続支援事業補助とありますけどね、ここに2,171万計上されていますけど、枕崎市のですね、事業者の経営規模、どのぐらいあるのか、それとですね、何社あるのか、それぞれの従業員数はどれぐらいあるのかですね、その辺を教えてください。

○沖園信也農政課長 今回の「枕崎の、畜産。」経営継続支援事業につきましては、その補助対象の事業主体につきましては、20経営体を予定しております。従業者数につきましては、把握していないところでございます。市全体の経営体につきましては、30経営体ということで把握しております。

○13番清水和弘議員 そうしたらですよ、この2,171万というこの根拠はどういうふうにして決められたんですか。1社当たり幾らぐらいになるの。

○沖園信也農政課長 この根拠としまして、令和4年1月から6月に購入した配合飼料に対し、1キログラム当たり5円を、1トン当たり5,000円を助成するという事で制度設計をしてございます。そして、飼料の月の購入量が50から150トンにつきましては、上限を150万、150トン以

上を200万円という形で制度設計をいたしております。

○4番沖園強議員 基本的な部分ならいいんですけども、既に審査に入っているような状況なんです。議事進行で調整をお願いします。

○永野慶一郎議長 委員会もごさいますし、質疑という形でもう完全にやるんだったらもう予算委員会のほうで聞いてください。

委員会審査に、おっしゃるとおり該当するかなと私もそういう感じで聞いておりましたので。

○13番清水和弘議員 だから私、大まかな部分だけ今質疑したつもりですよ。細かい部分は予算委員会で質疑させていただこうと、そう考えて、今、大まかな部分だけを質疑したところでした。

○永野慶一郎議長 ほかにごさいませんか。

○沖園信也農政課長 申し訳ございません。先ほどの事業の中でその趣旨等の説明が若干漏れましたので、説明いたします。

今回の補正につきましては、「枕崎の、畜産。」経営継続支援事業につきましては、トウモロコシ原産国の天候不良や新型コロナウイルス感染症の影響による海上輸送費用の上昇などにより、配合飼料価格は史上最高価格で推移し、今後の見通しも不透明な状況にありますので、このため畜産経営において大きなウエートを占める飼料費の一部を助成し畜産経営の安定を図ることを目的に、今回補正をお願いしているところでございます。

すみません、説明が漏れました。

○永野慶一郎議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を、また、決算関係議案については、議長及び監査委員である6番議員を除く全議員で構成する決算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託して審査したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算及び決算の関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、所管の委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時38分 再開

○永野慶一郎議長 再開いたします。

次に、日程第20号を議題といたします。

議員定数適正化及び議員報酬等調査特別委員長に報告を求めます。

[吉嶺周作議員定数適正化及び議員報酬等調査特別委員長 登壇]

○吉嶺周作議員定数適正化及び議員報酬等調査特別委員長 ただいま議題となりました日程第20号について、議員定数適正化及び議員報酬等調査特別委員会の報告を申し上げます。

委員会は、議長を除く全議員で構成し、委員長に吉嶺周作、副委員長に下竹芳郎委員を選任いたしました。

本特別委員会は、全国的に地方議会選挙における無投票当選の増加や議員の成り手不足が深刻化するなか、枕崎市議会においても、平成31年4月の市議会議員選挙は初めて無投票となったこと、また、令和3年6月定例会において、市民から調査特別委員会の設置による議員定数の適正化を求める陳情が提出され、採決の結果、全会一致で陳情を採択したこと、こうした状況を踏まえ、議員定数の適正化はもとより、議員報酬、議員の成り手不足の問題など幅広く調査・協議

していくことを目的として、令和3年9月24日の本会議において設置され、これまで7回にわたり調査、研究、協議を行ってまいりました。

まず、第1回委員会においては、今回の調査・研究に当たっての基本的な考え方について、枕崎市議会基本条例の趣旨を尊重し、同条例第20条及び第21条に定める議員定数及び議員報酬の規定に則して調査を進めていくことを確認しました。

次に、第2回から第4回の委員会においては、議員定数等の調査・協議を進めるうえでの重要な基礎資料とするため、令和3年10月1日現在で18歳以上の本市在住者1,000名を対象とする枕崎市議会に関するアンケート調査を実施し、集計結果や寄せられた意見等について調査・分析等を行うとともに県下19市の議員定数や報酬、また議員1人当たりの人口及び市の面積等について資料収集し調査を進めました。

第5回委員会においては、先に述べた枕崎市議会に関するアンケート調査を集約した報告書について最終確認を行いその内容を確定させ、市議会ホームページと市議会だより令和4年3月号に掲載することで、市民への周知を図りました。

また、委員会での協議を集中的に行うため、協議事項を議員定数、議員報酬、その他の3項目に分けて、それぞれ協議を行っていくことを確認し、各委員が項目ごとに意見や考え方を述べ、その後自由討論で調査・研究を深めたところです。

そして第6回委員会では、第5回委員会で出された意見等を踏まえて、本特別委員会として議員定数及び議員報酬について最終結論を導き出していくことを確認のうえ調査・協議を行いました。

その結果、議員定数については、現状維持、定数10名、定数12名、定数13名と各委員の意見が4つに割れたため、まず現状維持か定数削減の2択で諮り、賛成者多数で定数削減の方向性が示されました。

そのうえで、改めて議員定数について採決した結果、議員定数を10とするが2名、議員定数を12とするが8名、議員定数を13とするが2名となり、議員定数は最も賛成の多かった12名とすることで合意しました。

また、議員報酬については、各委員の意見が現状維持、増額、減額の3つに割れましたが、採決した結果、現状維持8名、増額2名、減額2名となり、議員報酬は最も賛成の多かった現状維持とすることで合意しました。

以上のとおり、本特別委員会では、議員定数は現行の14名から2名削減し12名とする、また議員報酬は現状維持とする調査研究結果を取りまとめました。

なお調査・研究の過程で出された委員の意見、考え方の詳細は、議長を除く全議員で構成された委員会であること、またこれまでの委員会記録や調査報告書は既にお渡ししてありますので省略させていただきますが、本特別委員会の最終報告の結びとして申し上げますと、まず、市民の枕崎市議会に対する率直な声をお聞きする観点から実施した枕崎市議会に関するアンケート調査の結果といただいた多くの貴重な意見は、議員定数及び議員報酬の最終結論を導き出す上で有意義な資料となり、改めて市民の付託に応える市議会議員としての使命、職責を再認識いたしました。

また、最も重要な論点となった議員の成り手不足の解消という課題は本市においても深刻であり、次期選挙において連続無投票だけは避けなければならないという危機感を全議員で共有するとともに、議員自らが不断の努力により資質の向上に努め、議会活性化への取組をさらに進めなければならないと決意を新たにいたしました。

最後に、本市を取り巻く環境は、人口減少はもとより、少子高齢化対策や地域活性化対策など喫緊の課題が山積しておりますが、これらの課題に対応した持続可能な地域社会の実現に当たって、住民の多様な意見を反映しながら合意形成を行う場となる議会の役割はより一層重要になっ

てくることから、次期改選後の議員においても、市民福祉の向上及び市勢発展のため、議員としての使命と職責を果たしていくことによって、市民から信頼される議会を目指していくことを誓い、本調査特別委員会の報告といたします。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告をもって、議員定数適正化及び議員報酬等調査特別委員会の調査を終了いたします。

次に、日程第21号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

[吉嶺周作議員 登壇]

○14番吉嶺周作議員 ただいま上程されました議案第59号枕崎市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、さきほどの委員長報告にもありましたように、全国的に地方議会議員の成り手不足が深刻化するなか、本市議会議員選挙においても、前回無投票となった状況等を考慮し、議会自らが設置した議員定数適正化及び議員報酬等調査特別委員会での協議結果を踏まえ、議員の定数を現行の14人から2人削減し12人とし、来年4月に予定されている市議会議員選挙から適用しようとするものです。

以上、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、議長を除く、全議員が提出者となっておりますので、会議規則第36条第3項の規定を適用して、委員会付託を省略するとともに、質疑及び討論を省略いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第21号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第22号及び第23号について、市長に報告を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 報告事項2件について、報告いたします。

報告事項第4号健全化判断比率について及び報告事項第5号資金不足比率につきましては、令和3年度における健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、それぞれ監査委員の意見を付して報告するものです。

以上、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時51分 散会

# 本 会 議 第 2 日

(令和4年9月5日)

令和4年枕崎市議会第6回定例会

議事日程（第2号）

令和4年9月5日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	清水和弘 議員（21ページ～31ページ） 城森史明 議員（31ページ～42ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員  
3 番 上 迫 正 幸 議員  
5 番 禰 占 通 男 議員  
8 番 豊 留 榮 子 議員  
10番 下 竹 芳 郎 議員  
12番 東 君 子 議員  
14番 吉 嶺 周 作 議員

2 番 眞 茅 弘 美 議員  
4 番 沖 園 強 議員  
6 番 城 森 史 明 議員  
9 番 立 石 幸 徳 議員  
11番 中 原 重 信 議員  
13番 清 水 和 弘 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

7 番 吉 松 幸 夫 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長  
大江 武 史 書記  
山口 美津哉 書記

鷲 山 美津代 書記  
川 瀬 裕 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長  
山 口 太 総務課長  
鮫 島 寿 文 水産商工課長  
籠 原 正 二 財政課長  
松 田 誠 建設課長  
西 村 祐 一 健康課長  
鮫 島 眞 一 税務課長  
水 流 敏 幸 監査委員  
中 村 俊 彦 農政課参事  
松 田 勇 一 市民生活課参事  
平 田 寿 一 総務課参事  
中 村 克 己 学校教育課長  
中 山 俊 吾 総務課行政係長

本 田 親 行 副市長  
堂 原 耕 一 企画調整課長  
日 渡 輝 明 市民生活課長  
福 永 賢 一 福祉課長  
沖 園 信 也 農政課長  
鮫 島 眞 一 税務課長  
橋 口 和 洋 監査委員事務局長  
森 智 賀 健康課参事  
桑 原 英 樹 水産商工課参事  
田 代 勝 義 企画調整課参事  
木之下 浩 一 教育長  
高 山 京 彦 生涯学習課長

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから一般質問を行います。

質問は、1番清水和弘議員、2番城森史明議員、3番眞茅弘美議員、4番上迫正幸議員、5番立石幸徳議員、6番禰占通男議員、7番豊留榮子議員、8番中原重信議員、9番東君子議員、10番沖園強議員の順に行います。

まず、清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○13番清水和弘議員 しばらくの間、お付き合いをお願いします。

第2期枕崎市地方創生総合戦略は、安心な暮らしを守るとともに、時代に合った魅力的な地域をつくるとなっております。私は、これまで枕崎市をよりよいまちにするために多くの質問をしてきました。

なぜ改善されないのか。市長が考える魅力的な地域について質問してまいります。

近年、温暖化による海水温度上昇で、海面の面積は拡大、そのことによる災害が世界中で言われている状況です。国内においても影響が報道されております。本市の南側は海面に接している状況です。第2期枕崎市地方創生総合戦略令和3年度改訂版には記載されていないと思います。

本市は、海水温度上昇による影響をどのように判断しているのかお伺いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 現在、世界では地球温暖化が問題となっております。その影響は全国・世界各地で見られますが、その影響の一つに海水温度の上昇がございます。

地球温暖化によって海水温や気温が上がり、海氷や氷河、氷床が溶け出し、海面の水位が上昇し続けております。海面が1メートル上昇することで、全国の砂浜の9割が失われると予想されています。また、海面水位が40センチ上昇すると日本の多くの干潟は消滅してしまうため、そこに住む生物の産卵や子育て、餌場としている鳥などにも影響を与えます。

このように地球温暖化による海水温度の上昇は、海水面の上昇や気候変動、自然災害や動植物の生態系にも大きな影響を与えるものと考えているところでございます。

質問にございました本市における海水温上昇による影響につきましては、自然災害の観点から、担当課のほうで答弁いたします。

○平田寿一総務課参事 海水温度の上昇による影響に対する対策・対応につきましては、本市の地域防災計画に記載されており、高潮等の対策について、海岸保全施設の整備の推進や既存の海岸保全施設の点検・改修等に取り組むこととしております。

この海水温度の上昇による影響については、自然災害という面から言わせていただきますと、熱波や干ばつ、真夏日や猛暑日の増加、そして台風の大型化、高潮・高波といった影響があると考えています。また、短時間に大量の雨が集中して降るゲリラ豪雨、そして近年では、これまでに経験したことがないような大量の雨が長時間同じ場所で降り続く線状降水帯の発生などにも結びついています。

本市においても、令和3年8月には数日間にわたる大雨で48時間雨量と72時間雨量で8月の観測史上最多を記録したり、令和2年9月の台風第10号も大型でかなり強い勢力を保った状態で本市に接近し、被害の爪痕を残しました。また、その1週間後には本市に記録的短時間大雨情報が発表され、1時間雨量が9月の観測史上最多を記録しています。

海水温度の上昇による影響は、本市も含め全国各地で自然災害による被害が発生しており、これらの影響については深刻なものであると受け止めています。

○13番清水和弘議員 担当者からの回答をいただきましたけど、枕崎の場合ですよ、海岸保



全、これについてはもう、今までも私、質問してきましたけどね、具体的行動計画となるものは書かれとるんでしょうか。

○平田寿一総務課参事 地域防災計画の中では、ハード的な災害対策・対応の部分について、その取組について記載されているところです。

○13番清水和弘議員 書かれているとは言いますけどね、具体的にどうなっているのか、そこが私は一番大事だと思うんですよ。ただその絵に描いた餅みたいなものではですね。だから、現在枕崎はいろんな災害が発生しておる。そこを職員一同がですね、心に銘じてやって行動していただきたい。

次に質問いたします。

2017年、枕崎漁港においても海面の副振動が発生、小型船舶が転覆した事例があります。予期せぬ自然災害、想定外の自然災害から住民の生命・財産を守ることは極めて重要なことです。

本市の一部集落において、防災無線が聞き取りにくい集落があります。風向きにより聞き取りにくい地域があります。

高齢者住民への対応、住民の生命財産を守ることは行政の責務と考えますが、市職員も忙しいとは思いますが、公民館任せにしないで、自分たちの足でですね、1戸1戸聞き取りをする考えはないのか、お伺いいたします。

○平田寿一総務課参事 難聴地域については、伝搬調査や音達調査を行った上で、市が戸別受信機を設置するなど対策を行っております。しかしながら、防災行政無線の屋外拡声子局からの放送は、風向き等で聞き取りにくい場合もあり、窓などを締め切っていると聞こえにくい場合がございます。

そのようなことから、災害時における情報伝達は複数の方法で行っており、できる限りの方法を使って情報の伝達に努めています。

その方法の一つとして、防災行政無線を室内でも聞ける戸別受信機の設置を推進しています。戸別受信機の購入・設置につきましては、市の補助制度があり、主に公民館単位で申請をいただき補助を行っております。

また、防災行政無線の放送内容を文字で確認できる防災・一般情報提供メールへの登録も推進しています。メール機能があるスマートフォン等の端末で登録すると、防災行政無線の放送とほぼ同時にメールが配信される仕組みになっています。

ほかにも、防災行政無線が聞き取れなかったときなどは、専用ダイヤルに電話をすると音声でお知らせする自動応答装置、テレホンサービスや市ホームページに放送文を掲載するなどの方法で放送内容をお知らせしています。

一部集落において、防災行政無線が聞き取りにくい、風向きにより聞き取りにくい地域があるとのことですが、情報を提供していただき、その地域の公民館長と直接お会いして状況を確認する中で、戸別受信機の設置やメールの登録などについて御相談をしてみたいと思います。

○13番清水和弘議員 次にですね、自然環境は地球規模で大きく変化してきております。これはもう世界中で言われておる状況です。それに伴い、この自然災害に対する備えも大きく変化していく必要があると私は考えるんです。このことを大前提とした理解と準備が必要と言われております。本市は海に面しており、これまでも海水によるいろいろな被害が発生してきました。

住民の安心安全を守るために、本市の危険箇所など調査したことがあるのか、またそれらについて住民に報告してあるのか、その辺をお聞かせください。

○平田寿一総務課参事 危険箇所の調査につきましては、毎年、市独自の防災点検を実施しております。市内全域の危険箇所の中から毎回数か所を選定し、市長、副市長以下関係課職員が現地を点検し、担当部署と対策等を確認しています。

また、県の防災点検も毎年実施されており、市、県の職員のほか地元住民代表等も同席して現

地にて点検を行っておりますが、今年度は、中洲川の総合流域防災事業について下園橋付近を、それから枕崎漁港海岸高潮対策事業について恵比須町から岩戸町にかけての海岸保全区域を点検しております。

そのほか梅雨時期前には、各担当部署において、盛土造成地や土砂災害警戒区域等になっている箇所の点検を大雨や台風等に備えて行っております。

また、台風接近時は、消防車両で沿岸地域を回り、高潮等に対する注意喚起の広報を行ったり、沿岸部の公民館長に対して、電話やメール等で注意喚起と早めの避難を総務課から呼びかけています。

海面上昇に関連しましては、副振動が発生すると予知された段階で県から市役所総務課に情報が入ります。その際には、水産商工課に伝え、情報を共有し、漁業関係者に対して注意喚起を行うとともに、海面変動の確認等を現場で行っております。

**○13番清水和弘議員** 次にですね、この内鍋清掃センター最終処分場南側海岸防波堤の状況について質問してまいります。平成24年ぐらいからですね、私が議員になった当初からこの部分について多くの方からの意見があり、現状を確認してきたところです。

最近、先ほど来私も話しているこの海面上昇によるですね、今後の災害状況はますます拡大し、今まで内鍋清掃センター海側に堆積したごみなどはですね、海面に散乱することも考えられます。このことについてですね、私はずっともう議員になった当初から担当課のほうに具申してきましたけど、何ら進んでいないと私は考えております。

これまでの担当課参事の引継ぎ、引継書にはどのように記載されていたのか、この件についてお伺いいたします。

**○中村俊彦農政課参事** 内鍋海岸防波堤についての引継ぎにつきましては、職員間の引継ぎにおいて、今のところ変状もなく安定しており、経過観察を続けるということで引継ぎを行っております。引き継がれた内容につきましては、上司、また関係部署にも報告して共通認識を行っております。

**○13番清水和弘議員** その現場のですよ、防波堤、堤防ですね、栗野側、それから枕崎のほうですけどね、その崩壊状況についての引継ぎはなかったんですか。

**○中村俊彦農政課参事** 内鍋海岸については、現在まで現地調査を行いながら経過観察をしているところです。今のところ大きな変状もなく安定している状態と判断しております。引継ぎにつきましても、先ほど申しましたがそのような内容で引継ぎをしているところです。

台風や大雨後の定期的な現地調査により経過観察を行っています。なお、経過観察の手段としては、盛土想定箇所に観測杭を設置しまして、定期的に杭の移動による変位量を観測しているところです。現在まで特に大きな変化は見られないところです。今後も引き続き観測や現地調査を行ってまいりたいと思います。

**○13番清水和弘議員** 私は今の答弁にですね、自分たちの目で確認しとるのかと言いたいですよ。実際ですね、私は議員になった当初、変形魚もいたんですよ、あの周囲に。そこで魚釣りをした人たちがですね、それを口にしたときどうなるのか、その辺について私はこの議会でも質問したら、ある漁業関係者から、そのようなことを議会で言うてくれるなと釘を刺されましたよ。

そういう状況なのに、なぜ農政課の引継ぎはそういうことで済ましてきたんですか。自分の足で現場を確認しましたか。この堤防の崩れとる長さはどれぐらいありますか。農政課の部分でいいんですよ、環境はまた別ですからね。

**○中村俊彦農政課参事** 現地確認におきましては、平成28年頃から17回の現地調査を行い、関係部署と協議をしているところです。その中でも、県と4回、南さつま市とも2回、私ども現地調査に入っております。

事業区間の延長が全体で約340メートルあり、枕崎市が約260メートル、南さつま市が約80メ

ートルあります。そのうち被害を受けているのが、全体のうち約180メートルあり、枕崎市がそのうち約100メートル、南さつま市が80メートルの被害になっていると認識しており、現地確認もしております。

**○13番清水和弘議員** 私は今担当課が言いましたけど、その件について、国交省、県とも話をしたんですよ。これは修理に何十億と費用がかかるからと言われましたよ。それを、行政のほうから何ら報告もない。何をしとるんですか。枕崎の生命財産を守るのは市職員の責任じゃないですか。今の答弁は、全く枕崎の職員として恥じるべき答弁だと思いますよ。もうちょっと真剣にですね、今は出ていないと思うけど、前はですね、真っ黒い汚水も流れていたんですよ。そのような状況も担当課の引継書にはなかったのか、私は議会でも言うところですよ。それが本当になかったんですか、もう一回お願いしますよ。

**○松田勇一市民生活課参事** 内鍋清掃センター周辺の海岸状況につきましては、環境担当の参事としましては、引継ぎの時点で土砂の流出もなく安定していることを引き継いでおります。経過を観察するために、南薩地区衛生管理組合、関係部署と定期的に現地確認を行っており、目視で安定していることを確認しております。また、内鍋清掃センター側からの浸出水につきましては、環境に影響がないかを南薩地区衛生管理組合が毎年、海岸の東側と西側の浸出水と海岸付近の海水の検査を実施しており、基準値以下の数値であることを確認しております。

今後についても、現地状況を注意深く観察し、必要に応じて、南薩地区衛生管理組合、関係部署と連携しながら対応を協議してまいります。

**○13番清水和弘議員** 今ですよ、環境のほうから答弁がありましたけどね、私になぜこの世界の海面が上昇してきとると環境を言うたのか、そこを全く分かっていない。海面上昇があるから、今までと同じようなことで考えるなということ私を私は最初述べとるんですよ。あなた方のその能力というのは、いい時点で止まるとる。将来的な状況、何ら考慮、影響を考えていない。住民の生命財産を守るとはどういうことなんですか。

**○中村俊彦農政課参事** 地球温暖化によりまして、世界中であらゆる災害が現在発生していることは、私どもも認識しているところです。

先ほどから申しておりますが、内鍋海岸につきましては、現在まで十四、五回の現場確認をしながら経過観察をしているところです。

今のところ変状もなく安定していると判断しておりますが、今後も引き続き経過観察ということで現場を確認していきたいと思っております。

**○13番清水和弘議員** 最初、市長の答弁でもですよ、海面上昇があると言われておりますよ。ところが、担当課は海面上昇など全く頭がない。それで、枕崎市の住民の生命財産を守れるんですか、おたくらは。今、枕崎の人口はじゃんじゃん減少していきますよ。これもおたくらの責任ですよ、これは。もうちょっと住民の立場になって行政活動をしていただきたい。

今の答弁を聞いて市長はどう思われますか。

**○前田祝成市長** 今、議員から厳しい御指摘があったわけですがけれども、現状については、今の担当課、市民生活課参事と農政課参事から答弁があったとおり、現状確認をしているところでございます。

当然、関係課において、県あるいは南さつま市とも協議しながら現地調査、経過観察を行っており、今のところ大きな変状もなく安定している状態というふうに判断をしておりますが、当然、環境に与える影響と今後の変化という部分については観察していく必要があろうかというふうに思います。

そのあたりについては、しっかり現状を追いかけていきたいと思っております。

今、議員からございました世界の海面上昇があるから将来的な影響を考えるべきだということについては、当然だと思います。ですので、そのあたりの将来予測も含めた形での経過観察とい

うのもしっかりと加えていかないといけないだろうなと思ってございますので、そのあたりはまた関係課あるいは県、そして国交省も含めてかもしれませんが、そのあたりも含めて状況の確認に努めてまいりたいと思います。

いずれにしても、議員がおっしゃるように、市民の生命財産を守るという部分は、非常に我々にとっても重要な部分でございますので、そこはしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

**○13番清水和弘議員** 次にですね、この海面上昇の根本的な原因は地球温暖化と、先ほど来私述べていますけどね、6月議会で本市の未利用材使用の発電について質問したときですね、農政課の答弁者は温暖化への影響など全く答弁がありませんでした。ヨーロッパなどのですね、世界中のいろんなところではもうCO<sub>2</sub>抑制に取り組んでいる状況なんですよ。枕崎の場合、CO<sub>2</sub>は全く影響ないとか、住民に対してCO<sub>2</sub>がどのような影響を与えるとか、そういうのは考えていないんですか、担当課は。

**○中村俊彦農政課参事** 平成21年に公布されましたバイオマス活用推進基本法によりますと、目的の中に、基本理念として地球温暖化の防止に向けた推進や循環型社会の形成に向けた推進、また環境の保全への配慮等が掲げられています。

バイオマスは、動植物に由来する有機物である資源であり、その活用として、バイオマスを製品の原材料として利用すること、またはエネルギー源としての利用が行われています。

バイオマスの活用の推進においては、太陽、大地、海、山などの自然の恩恵によってもたらされる資源をはじめとする枯渇することのない資源の活用を図ることが、化石資源の乏しい我が国にとって経済社会の持続的な発展を実現する上で極めて重要であると考えます。

木質バイオマス発電は、森林の持つ多面的な機能を発揮するため、間伐の際に発生する今まで廃棄されていた人工林の未利用材を燃料とする再生可能エネルギーの特徴的な設備であり、地域資源の循環により、地域経済の活性化や資源の有効活用が期待されるものと言われております。

また、木質バイオマスを燃焼させることにより放出されるCO<sub>2</sub>は、原料である人工林の未利用材の成長過程で光合成により大気中から吸収されたものであり、CO<sub>2</sub>の排出量と吸収作用の均衡が保たれており、大気中のCO<sub>2</sub>を増加させないカーボンニュートラルと呼ばれる特性を有しております。木質バイオマス発電施設は、脱炭素社会の実現を目指す上で地球温暖化防止に貢献している施設であると言われております。

近年、地球温暖化による気候変動の影響が避けられない中、これからの地球温暖化対策は、温室効果ガスの排出抑制を行う再生可能エネルギーの地産地消や省エネの促進などで、温暖化を食い止める緩和策だけでなく、既に起こりつつある気候変動の影響による被害を最小化するため、熱中症予防や局地的豪雨に対する防災対策などで受ける影響を小さくする適応策についても実施し、それらを両輪として取り組むことが重要だと考えているところです。

**○13番清水和弘議員** 答弁が長くてですね、私は今の答弁はですね、世界が今取り組んでいるCO<sub>2</sub>削減対策と全く逆行している、これは言うときます。まだまだやることはいっぱいありますよ、これ。

次にですね、火之神公園手前のカーブ部分について、これまで台風のたびに路上に大きな石が打ち上げられ、道路利用者の通勤に影響を与えてきている状況でした。

この件についてですね、県の担当課と話し合った結果、消波ブロックを設置したらどうかというアドバイスをいただいたことがあります。これまで本市担当課は、どのような対策を依頼してきたのかですね、県のほうに。今の状況でいいのかと私は考えるんですね。

今後、この火之神公園一帯を改善すると言われておるわけですね、市長の答弁にもありましたけど、火之神海域の改善をするのであれば、まず、このカーブの部分あるいは西側、あの辺の堤防と言うていいんですかねあれ、あの部分はどのように改善しようと考えているのか。

○**鮫島寿文水産商工課長** 火之神公園入り口手前の松崎ヶ鼻カーブの護岸につきましては、令和2年9月の台風第10号で被害を受け、鹿児島県にお願いし原状復旧がなされたところです。これと同様の被害、護岸の破損や高潮による越波で玉石や岩が市道まで迫り上がってきた事案としましては、近年では平成27年の台風第15号でも同様の状況がございました。

その対策としましては、当該護岸の南端に現在大型土のうを設置しておりますが、県にこの部分までのコンクリート護岸の延長をお願いしております。

海岸、瀬の玉石や岩が長年の台風等で道路沿いの護岸付近までなだらかに迫り上がってきている状況がありますので、まずはこれらの除去をお願いしているところです。

今後も引き続き、対応可能な事業メニューがないかも含め、よりよい工法で防潮対策を講じていただくよう南薩地域振興局に要望してまいります。

また、塩屋集落から火之神公園の入り口ぐらまでのところは小湊護岸という護岸であります。護岸に隣接した形で消波ブロックを設置しております。ここにつきましても、火之神のほうの、今、近年の台風等で石が市道まで上がってきた事案もございますが、この火之神集落の入り口から火之神公園までの小湊護岸につきましては、花渡川の河口部にありまして、河川への影響や漁業への影響、磯建網、イセエビ漁ですとかそういった漁業への影響も考慮する必要があるということで県のほうからも伺っております。そういったことも含めて検討をお願いしております。

議員がおっしゃいますとおり、海水温の上昇等でやはり台風等の被害といいますか、台風の大型化や、勢力が強くと近づいてまいったときに潮が小湊護岸を越えて市道にかかる場合もございますので、その辺はしっかりと、対応については県とも協議をしながら優先順位を上げて、どのような工法がいいかも含めて対応を検討してまいりたいと思います。

○**13番清水和弘議員** 今ですね、市長が代わってからですね、いろんな改善策を打たれてやってきておりますよ。そういうことですね、やっぱりこの枕崎、火之神というたら、私はもう一番この交流人口、流入人口の稼げる場所だと、地域だと私は考えておるんですよ。また今回もこれからの予算にも出てくると思いますけどね、あの地域はですね、私は稼げる地域だと思っているんですよ。だからですね、その辺を考えながら、担当課も対応していただきたい、これはもう要望しときますよ。

次にですね、枕崎市地方創生総合戦略の基本的な考え方について質問してまいります。

第2期枕崎市地方創生総合戦略に地域内外の有用な人材の積極的な確保、育成を急ぐとありました。これまで幾度となく枕崎市の人口流出について質問してきました。まず、自分たちの生活を確保することが最も大切だと私は考えておるんです。そのための最低賃金法、国の定めた賃金の最低額であり、定められた最低賃金の支払いは最低限の義務です。定められた最低賃金額以上の賃金を支払うようになってくるんですよ。

本市はこれまで、夫婦2人、小学生、中学生各1人ずつの2人の家族の一月の生活費をどのぐらいだったと判断しておるんですか、これ調査したことがありますか。

○**田代勝義企画調整課参事** お尋ねの夫婦2人、小学生、中学生の子供2人の4人家族の一月の生活費につきましては、本市独自の調査を実施したことはございませんが、参考値といたしまして、国で調査をしております総務省統計局の家計調査、4人世帯、有業者1人の2021年における1世帯当たりの1か月間の支出額は28万5,409円となっているところです。

○**13番清水和弘議員** 今、28万5,000円と言われましたけどね、枕崎の最低賃金でいえば、これやっていけるんですか、どうなんですか。

○**鮫島寿文水産商工課長** 枕崎の最低賃金ということではなく、最低賃金は現在821円ということで鹿児島県で昨年決定がされて、それを使用者、労働者に適用されているところです。

お尋ねの、やっていけるかということにつきましては、この最低賃金といいますのは今年も審議をされまして、10月初旬に適用されるようになっておりますが、まず中央最低賃金審議会で示さ

れる引上げ額を参考にしながら、地方最低賃金審議会、鹿児島県でもこれを開いて、その審議会のメンバーといいますのは、公益代表5人、労働者代表5人、使用者、企業の代表5人で構成される鹿児島地方最低賃金審議会において、労働者の生計費と賃金、それと企業の賃金支払い能力を考慮して定められたものです。

労働者が生活できるかどうかや、今現在のコロナ禍で売上げが落ち、燃料や原料などの経費が増えても価格転嫁できない事業者もいるといった、労使ともに課題を抱えている中で、急激に進む物価高騰に対応せざるを得ない現状を踏まえて十分審議され、今年もそういった最低賃金の審議がなされております。

そうした中で、本市において最低賃金で対応可能かということにつきましては、国は最低賃金を1,000円以上にとそういった目標もございますが、現在の状況を踏まえて、しっかりと審議を踏まえて決定されたことですので、これに基づいて市内の最低賃金と、また月給等そういったものは、しっかりと事業者、労働者、それを踏まえて対応していただいているものと考えております。

**○13番清水和弘議員** 先ほど私は言ったと思うんですけどね、本市の夫婦2人、小中学生、子供2人の家族でですよ、一月の生活費はどのぐらいだと、これ調査したことがありますか。

**○田代勝義企画調整課参事** 先ほども答弁いたしましたけれども、本市においては、そのような世帯の生活費についての調査は実施していないところでございます。

**○13番清水和弘議員** 先ほど実施していないというから私は再度質問したんですよ。調べる考えもないんですか、アクションは起こさないんですか、どうなんですか。

**○田代勝義企画調整課参事** この生活費の調査につきましては、国が行っております家計調査において、家計の収入、支出、貯蓄、負債などを毎月調査されているところです。

この結果は、我が国の景気動向の把握、生活保護基準の検討などの基礎資料として地方公共団体や民間の会社で利用されているところで、今国が調査しましたこういう結果を基に、いろんな事業の基礎資料として役立てていきたいと考えております。

**○13番清水和弘議員** 再度同じことを聞きますけどね、枕崎市のこの今私が述べたですね、夫婦2人、小中学生各1人ずつ、この毎月の生活をどのぐらいと考えとるんですか。調べる考えもないんですか、アクションは起こさないんですか。

**○田代勝義企画調整課参事** この夫婦2人、子供2人という世帯につきましては、昭和61年には41%ということで世帯の大部分を占めている世帯でありましたけれども、現在におきましては、単独の世帯、夫婦のみの世帯、こういったものが25%ずつを占めて、この4人世帯の割合というのも25%程度ということで、この家族4人というものが日本における世帯の指標といいますか、そういう数値にはならないところでありますが、もしこの4人世帯というものを調査しなければ実施できないような事業等がございましたら、そのときにはまた検討していきたいと考えております。

**○13番清水和弘議員** 今、担当課参事は昭和60年代のことを言いましたけどね、昭和60年代というたらもう景気が上昇しているときですよ。今減速ですよ。最低限のどこまで来とるんですよ。なぜそれと比較するのか、全く分からない。認識不足と私は言わしてもらいますよ。

枕崎ですとね、本当に朝御飯も食べないで学校に行く、そういう子供もいるんですよ。行政職員だったらですよ、住民の税金で給料もろとるわけじゃないですか。なぜそこまで調べようとしませんか、市長そこはどうなんですか。

**○前田祝成市長** ただいま企画調整課参事から答弁がございましたが、平均的な2人親、そして子供が2人いるという4人家族というのが、先ほど答弁がございました昭和後半あたりでは平均的な日本の家族像だったというふうに認識しております。

ただ、現状は答弁ございましたように、例えば1人親家族があったり、あるいは子供は1人つ

子、あるいは多子、いろんな状況がございます。そのあたりをきめ細かく調査していくということは、議員が言われるように非常に必要なことかなと思っています。

これは、ひいては人口減少対策のところに通じてくると思うんですけれども、そのときに一番重要なのは、やはり少子化対策ではないかなと思っています。

少子化対策を考えた場合に、子供を産み育てる環境をつくるためには、やはり親がしっかりとある程度の所得が必要であるという、これはもう日本全国どこでも課題だと思いますので、そのあたりを、やはり本市はどうなっているのかというのをきめ細かく、今後やっていかないといけないと考えてございますので、それが平均的な4人家族の所得をというよりも、もっときめ細かく本市の少子化対策を考えていく上で、どういう数値が我々として指標として必要なのかという部分を含めて取り組んでいきたいなと考えております。

ここについては当然、地方創生総合戦略も既に第2期が始まっているわけですがけれども、現状をもう少しきめ細かく分析あるいは反省しながら、次の施策として非常に重要なことであろうかと思っていますので、そこはやってまいります。

そこについては、既に企画調整課にも私のほうから、少子化対策に特化した形での現状調査をしようということで話をしておりますので、そのあたりについては、今後、進めてまいりたいと考えております。

**○13番清水和弘議員** 市長の言葉を信じてですね、次の質問にいきますよ。

本当ですね、疲弊しとるんですよ。枕崎市だけでなく日本全国ですけどね、人口減少になっていく。このことをいかにして軽減する、改善ちゅうより軽減ですよ。軽減するかになったとき、私はですね、この夫婦2人、子供2人、今回、31円の最低賃金が上げられましたよ。これでやっていけるのかですね。また、政府は、この今回31円上げて、枕崎の場合なんか853円ですか、それぐらいになると思うんですけどね、それでやっていけるといいますか、どうなんですか担当課は。

だから私はそういう世帯を調べて、どのぐらいの世帯がおるのか、そういうのも必要だと思うんですよ。そういう考えはないんですね、どうなんですか、イエスかノーで答えてください。

**○鮫島寿文水産商工課長** 鹿児島県における地域別最低賃金につきましては、国が地域ごとに示した目安30円を2円上回る32円の引上げということで、時給853円と改定額が確定し、令和4年10月6日から県内全ての労働者、使用者に適用されるものです。

最低賃金が新しく32円引き上げられて853円となるわけですが、これでどうかということにつきましては、この金額は十分かと考えるかということではありますが、様々な立場や視点、先ほど申しあげました県のほうでも、労働者そして使用者、広域代表、そういった御意見がある中で、相違がある中で、先ほどの答弁と重なりますが、しっかりと生計費や現在の賃金、それと賃金支払い能力等を考慮して、議論されて、決定されたものが本市としても適用されますので、それをしっかりと受け止めて、使用者、労働者、しっかりと遵守していくものと考えております。

**○13番清水和弘議員** 私はですね、今回853円ですか、この最低賃金、これはこれ以上の時給を払いなさいってことじゃないですか。これは、これを守りなさいというんじゃなくして、これ以上の時給を払いなさいってことじゃないんですか。私の解釈は間違いですか。

**○鮫島寿文水産商工課長** 最低賃金といいますのは最低賃金法で最低限度額を定めるとしておりますので、これよりも低い賃金であると違法ということになりますので、最低限度額ということでございます。

**○13番清水和弘議員** ということは、それ以上のものを支払いなさいということではないんですか、どうなんですか。最低賃金法だからこれを維持しなさいというもんじゃないでしょう。そこはどうなんですか。

**○鮫島寿文水産商工課長** 先ほど申しあげましたとおり、最低限度額を定めるとなっております

ので、これ以上の賃金を支払うということになります。

**○13番清水和弘議員** 今、そのような答弁が欲しいんですよ。だったらですね、それをするために行政としてどのような努力をしようと考えておるのか、民間企業に対してですよ。その辺はどう考えとるんですか。

この最低賃金を枕崎は少しでも上げたらですね、私は枕崎の雇用は増えて、人口も増える。それこそ市長は述べとるんですね。今のままでいったらですよ、枕崎は沈没しますよこんなもん。今、2045年の人口は1万0,600人ぐらいと推計されていますよね。まだまだこれ以上に私は減少すると考えておるんですよ。だから、最低賃金が853円ですか、それ以上に払えばですね、ほか自治体より1円か2円でも上げるんですよ。そしたら枕崎の雇用が増えてくる。その辺は考えていないですか。

**○前田祝成市長** 先ほどから最低賃金の御質問ということで当局としても答弁をさせていただきます。この最低賃金というのは、定められたそれ以上の賃金をお支払いするという事になっているわけですよ。

事業者の立場になったときにですね、事業者として経営の中で人件費をどのような形で上げていくかという部分も課題であろうかと思ひますし、そのあたりは事業者の事業経営の事情というのでもあって賃金が決定していきたくらうと思ひます。

議員がおっしゃられるように、2人親で2人子供がいらっしゃるって、先ほど冒頭の答弁の中で平均的な支出額として1有業者、つまり1人の親がお仕事をされていて、その4人家族で支出額が28万5,000円というような話がございました。最低賃金が853円としたときに、例えば8時間労働されて、20日間労働されるとなっても、合計でも十七、八万ぐらいなわけですね。そうすると、この28万をこれ全国平均ですからもしかしたら枕崎はもう少し支出額が少ないのかもしれませんが、やはり28万を賄うとなったら、共働きで働かないといけないとか、そういういろんな事情がやっぱり出てくるんだと思ひます。

ただ、これはもう事実として数値として上がっているわけですから、その状況を国の数値であったりとか、鹿児島県内の最低賃金であったりとか、枕崎市内の正規雇用者、非正規雇用者であったりとか、いろんな事情がございまして。

ですので、先ほど申し上げましたように、私が今課題として思っているその人口減少対策の中の少子化というところにフォーカスしたときに、子供を産み育てるにはどれぐらいが必要なのかとかという部分を、先ほどの繰り返しになりますが、調べましょうということで庁内で今話をしているところでございまして。

そのあたりはいろんなケースが出てくると思ひますので、議員がおっしゃられるようにきめ細かく調査した中でしっかりと対策を練っていかないとけないなと思ひます。

そして、産業界のことで話をしますと、冒頭、今の答弁の中で申し上げましたが、やはり、できれば利益を上げて、給料も上げられるという体制がつけられるっていうのが一番いいかと思ひます。

そこを考える上では、やはり本市の主要産業である水産加工業であるとか、農林水産業であるとかそのしっかりと付加価値を上げていくっていうことは、我々行政としてもしっかりと取り組んでいかないとけない部分だと思ひますので、そこについては、常々いろんな施策を打ってございまして、その辺も検証しながら、さらに取り組んでいきたいと思ひます。

金曜日の質疑の中で物価高対策とか、いろんな産業の方が抱えている課題の質疑があったわけですけど、そこでもお話ししましたが、やはり個々の賃金を上げることについては、我々地方自治体ができることというの非常に限られているのかと実は思ひまして、9日に国は物価高騰対応に対する物価賃金生活総合対策本部というのを開いて、いろんな対策を取るという話が昨日今日で報道されておりますが、やはり、マクロの視点でしっかりと財政政策といひますか、



機動的な財政政策を行うことによって、国内の景気をよくしていくっていうのはもう前提であろうかと思しますので、そのあたりを見極めながら、そして地方のほうは当然ミクロの視点で経済対策を取っていけるのかということもしっかりとやっていきながら、そのあたりには対応していければなと思っていますところ。

**○13番清水和弘議員** 今、市長はいろいろ申しましたけど、私は周辺自治体よりですね、この時給を1円でも2円でも上げてやればですね、雇用も増加してくると思うんですよ。私も日本全国調べましたよ。伸びる会社っていうのは、やっぱりそこに負荷をさしとるんですね。

国で決まったからこれでいいじゃないかと、今担当課がずっと答弁していますけど、そんなのはくだらんのですよ私に言わせれば。この地域をいかに底上げするか、そしてまたほかの自治体にも枕崎はよくなったねと言うてもらうためにはですね、枕崎が独自の政策を市長はそういう考えもお持ちかもしれない。だったらですね、市の職員を教育するんですよ、エデュケートが足りないんですよ、私に言わせれば。

今の職員はもう孤立しとるんですよ。それを緩和して、枕崎市をいかにして盛り上げていくか、市長はそのために市長になったと思うんですよ。市の職員は違いますよ、市の職員は自分たちのテリトリーをそのまま固定化しよう、安住しようという考えだと私は思います。ほかの人は知りませんよ。

そうじゃなくして、そういう考えがですね、枕崎が衰退してきた最も大きな私は原因だと思っている。だからですね、ほかの自治体より最低賃金を2円でも3円でも5円でも、5円上げたってそんなに経営者も負担にはならないと思いますよ。

実は私も民間の会社で給料を上げましたよ。すごいですよ、今度は募集が。採用してくれというほうはですね。そういうもんなんです。最初は損して得を取ればいいんですよ。最初からもうけようもうけようとしとるから何にも政策は進まない。そういう考えはないのか、またもう一回市長をお願いします。

**○前田祝成市長** まず、職員の姿勢ですけれども、先ほどから何度も申し上げています課題感を持って、目的を持って仕事をしましょうということについては、職員に対しても常に申し上げておりますし、職員もそのような視点で取り組んでいると思っています。

ただ、それでも外から見て、まだまだ甘いということでしたら、そこはしっかりと、やはりそういう厳しい声もあるぞというところを認識しながら、全庁挙げてしっかり取り組んでまいりたいと考えます。

経営のところ、人件費をどうするかという部分については、非常にそれぞれの経営者の考え方という部分があるというふうに私は認識しております。

先日、お亡くなりになられた稲盛会長は経営の原点12か条というのを掲げられておまして、その中の1つは、12か条とあるんですけれども、当然目的を明確にするっていうところが一番にあって、売上げを最大に、経費を最小にという経営の方針というのがあります。

経費を最小にと、当然売上げを最大にして経費を最小にすることによって利益額が増えていくんだと、ただその経費を最小にというところに当然人件費も入っているわけで、だからといって人件費を安くするというのではなくて、稲盛会長は、従業員の物心両方を満足させるんだという高い目標で経営をされています。そういう部分も含めて、経営は非常に難しいんだろうなと認識します。

もう一つは、値決めは経営というのがあります。これは価格設定は経営の一番大事なところであるという話です。

お客さんも喜んで、企業ももうかるっていうところは、1点しかない、そこを決めるのが経営だというふうにおっしゃられています。

稲盛会長の考え方には、多くの鹿児島の経営者の方も同意しながら仕事をされているのだと思

います。そこを考えたときに、本当におっしゃられるように、従業員の物心両方満足させるんだというところを考えれば、給料を上げたい、皆さんそう思っているんだと思います。

ただ、現状を見たときに、なかなか価格を転嫁できない、コストを価格に転嫁できないという状況もある中で苦勞されているんだと思います。そこを後押しするためにも、我々行政としてはその産業の付加価値を上げていく。

先般、丁寧・本物ということで本市のPR動画を作ったわけですがけれども、あれも1つです。やはり、枕崎ブランドの価値を上げていくということで、コストを価格に転嫁できる、そういう有利な商談ができるというか、そういうところについては、我々職員も含めて現場を見ながら、状況を見ながら取り組んでございますので、そこについてはしっかりやっていきたいと思っております。

結果として、枕崎の賃金が上がっていくってことは、やっぱりそういう部分が積み重なって出てくることだと思いますので、そこは一生懸命やらせていただきたいと思っております。

○永野慶一郎議長 以上で、清水和弘議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時41分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○6番城森史明議員 通告に従い一般質問を行います。

先日、本年度の全国学力テストにおける都道府県別平均正答率の結果が公表されました。鹿児島県は、小学校においては全国平均と比べ同等以上、九州7県の中では最もよいナンバーワンの成績であります。特に理科において、全国平均より3.6ポイント上回っております。中学校においては、国語と理科は全国平均と同等ですが、数学において、残念ながら全国平均より5ポイント下回っております。

全国におけるベスト5の中に、石川県、福井県、富山県の北陸勢と秋田県が入っております。

平成27年、私は総務文教委員会の政務調査で福井県鯖江市を訪問し、福井県の教育力の高さについて調査しました。7年経過した本年度においても、福井県の学力の高さが維持されております。

情報が平等で公平な日本において、北陸3県の教育力がなぜ全国で上位を独占し続けるのか、不思議で驚くばかりであります。

令和3年度に策定された第2次枕崎市教育振興基本計画の中で、本市の教育における学力の現状と課題について、次のように記載されております。

全国学力テストにおける本市の児童生徒の学力については、ここ数年県平均を上回り、全国平均とは同程度の状況ですが、年度によって学校間格差、教科間格差があることが課題です。これらを克服するため、今後も学力向上に向けた取組を市全体で共有しながら、各学校の実態等に応じて実践し、工夫・改善を行っていく必要があります。本市の児童生徒の学力の現状についての的確に捉え、学力向上に努力されているのではないのでしょうか。

このような背景の中で、全国学力テストにおける本市の本年度の結果はどうだったのか、また本市の取り組む教育行政の成果が発揮されているのか、まず市長にお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 本年4月、小学6年生、そして中学3年生を対象に、今ございましたように令和4年度全国学力・学習状況調査が実施されました。

この結果を見ますと、小学校では国語が、中学校では数学に課題があることが分かっております。

近年、本市の児童生徒の学力については県や国との差が縮まってきており、改善の方向に向かっています。しかしながら、全国学力・学習状況調査の目的が、教育の機会均等及びその水準の維持向上にあることから、この結果をしっかりと真摯に受け止め、まずは学校と教育委員会が一体となって今回の結果をしっかりと分析し、本市の教職員が育成すべき資質・能力の観点から自己の授業の在り方について再度見直しを行い、本市児童生徒の学力の向上に努めるように働きかけてまいります。

また、GIGAスクール構想に伴い、1人1台タブレット端末を整備いたしました。このことについては、誰一人取り残さない教育の視点からもその有効性を検証し、個に応じた指導を行うために活用することが求められると考えてございます。この点についても教育委員会が中心となり、各学校で研修・検証を行うべきものだと考えております。

全国学力・学習状況調査結果の詳細につきましては、学校教育課長に説明させます。

○中村克己学校教育課長 本市の学力調査の結果を教科ごとに平均正答率でお答えいたします。

小学校は、国語62%、算数63%、理科68%でございました。中学校は、国語68%、数学47%、理科49%でございました。

小学校の算数は、ほぼ全国平均と同程度であり、理科は全国、県を上回りました。国語は全国平均を下回る結果でございました。中学校の国語と理科は全国と同程度であり、数学については県と同等ですが、全国平均を下回る結果になりました。

○6番城森史明議員 小学校で国語が全国、県平均を下回っているわけですね。そして、中学校では数学が全国平均を下回っていると、県と同等だけど。

ということで、小学校、中学校とも本市の実態がそういうところに特徴的に表れているんですが、私もちょっと桜山校区ですから、桜山小学校の成績を学校新聞で知ることができました。その中でですね、桜山小学校、中学校の成績は、小学校がですね、国語が72、算数が76、理科が70。中学校が、国語が77、数学が47、理科が57なんですね。

ここで気になったのが小学校の国語ですね、桜山小学校は72点ですね。ということは、桜山小学校は少ない部類ですから、生徒数はね、そして福井県と比べるとですよ、小学校が国語で3ポイント高いんですね、算数も9ポイント高い、理科も1ポイント高い。全て福井県の平均を上回っているんですよ、素晴らしい成績ですよ。

そして中学校においては、国語が5ポイント上回り、残念ながら数学はマイナス9ポイント、理科が4ポイント福井県の成績を上回っている、とにかく全国レベルにあることですよ、桜山小学校、中学校を見た場合。それがなぜ小学校の国語に関しては、平均点が62、県も全国も下回っているんですか。

○中村克己学校教育課長 国語につきましては、今現在、それぞれの学校で評価・分析を行っているところでございます。

そして、各学校において、授業の取組、生徒の取組状況、それから様々な課題等の出し方によって、子供たちの定着度がやはり異なっているところがございます。今、教育委員会としまして、取組事例のよい学校の取組を全学校に周知しながら、いい取組をしていくようお願いするところでもあります。

本年度の問題につきましては、どこに問題がありましたかといいますと、詳細に言いますと小学校の国語につきましては、物語文を読んで、登場人物の行動や気持ちなど、叙述を的確に捉える問題に課題があったようです。

そのようなことを踏まえまして、学校としてはどのようにこの問題の取組に解決していくかというところが、今後示されているところだと思います。

○6番城森史明議員 実際、ほかの小中学校の成績は知りませんが、見る機会がなかったのです。だけど、桜山小が国語ですごい72%ですか、本市は62%で10ポイントも高い。ということは、ほ

かのところが低いということですよ。そうしたときに、その辺のところをどう考えているのかということ。たまたま今回の成績がそうだったのか、その点をどう考えているかっていうことです。

**○中村克己学校教育課長** おっしゃるとおり、それぞれの学校で平均点を見ますと、どの教科が高い、どの教科が低いというところが出てくるわけですが、桜山小学校につきましては、まずは学力向上に大切なことにつきましては、教師が共通した指導を徹底して行う。それから、自分の学校の生徒の実態をつかんで不得意な場所をしっかりと確認して、そこを徹底して指導する。そのような取組が充実されているため、このような結果になったものだと考えております。

**○6番城森史明議員** 中学校の成績ですが、47点で県と同等ですが、全国を見とれば5ポイント低いわけですが、理科は同等なんですよ。理数系、理数系っていいですが、理科が全国同等で、数学が極端に劣っているっていうことは、本市の学校はどういう特徴があるのかって、その辺はどう考えていますか。

**○中村克己学校教育課長** 現在、詳細な分析、評価については進めているところでございます。

その結果につきましては、10月までに県に報告するようになっておりますが、今、私どもが持っているデータからしますと、理科につきましては、前回は行われた平成29年度と比べても5ポイント程度上がっております。小学校も中学校も、前回の理科とすれば5ポイント程度上がって、理科については中学校は全国同程度、小学校はそれを超えていると。

そこについてはなぜかといいますと、理科についての取組は、教科書に含めた実験、実習については徹底して行っていると。そういうことから、子供たちが興味関心を理科について、科学については持っている。昨年度も科学のサイエンスショーを行いました。今年も行いました。子供たちがやはり理科に対する興味関心が高いというところが、理科のいい結果につながっているものと考えます。

数学につきましては、やはり苦手な問題、特に資料を分析し、データを分析しながら問題を解いていく、あるいは証明の問題等を解き方について具体的に自分の言葉で書いていく、そのようなところが非常に苦手であるということが分かっております。

ですので、一問一答の数字の答えを出すということではなくて、なぜその答えが導き出されたのか、そこの思考をしっかり自分の言葉で書けるようになる力がまだ足りないものだと考えております。そこに力を入れていく必要があると考えているところでございます。

**○6番城森史明議員** 今年辞められた丸山教育長の下にですね、本市の学力は改善しているっていうのは知っていたわけですが、そういう意味で、この学力の改善に関してどのような取組を行ってきたのか、質問いたします。

**○中村克己学校教育課長** 全国学力・学習状況調査の目的につきましては、教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証するために実施されているものでございます。

また、その中で検証される学力については、学校教育法において、基礎的な知識及び技能、思考力、判断力、表現力、主体的に学習に取り組む態度と示されたところでございます。

平成29年度に告示された学習指導要領では、育成すべき資質や能力について何を学ぶか、どのように学ぶか、何ができるようになるかという学習の主体者である児童生徒の視点に立ち、主体的・対話的で深い学びの実現が不可欠であると示されました。

これらを踏まえ、児童生徒の学力向上のためには、直接指導に当たる教職員の資質向上及び授業改善、児童生徒が主体的に学びに向かう態度の育成が必要であると考えております。

教職員の授業改善及び資質向上の取組としまして、まず、管理職に対し、管理職研修会において、成果を上げた学校の取組事例を基にした研究協議を行い、学力向上対策への取組の意識づけを図っております。

個々の教職員に対しては、管理職や教育委員会による授業参観、職員研修における指導主事の派遣を行い、めあてとまとめを大切に、子供たちが分かる、できる授業の在り方など、具体的な指導を行い、授業改善につなげております。

教職員の資質向上への取組としては、授業力向上を目指したブラッシュアップセミナーや教育講演会、小・中連携教育研修会における教科部会での授業を通じた研修などを実施し、教職員一人一人が学力向上に対する意識の高揚を図っているところでございます。

一方、学習の主体である児童生徒に対しては、学習課題を他者との対話や協働により解決する学習活動や、自分で調べてみたいテーマについて探求する学習活動を取り入れた授業を通して、思考力や判断力、表現力の育成を図っております。

また、家庭教育の充実を図るために、まくらざき家庭教育手帳を活用した家庭学習の啓発を行い、さらなる学力の定着に努めているところでございます。

本市では、これまで取り組んできた学力向上対策に加え、全国学力・学習状況調査など諸検査結果の分析・評価を基に、定着を図るための演習問題などを計画的、継続的に取り組ませております。また、教師に対しても、児童生徒1人1台タブレット端末を効果的に活用した授業の実践にも努めているところでございます。

**○6番城森史明議員** 第2次枕崎市教育振興基本計画の基本方針の中にですよ、教育の推進というのがあって、学校、家庭、地域社会がそれぞれの教育機能を発揮して、教えること、育むことにめり張りをつけた教育の充実を図るとありますが、おぼろげには分かるんですが、何か非常に難しい表現ですよ。教育の推進ということで掲げている、あれはですね。

具体的にこれは分かりやすく言うとうどういうことなんですか。

**○中村克己学校教育課長** まず、学校でつける学力につきましては、教師がしっかり資質、能力を持った中で、技能の中で、やはり子供たちにしっかりした学力をつける授業、まずは授業改善ということになります。それと、先ほど申しましたように、子供たちが学びたい、勉強したい、そして、その基本になるのは分かる、できるということです。

そういうことの気持ちにさせていくためには、当然、学校の授業であると同時に、ここにございますが、まくらざき家庭教育手帳というのを生涯学習課で発行しております。ここには、子供たちが自宅で勉強できるように、どういうノートの取り方をしたらいいか、どう家庭学習をしたらいいかということで、これに示されております。

つまり、学校と家庭がお互いに連携をしながら、家庭でも学習を定着させる、予習、復習、そして保護者による見届け、このような形で子供たちがさらに学びたいという意欲を持たせるためには、めり張りをつけたというのは家庭も学校もお互いに協力しながらやっていくと、そのためには家庭での学習の仕方はこのような形でありますよというモデルを示してやっていくとそのようなことだと考えております。

**○6番城森史明議員** ちょっと私はこのめり張りをつけたという表現がちょっと本当に適切なのかな、分かりにくい表現ですよ。連携を強めるとかそういうのだったら分かるんですが。

それともう一つ、その中で学校、家庭、地域社会というのがあるということで、家庭でやっている40・60・90・120運動の実施状況はどういう状況ですか。

**○中村克己学校教育課長** 大変申し訳ございません、ここにちょっとデータを持ってきておりませんので、また後ほど回答させてもらってよろしいでしょうか。

**○6番城森史明議員** これは非常に大事なことだと思って私は質問しているわけなんです、この一番大事なことが回答できないんですか。状況としては、数字じゃなくて状況的にはどうなんですか。

**○中村克己学校教育課長** このデータにつきましても、学校ごとにそのデータの数値は違いますが、おおむねですね、この数字は達成できているものと思います。おおむねということだけは言

えますが、細かい平均数値については表示できませんけれども、ここについてはおおむねできているものだと認識しております。

○6番城森史明議員 まず、この意味をちょっと説明してもらえないですか、40・60・90・120運動の。

○中村克己学校教育課長 これは家庭学習において、40分、120分、90分、つまり家庭の中で勉強する時間の分でございます。

○木之下浩一教育長 今回の40・60・90・120運動ですけれども、小学校の低中学年が40分、高学年が60分、それから中学生が90分というようなことで目安としておりますけれども、おおむね達成はしておりますが、教職員の努力によりいろんな課題等を与える、それから家庭で自分たちの勉強の整理をする、予習・復習をする、そういうのを含めてきましたら、学年が上がるにつれて、若干これが達成されていない状況にあったかというふうに記憶しております。

○6番城森史明議員 40・60・90・120の4種類ありますから、低学年が40、中学年が60、高学年が90、中学生が120っていう意味じゃないの。そうですか。（「はい」と言う者あり）

こういうのを実際、連絡帳も使いながら、やはりこれをきちっと実施することによってですね、確実に学力が向上していくものと思いますので、この辺もしっかり、先ほどのね、基本方針の中にもそういう学校、家庭、地域社会というのが書かれておりますから、お願いをしたいと思ます。

次にですね、先ほども述べましたが、全国においては、学力テストの結果はですね、東高西低なんですよ。東日本が非常に成績が良く、西日本は下位にある。小中学校とも成績上位ベスト5は、福井、石川、秋田、富山、東京なんですよ。九州7県は上位に全く入っていないんですよ。

この成績上位県が北陸3県に集中することについて、当然御存じだと思いますが、どのように分析されているんですか。

○中村克己学校教育課長 御質問のとおり、4月に行われた全国学力・学習調査の結果について、上位の県が北陸地方や東北地方に集中し、小学校の理科においては、九州各県の中で鹿児島県が5番目に挙げられている状況でございます。

本年度については、上位県との比較など、県の調査、分析の結果は公表されておきませんが、昨年度の県の調査結果の分析において、学校質問紙、児童・生徒質問と学力調査結果をクロス集計し、上位県と鹿児島県を比較したところ、以下の3つのところで上位県が充実した取組をしていることが分かっております。

1つ目は、児童・生徒ができるようになるまで見届ける職員体制づくり、2つ目に、授業において見通しや振り返りを行い、自己調整力を身につけること、3つ目に、自分で計画を立てて家庭学習に取り組んでいること。

本市でも全小中学校の教員が一堂に会し教科部会を行ったり、各中学校区で小中が連携して研修を行ったりするなど、確かな学力の定着につなげる指導体制づくりや見通しや振り返りを大切にした授業の在り方、PTAと連携した家庭教育の充実について研修を深めているところでございます。

さらなる学力向上に向け、まずは本市の課題を明確にし、上位県の取組を参考にしながら、できるようになるまで見届けること、子供自らが主体的に学習に取り組む授業を展開すること、自分の課題を明確にして家庭学習に取り組むことなどを徹底してまいりたいと考えているところでございます。

○木之下浩一教育長 ただいまの学校教育課長の説明に補足をさせていただきます。

秋田県の例を申し上げます。

秋田県独自の授業、それから家庭環境の点から申し上げますが、秋田県は少人数学習推進事業

を行っております。

この趣旨は、1学級当たりの児童生徒数を軽減することで、子供の個性を生かした、そして子供の多様性に応える教育活動を展開する。つまり、国から予算措置された加配教員の配置以外に秋田県独自の県費で加配をした教員を配置し、小人数学級を実現しているということでありませ

国。国の基準が現在1クラス40人ですが、秋田県は30人程度で編成されていると言われております。

内容としましては、小学校の全学年、それから中学校全学年で、今申し上げたとおり30人程度の学級編成をし、そして1つの教科、特に数学においては、ティーム・ティーチングといいまして、1つの教室に2人の教員が入って、そして授業を行いながら、授業の定着について課題のある子供については、もう一人の教員が補充していくというような形態を取っております。

それから小学校3年から中学校においては、30人程度の学級をさらに20人程度の学習集団に分けて少人数授業を行っています。これは習熟度であったり、等質に分けたりということであるようです。

その成果ですけれども、学級規模が小さいほど正答率が高くなり、学級規模が大きくなれば正答率が低くなっている傾向が見られていたものが、教員1人当たりが指導する子供の数を減らすことで、中規模校や大規模校においても学力向上が見られるようになったということでありませ

国。先ほど議員がおっしゃったとおり、小規模については、やはり学力の定着が良いということでありませ。教師が児童生徒1人当たりにかかる時間が増えたこと等によって、児童生徒の学習の理解度、教師との信頼関係、信頼度、そして児童生徒の自己有用感、これは鹿児島県の大きな課題ですけれども、自己有用感が低いというのが鹿児島県の実態なんです、これが秋田では高いということ、このような方策を打つことによって学力が上がっていったと今は認識しています。

もう一点ですが、議員が先ほど御指摘のとおり、家庭学習の特徴があります。

秋田の家庭構成の特徴としまして、全部ではありませんが、子供たちが自宅に帰ったら同一敷地内に3世帯が同居している家庭が多いと。保護者が仕事から帰宅するまでの間、祖父母が孫の面倒をじっくり見ている。宿題、予習復習の見届けを祖父母等の大人がしっかり行っているということ。したがって、秋田は通塾率が低いといわれています。

ですから、家で自分で計画を立てて勉強しているということや、家で学校の復習をしているということが、全国通塾率に比べて非常に高いという状況でございます。

**○6番城森史明議員** 秋田県の成績がいいのが目に浮かぶような感じがします。

それで、私どもが政務調査に行ったときに福井県の状況を聞いたんですが、まず、先生たちがですね、非常に仲がいいと。一丸となり、教員の特徴として、しなやかで高め合う協働により、生徒の学力向上に取り組んでいるってことを聞きました。要は授業をいかによくするか、教員の質を上げるかじゃなくて協働ですよ、全員が一丸となって取り組んでいる状況なんだと。

その辺は本市はどういう状況なんですか。

**○中村克己学校教育課長** 議員がおっしゃるとおり、今、秋田にしても福井にしても、データの中で、やはり教職員の一体感、学年部会を開いたり、担任同士が情報共有をしたり、学習以外の授業の学級経営についても悩みを語り合ったりというようなことが、教育長が言われたとおり、そういうのが一つの理由になっていると思います。

本市としまして、まずは職員体制をしっかり築くこと、これを第一として考えております。1人にしないということ、チームで対応するというので、今教科部会等を中心としながら、若い教員に対してベテランの教員が指導したり、授業を伝授したりということ、同僚性を大切にしているところでございます。

**○6番城森史明議員** 枕崎もそういう個人プレーじゃないちゅうことですよ、要は全員一丸と

なってお互いに助け合いながらやっているということだと思います。

そして、福井県はですね、次に保育園から小学校、中学校さらに高校まで連携した教育に日常的に取り組んでいるっていうことを聞いたわけですが、本市は校区ごとに小中学校があって小中連携教育を売りにしているわけですね。具体的に小中連携の効果っていうか、どのような効果を実際、枕崎では考えているんですか。

**○中村克己学校教育課長** 小中連携の一番のよさというものは子供たちが小学校から中学校を卒業する9年間、小学校6年の間は同じ学校で教員が子供たちをしっかりと見ます。中学校に入ると教員が変わります。

ということで、一番大切な小6から中1のつなぎというところで小中連携部会を年に何回か開いて、入学前から子供たちの状況、学力の状況、家庭の状況、様々な悩み、そういうものを中学校の教員が事前に知ることによって、子供たちの不得意な領域、不得意な科目、それから中学校と小学校の学習の系統性、つまり小学校でどのような教え方をしているのか、中学校の同じ教科の教員がそれを知ることによってつながりを大切にする。

学習のしつけにしても机の上は何を置くようにする、つまり先生によって変わってしまうと、子供たちも今までの流れが変わってしまうので、そういう意味では同じ小中連携というのは、同じ学校で小学校、中学校が一体となって取り組むことによって子供の混乱がなくなっていくということが一番良い利点だと考えているところです。

**○6番城森史明議員** それと同時にですね、中学校に入ってから不登校という人がかなり中1で増えてくるということを知っていますので、その意味からですね、やっぱり小中連携というのは学力の意味でも、そういう不登校を少なくするという意味でも大事なことではないかと思いません。

それと3番目にですね、北陸の県民性は非常に真面目で規律正しいってことらしいですね。子供たちに対して自然に徹底した教育がなされている、その一例がですね、朝一番に実施される伝統的な無言清掃であると。無言清掃とは、床を磨くんじゃなくて心を磨く、自分たちが学ぶ教室へ感謝の気持ちを持つこと。夏の暑さや冬の寒さに負けない精神的な強さを鍛えること。無言で掃除をやり抜く集中力を鍛錬するとのことであります。

確かに、特に幼い子供たちは集中力をなくして、掃除をし始めたらおしゃべりばかりする人たちが一般的にはそういう状況ですね。それを無言でずっと福井県で実施されているっていうこと、素晴らしいことじゃないかと思うんですが、本市はこのような心を磨くという意味での実施状況はどうなんですか。

**○中村克己学校教育課長** それぞれの学校で子供たちに作業時間は無言作業をしたり、あるいは縦割り作業、つまり6年生と1年生と一緒に作業したりと、子供たちが作業に対してどのような取組をするかというのは各学校で対応しておりますが、例えば挨拶にしても、まずは頭を下げて、それから礼を言う、言葉を言うというようなしつけ、そのような形でそれぞれの学校が心に届く生徒指導、あるいは作業指導、挨拶指導を行っているところと聞いております。

**○6番城森史明議員** そういうことなんで、私がたまに会うんですが、枕崎小学校で野菜を植えていますよね、子供たちが。芋も植えていますよね。それで、夏休み、休みのときも先生が1人出てきて一生懸命手入れをしていました。しかしながら、子供たちはやはり無言で作業をするんじゃないかって、ぺちゃくちゃ話をしながらする子供が多いような印象を受けたんですが、そういう活動の中から、やはり子供たちの心の教育っていうのはできるんじゃないかと思うんで、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、今後の取組状況ですね、学力向上のための、この辺はどのように考えているんですか。

**○中村克己学校教育課長** 本市では、学力向上のために大切なことは、児童生徒の主体的に学び



に向かう態度をまず育成すること、そして教師が児童一人一人に確かな学力をつけさせるための授業力の向上を図ることと考えております。

本市では、児童生徒1人1台タブレット端末と高速大容量ネットワークが整備され、日々の授業で活用が図られております。

授業の場面での活用例としては、従来黒板に提示していた資料などを児童生徒の端末に配信することや、一人一人の考えや意見を全体で一斉に提示し、互いの考えを比較・検討すること、1人の考えを全員の端末に配信して発表するなどの活用を図っております。

このように、端末を活用した自分の考えや意見を表現する活動は、思考力や表現力の育成につながっております。

また、端末には児童生徒の学習記録がデータとして保存されております。これらのデータを授業後の振り返りや復習、AIドリルなどに活用することで、子供たちはできる喜びを実感しながら、さらに学びたいという意欲が高まり、児童生徒の主体的な学びに向かう態度の育成につながっているものと考えております。

一方、教師においても端末を活用することで、従来の授業では取り上げることが困難であった児童生徒の個々の考えや意見等について、全体の場で取り上げて共有できるようになりました。

また、インターネットやデータベース上にある複数の教材を一斉に配信したり、必要な児童生徒に個別に提供したりすることで、児童生徒がさらに興味・関心を持って授業に取り組めるようになっております。

さらに端末に記録された児童生徒の個々の学習記録を基に定着ができていない児童生徒への個別指導に生かしたり、教師自身の授業評価に生かしたりすることができるようになりました。

このように、授業におけるタブレット端末の活用は、児童生徒の主体的に学びに向かう態度の育成や、確かな学力を身につけさせるための授業改善につながり、児童生徒の一人一人の学力向上につながっていくものと考えております。

**○6番城森史明議員** タブレット端末の活用ということですね、先ほど秋田県では少人数グループで見ていると。それには教師の時間が取られるわけですが、タブレット端末を使うことによって、直接、教師と話ができるんじゃないですかね。こういう問題はどうするんですかと直接先生に聞くこともできるらしいですが、今年、夏休みに持ち帰って活用された学校と活用していない学校もあるらしくて、そういう意味では、非常にいろんな点で教師の目が届くってということについては、そういう方向になっていくと思うんですが、教師の時間が逆に取られるという可能性がありますよね。子供はいつでも自分が分からなくなったときにタブレットを通して教師に聞くわけですから。その辺はどういうふうに考えておられますか。

**○中村克己学校教育課長** タブレット端末の活用の在り方につきましては、現在、各学校で実証研修しているところでございます。

例えば、今ありました長期休暇について、夏休み、冬休み、春休み等にも持ち帰ることになった場合には、時間を決めて、この時間帯に質問を受けるというような形になっておりますが、ふだんの中では授業中での活用になっておりますので、教師が資料を配ったり、あるいは子供たちの意見を一緒に表示したりというような活用の仕方になっておりますので、タブレットだけで対応するのではなくて、直接出向いて子供の質問を受けたりと、タブレットでなければならぬのか、直接出向いたほうがいいのか、そのようなオン・オフの活用の在り方も今研究していかなければならないと考えております。

また、先ほど言われましたように、時間につきましては、スキルを身につけるまでの間は非常に時間がかかるかもしれませんが、今まで1人が30人を見ていたものが、学習記録が残ることによって教師が空いた時間に一人一人の履歴を見ていきながら定着度を確認できるようになったので、教師にとっては非常に評価も授業もしやすいような状況になっていることは確かでございます。

ます。

○6番城森史明議員 これは市長にお伺いしますが、先日都城市がね、G o o g l eと連携してICT教育を推進するというので記事が載りました。G o o g l eって大会社ですよ。

今度、連携して都城市がそのアプリか何か取り入れてですよ、ソフトを取り入れて、それを活用するちことだと思んですが、そういうことが必要になってくるんじゃないですかね。

○前田祝成市長 G o o g l eと都城市の件につきましては、ちょっと今知りました。勉強不足で申し訳ございません。

おっしゃられるように、民間を活用するということは、教育関係においても非常に必要になってくよいかと思います。そのあたりも、教育委員会と我々のほうもしっかりアンテナを立てて取り組んでいければなと思うところです。

本市にもそういうIT関係企業が近年進出してきたりもしておりますので、そのあたりも含めて、そういう可能性を探ってまいりたいと思います。

○6番城森史明議員 全国共通でタブレットを持つわけですから、あとはもうソフトの勝負ですよ。いかに教育ソフトを使って子供たちが分かりやすいようにするか、そういう意味では、やはり都城市は最先端を行っているんじゃないかと、しかもG o o g l eですよ。

私もその情報関係は全然疎いんですけど、その辺のところはぜひまねをしてですね、向上につなげてほしいと思います。

次の質問ですが、高血圧ゼロの街枕崎について質問いたします。

令和元年度からこのプロジェクトがスタートして4年目を迎えるんですが、はっきり言ってですね、プロジェクトの活動成果が全く見えてこないんですよ。どのような取組状況になっているんですか。

○西村祐一健康課長 ただいま御質問がありました高血圧ゼロの街枕崎プロジェクトにつきましては、令和元年度から始動しているところです。

その始動時に本市内では脳卒中死亡率が高く、国保医療費が高いことが課題となっておりまして、その課題解決に向けまして鹿児島大学の心臓血管・高血圧内科学の大石充教授の提案を受けまして、鹿児島大学と本市医師会との共同でスタートしております。

1つ目が、18歳以上の市民が血圧を測定して自分の血圧を知る。2つ目が、高血圧の市民は、1年以内に目標血圧まで下げる。3つ目に、正常血圧の市民は、その血圧を上げないようにキープする。こういったことを具体的目標として掲げ、取組を展開してきました。

令和元年度の取組につきましては、高血圧の日、これは毎年5月17日になるんですが、その時期に合わせて、血圧を測ろう祭りを開催いたしました。その後、自分で血圧測定することに慣れていただくために、市内の公共施設や商業施設94か所に血圧計を設置いたしました。

2年度につきましては、特定健診における尿中ナトリウム・カリウム・クレアチニン値測定及び食生活に関するアンケートを行ったほか、市立病院の医師によりまして、高齢者の集いの場における高血圧予防ミニ講座及び市職員向けの高血圧予防講演会を実施しております。

なお、市内の公共施設や商業施設等に設置いたしました血圧計は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、令和2年度には回収しているところです。また、令和2年度につきましては、開催予定でありました第2回目の血圧を測ろう祭りも中止したところです。

3年度につきましては、特定健診時に、ナトリウム・カリウム比測定及び食生活に関するアンケートを行いまして、その測定結果に基づく簡易的な保健指導を行っています。また、市内の2つの高校と協働した取組といたしまして、それぞれの学校で血圧測定を実施し、その後、鹿大の大石教授に分析をお願いしまして、その結果に基づきまして高血圧予防講座を実施しております。また、夏休み期間中には、同じく市内の2つの高校の生徒から高血圧ゼロレシピを募集いたしまして、コンテストを実施しております。優秀作品の3品のレシピにつきましては、広報まくらぎ

きで公開をしております。3年度につきましても、開催予定でありました血圧を測ろう祭りは中止としております。

その3年度から4年度にかけては、3人以上のグループで3か月以上血圧を測定しまして、数値を提供していただくことを条件に血圧計の無償提供を行っております。これまでの実績としましては、8組26人の方に御協力をいただき、専用のアプリを使用して測定結果の収集を行っております。測定結果につきましては、鹿児島大学の大石教授に分析を依頼することとしております。

また、食環境整備といたしまして、市内のスーパーで取り扱っております減塩商品を把握いたしまして、商品棚にポップを掲示するなど、市民への減塩商品に対する意識づけを行っているところです。こちらにつきましては、現在御協力いただいているスーパーは5店舗ということになっております。

**○6番城森史明議員** コロナでほとんどやられていないという結果ですが、コロナでもできることはいっぱいあるんじゃないですか。何が目的かよう分らないのですよね。これからすると、知る、下げる、上げない、だから知るためにそういう活動をして市民に啓発とか周知はされていないのですよね。市の広報紙に載せてもですよ、ほとんど見ない人もいるだろうし。だから、例えば血圧計を全世帯で買ってもらうんですか、何世帯ぐらい今普及率はあるんですか、血圧計の。

**○西村祐一健康課長** 申し訳ございません。市民への各家庭の血圧計の普及率というのはちょっと調査をしておりますのでお答えできないところです。

**○6番城森史明議員** ですから、やはりある程度のそういう結果をですよ、このプロジェクトに関してはですよ、血圧を測定することだけですよ。そしたら、その目的が書かれていないですよ、はっきり言って。

全世代に普及させるのか、その血圧計をね、そんなところどころに置いて、なかなか市民もゆっくりして血圧を測るところじゃないです、忙しいわけですから。

だから、やはりそういう何らかの補助も含めてですね、血圧計をある程度高齢者世帯の全世帯に公平にやるとかして、ポイント制度、要は何らか仕組みをつくってですよ、インセンティブを与えるようなのをつくってそれでやるとか、本当、その辺を実行していかないとなかなか進まないと思いますよ。

それと、ここに減塩運動が全く入っていないんですよね、なぜ減塩運動を入れなかったんですか。枕崎の塩分摂取量は幾らなんですか、それと高血圧患者は何%なのか、2点について質問いたします。

**○西村祐一健康課長** 枕崎市のですね、尿中推定塩分摂取量というのがありますので、こちらで答弁させていただきたいと思います。

男性につきましては、平成29年度が8.3グラム、30年度が8.4グラム、令和元年度が8.5グラム、令和2年度が8.9グラム、令和3年度が8.4グラムということになっております。

女性につきましては、平成29年度が8.3グラム、30年度が8.2グラム、令和元年度が8.2グラム、2年度が8.5グラム、3年度が8.1グラムと推移しております、男女ともほぼ横ばいという形になっております。

また、高血圧症の推移についてもちょっと国民健康保険の診療報酬請求書の各年度6月分で捕捉いたしました高血圧症の人数を申し上げます。

令和4年6月診療分では、1,873人となっております。それから平成30年度から申し上げますと、平成30年6月診療分で1,830人、令和元年6月診療分で1,825人、高血圧症令和2年6月診療分で1,865人……（「パーセントをお願いします」と言う者あり）分かりました。

それでは被保険者数に占めるパーセンテージで答弁いたします。平成30年度から申し上げます。

平成30年6月診療分で30.0%、令和元年6月診療分で30.9%、令和2年6月診療分で32.4%、令和3年6月診療分で34.1%、令和4年6月診療分で34.5%というふうになっております。

こちらにつきましては、若干、パーセンテージが増えているわけですが、この増えているというのは、血圧を自分で知って、そういった方々が診療に向かわれたものと考えております。

血圧を抑えるのには、議員がおっしゃいましたように減塩の食事をするといったことも重要ですが、そのほかに運動あとは喫煙されている方は禁煙される、こういったことも血圧を下げることにつながります。

また、そういったことをされても下がらない方につきましては、医療機関の診療を受けられまして、内服薬の処方等で対応していただければというふうに考えております。

**○6番城森史明議員** 塩分摂取量が8グラム台ですよ。全国平均が9.98、そのときの鹿児島県が10.33、全国12位なんです。九州で1位ですけどね。だから、それにちょっと同じ条件じゃないんでね、8.3というのはもう優秀ですよ。だけど、やはり脳血管疾患の標準死亡比が現在でも130ぐらいでしょう。

ということは、そしてやはり高血圧に関しては、日本の高血圧学会ですか、ここも減塩を推奨しているんですよ。長野県や静岡県先進事例でもですよ、減塩運動をすごく展開しているわけです。ですから、多分枕崎も塩分摂取量はもっと高いと思いますよ。

だけど、これあくまでも平均ですから、高い人は15グラムとか取っている人がいると思いますよ。

だからそういう人たちがそういう病気にかかっていくので、やはり減塩運動というのを、まず高血圧ゼロの街枕崎プロジェクトの中に入れないと、要はその病気は当然、予防という観点が大変なわけでしょう、予防医学。予防しなければ落ちないですよ、ただ測るだけでは血圧って落ちない。知ることは大事ですよ、このように、知ることがまず大事で、そうしたらいかに下げるか、塩分を少なくするちことでしょう。それが一番大事なことで、運動も大事だけでも、塩分をとにかく減らすこと、それが一番大事じゃないんですか。

**○西村祐一健康課長** ただいま議員が御指摘のとおり、減塩運動というのは、私どもも大事なことでと考えております。

減塩運動の取組としまして、先ほども若干答弁いたしましたが、昨年度は2つの高校と協働して、生徒への減塩、適塩の重要性を周知することにより、生徒を通して、保護者、さらには枕崎市民への高血圧予防の重要性の普及を図ることを目的に、また高血圧ゼロ、減塩レシピコンテストを実施しているところです。

それと、こちら先ほど答弁いたしましたが、市内のスーパーにおきましては、減塩商品の調査・把握を行いまして、協力いただけた店舗につきましては減塩商品を陳列している商品棚にポップを設置して減塩商品の啓発を図っております。

先ほど来議員がおっしゃっていますとおり、高血圧疾患の要因としましては塩分摂取の影響が多いことから、今後も減塩についての啓発を広報紙やホームページを活用して行っていきたいと考えております。

**○6番城森史明議員** 健康というのが、やはり市民にとって一番の最重要課題なんですよ。

そして、健康寿命ですよ、在宅で健康で過ごしたいというのが市民の一番の願いだと思うんですよ。ですから、そのためにもですね、もっとその辺の日本の高血圧学会もですよ、6項目の減塩推進の取組をやっているんですよ。

「食塩の過剰摂取による弊害と減塩の必要性について啓発に努めます。」「個人や集団における食塩摂取量の評価を推奨し、減塩手法の提示を支援します。」「子供の食育の一環としての、減塩（塩育）の推進に努めます。」「外食・中食・給食の減塩化を支援します。」「企業に対し、減塩食品の開発、普及を働きかけます。行政に対し、減塩推進に向けた取り組みを働きかけま

す。」と、このようなことに基づいて減塩運動をやっているわけで、いかにやっぱり高血圧にとって減塩が必要か、そして過大な塩分の取り過ぎがですね、高血圧につながり、高血圧は脳卒中や心筋梗塞、腎疾患も含めてですよね、その原因になっているんですよね。そして胃がんのリスクも高めるといことがいわれております。

そういう意味で、やはりいかに減塩するか、いかに1グラム、2グラム減塩するかっていうのが非常に大事だと思うので、必ずその開発プロジェクトに減塩運動の要素も取り入れてですよ、やっていただきたいと思います。終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、城森史明議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午後1時10分 再開

○永野慶一郎議長 再開いたします。

台風11号の影響により、本日は延会といたします。

なお、明日は午後1時10分より再会いたします。

午後1時39分 延会

# 本 会 議 第 3 日

(令和4年9月6日)

令和4年枕崎市議会第6回定例会

議事日程（第3号）

令和4年9月6日 午後1時10分開議

日程 番号	件	名
1	一 般 質 問	眞 茅 弘 美 議員（45ページ～53ページ）
		上 迫 正 幸 議員（53ページ～60ページ）
		立 石 幸 徳 議員（60ページ～69ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員  
3 番 上 迫 正 幸 議員  
5 番 禰 占 通 男 議員  
8 番 豊 留 榮 子 議員  
10番 下 竹 芳 郎 議員  
12番 東 君 子 議員  
14番 吉 嶺 周 作 議員

2 番 眞 茅 弘 美 議員  
4 番 沖 園 強 議員  
6 番 城 森 史 明 議員  
9 番 立 石 幸 徳 議員  
11番 中 原 重 信 議員  
13番 清 水 和 弘 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

7 番 吉 松 幸 夫 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長  
大江 武 史 書記  
山口 美津哉 書記

鷲 山 美津代 書記  
川 瀬 裕 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長  
山 口 太 総務課長  
鮫 島 寿 文 水産商工課長  
籠 原 正 二 財政課長  
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長  
西 村 祐 一 健康課長  
水 流 敏 幸 監査委員  
桑 原 英 樹 水産商工課参事  
田 代 勝 義 企画調整課参事  
木之下 浩 一 教育長  
高 山 京 彦 生涯学習課長  
中 原 広 次 消防総務課長兼消防団係長  
中 山 俊 吾 総務課行政係長

本 田 親 行 副市長  
堂 原 耕 一 企画調整課長  
日 渡 輝 明 市民生活課長  
福 永 賢 一 福祉課長  
松 田 誠 建設課長  
橋 口 和 洋 監査委員事務局長  
中 村 俊 彦 農政課参事  
松 田 勇 一 市民生活課参事  
平 田 寿 一 総務課参事  
宮 原 司 教育総務課長兼給食センター所長  
田 中 幸 喜 消防長  
俵積田 一 豊 警防課長兼消防署長  
家 弓 弘 一 農政課主幹兼特産振興係長



午後1時10分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

また、台風第11号の影響により一般質問の日程に変更が生じたため、変更した会期日程も御手元に配付してありますので、御承知お祈りします。

なお、明日9月7日は休会日ではありますが、会議規則第7条第3項の規定に基づき、会議を開き一般質問を行いますので、併せて御承知お祈りします。

それでは、昨日に引き続き一般質問を行います。

まず、眞茅弘美議員。

[眞茅弘美議員 登壇]

○2番眞茅弘美議員 今年の夏は南浜館で夏休み特別企画展として中村征夫写真展「海への旅、海は全てつながっている」が一昨日まで開催されました。中村征夫氏は秋田県出身で、19歳から水中写真を独学で始めたそうです。私も家族と鑑賞に行きましたが、館内に入るなり別空間でした。思わず見入ってしまう色彩の魚たちの写真に癒やされました。また、それとは真逆に、東京湾のヘドロの中でけなげに生きている生き物たちの写真など、全く知らない世界、生き物の表情に魅了されました。

中村征夫氏は、半世紀にわたり海を撮り続ける水中写真の第一人者で、テレビコマーシャルも数多く手がけられ、海や自然、また環境に関するテレビ番組にも数多く出演するなど、精力的な活動をしておられます。このような素晴らしい方の写真展が本市で開催され、たくさんの方に来ていただいたことはとてもうれしく、そして見に来られた方の心にも強く伝わるものがあったのではないのでしょうか。

それでは、私の質問に入らせていただきます。

初めに、市民が気軽に集うランドマーク、お魚センターについて質問させていただきます。お魚センターは、平成4年4月に設立され、本市の観光拠点として運営されてきています。しかし、運転資金が少ないことや当初の建設資金が大きいことなどから、開館当初から厳しい経営状況が続いています。これまで従業員の皆様も、誘客につながればとカツオのわら焼き体験や様々なイベントを開催したり、また、珍しい生き物をそろえて小さな水族館を設置したりと、これまで努力してこられたと存じます。しかし、令和元年からはコロナ禍により、さらに観光客も激減し経営が厳しくなっています。また、建物も老朽化が進み、補修したいけど補修費に充てる余裕がないために、やりたくてもできない状況にあると思います。議会でも、これまで様々な指摘がされてきていると存じます。そして、市民の中からは、第三セクターは失敗ではないか、特にお魚センターは赤字続きなのであれば、思い切って廃業すべきではないかという、厳しい意見も実際にございます。今後、存続していくのであれば、経営基盤を強化して、経済波及効果につなげるように、本気で取り組む必要があると存じます。市長はこれまでも、ランドマーク、お魚センターとして運営していきたいと申されていますが、市長の見解をお願いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 お魚センターはオープン以来、本市観光のランドマークとして、現在に至るまで観光振興に大きな役割を果たしているところでございます。

令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により来館者数が大きく減少している状況ではありますが、市内で最も観光客の訪れる重要な観光拠点であることには変わりございません。

しかしながら、依然として収束の見えない新型コロナウイルス感染症の影響等により、当該法人の決算は5期連続の赤字で厳しい経営状況にございます。そのような中、当該法人では近日中に臨時の取締役会を開いて経営改善に向けた協議を行うこととなっております。

お魚センターは本市のランドマークとして、今後の交流人口の拡大をはじめ、地域に活力をも

たらずするためにはなくてはならない施設です。市としましても引き続き、当該法人への支援を強化していきたいと考えているところでございます。お魚センターの具体的な状況、そして市の支援策などにつきましては担当参事に答弁させます。

**○桑原英樹水産商工課参事** お魚センターは建設から約30年が経過し、施設の改修、修繕費がかさむなど、建物の老朽化対策は喫緊の課題となっています。また、テナント出店につきましては、現在4事業者6区画の利用があるようですが、旅行形態の多様化による団体旅行の減少や、新型コロナウイルス感染症の影響による来館者数の減少などが要因となり、以前とするとテナント入店を希望する事業者は減少し、当該区画は縮小してきている状況のようです。

このような中、当該法人の令和3年度決算での当期損益は約1,000万円の損失となり、5期連続の赤字と厳しい経営状況が続いています。

市の当該法人への支援という点では、当該法人が平成22年11月12日付で金融機関から経営安定資金として1億9,000万円を借入れた際、信用補完として市が損失補償を行っています。

また、市の委託事業である国内外観光客誘客事業において、コロナ禍で注目されている近隣地域内での観光、いわゆるマイクロツーリズムの促進により、地元や近隣地域の方々を対象としたいいふしの日イベントやアクアリウムコンサートなどのイベントを定期的で開催し、リピーターの増加を目指すとともに、同じく市の委託事業である「枕崎の、緑茶。」ブランド発信事業により、令和2年度からお魚センター内に新たに開設したThe MAKU Cha Saboでは、枕崎茶の試飲によるおもてなしを実施しているところで、枕崎茶のおいしさを知ってもらう場として地元の方々にも大変喜ばれています。

このほか、行政による第三セクターの支援としましては、補助、長期貸付け、増資などがありますが、当該法人の経営状況によっては、これらについても今後検討していきたいと考えております。

**○2番眞茅弘美議員** 負債は、近年始まったことではございません。ただですね、周りの方があれが悪いこれが悪いというのは、それは誰でも言えることなんですけども、運営する側としましては今の経営状況だと何もできない状況だと思います。

そういう状況ですので、存続していくのであれば、根本的に見直す必要があるかと存じます。現状は大きい赤字、そして多額の負債の返済、ここまでなれば、やはり、経営の専門家に相談するのが望ましいと思います。例えば道の駅の経営改善に結果を出している経営コンサルタント等にですね、この結果を出しているコンサルタントというところが肝心なんですけども、実績を出しているコンサルタント等に相談するように助言する考えはございませんか。

**○桑原英樹水産商工課参事** 今後、当該法人においては、経営改善に向けた協議を行っていくと伺っておりますが、その過程においては外部の意見を取り入れるなど、経営コンサルタント等による支援も経営改善のための有効な手段の一つになるかと思っておりますので、貴重な御意見として、当該法人にもお伝えしたいと思います。

**○2番眞茅弘美議員** はい、お願いします。

それからですね、お魚センターがたくさんの人で集えるように、農産物直売所として活用できないかと考えています。これは市民の方からも、枕崎には道の駅がないからお魚センターを活用できないだろうかという意見があります。

そのようにできれば、菜園作りや農家の生きがいがづくり、また収入を得る喜びにもつながり地産地消にも結びつきますので、そしてまた、買物に来られる市民の方も新鮮な野菜を求めて足を運べると思いますが、そしてですね、また本市には、今生きた魚を気軽に買える魚屋が大分減少しております、魚を買えなくなったという声もでございます。お魚センターは市外などからの観光客ももちろんなんですけども、枕崎市内の方も気軽に立ち寄って買物できるお魚センターになれば活気も出ると存じます。利益もなんですけども、魚を目玉商品として安価で客寄せとして販売

できれば人も集まると思います。一般の人が買いやすい値段、そこを研究していただきまして、そのようにお魚センターに行けば魚が買えるっていうそのような状況になれないかなと思っておりますが、この農産物直売所とですね、この2点についていかがでしょうか。

**○桑原英樹水産商工課参事** お魚センターでの農産物の販売に関しましては、小規模ではありませんが現在取扱いを行っているところです。

お尋ねの農産物直売所の設置ということにつきましては、スーパーや道の駅などで見られる地元の生産者が農産物を店舗に直接持ち込み委託販売する販売形態のものをイメージされているかと思いますが、お魚センターでは観光客だけではなく、地元の方々が気軽に来館できる施設を目指しており、また市民が活躍できる場としての活用も模索していることから、出品する方々の生きがいくくりにも寄与すると思いますので、貴重な御意見として当該法人にもお伝えし、また市としましても必要があれば支援を検討したいと考えております。

また、お魚センターでは、魚食普及という点ではかねてから枕崎漁港に水揚げされる魚介類の販売促進に力を入れており、9月下旬には8月に解禁されたばかりのイセエビの特売やレストランでの特別メニューの提供を行うえっがね祭りを開催予定であると伺っているところです。

今後も引き続き、枕崎の港に揚がった魚をお魚センターで気軽に購入できるような、そういった取組に対しても市としましても積極的に支援していきたいと思っています。

**○2番眞茅弘美議員** はい、よろしく願いいたします。

テレビ番組の中でですね、ガイアの夜明けという番組がございますが、先月見ていましたら、「地方創生の切り札！道の駅はいま～今勝ち組と負け組の別れ目～」というテーマで、この番組の中であるコンサルタントの方が赤字に悩む道の駅を次々と立て直し、再生請負人となったという内容の番組がございました。その中ではですね、新鮮な魚を売りにしている道の駅なども出てきて、今はたくさんの情報がございますので、いいことはまねすることも大事だと思いますので、いろいろ調べて助言のほうもしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それから次にですけども、本市が契約者になっています損失補償についてちょっと触れていきます。お魚センターは、以前から負債が大き過ぎるという大きな問題がございます。毎年1,300万程度、借入返済をしています。赤字も毎年、先ほども申されましたとおり、1,000万程度出ております。要はですね、この部分を何とかしなければ今の悪循環、これがもうずっと続くばかりだと思ふんです。

そして、大変危惧していることは損失補償の弁済期限、これが令和12年11月（48ページに訂正発言あり）となっており、残り8年と迫っております。そういう中で、もう本当に真剣に決断するタイムリミットではないかと大変危機感を感じております。そのような状況ですので、先ほども参事が申しましたとおりいろんな方法があると存じます。例えば市が出資するとか、補助するとか、方法はいろいろあると思いますが、私は市が無利子、無期限で融資をしてはと考えております。お魚センターはもちろん法人ですので、市長1人の考えとはいきません。法人ですのでそういう話し合いも持たれてっていうことになるとは思います。筆頭株主である枕崎市としてですね、大きな決断を迫られていると存じますが、この件に関して市長の見解をよろしく願いいたします。

**○桑原英樹水産商工課参事** まず私から、現在のお魚センターの借入状況について御説明します。

本市が損失補償を行っている分としまして、平成22年11月12日付で金融機関から経営安定資金として1億9,000万円を借り入れており、返済期間は令和12年10月15日までとなっています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて資金繰りが厳しくなったことから、令和2年6月23日付で鹿児島県信用保証協会の危機関連保証による借入れを4,000万円行っており、返済期間は令和12年6月17日までとなっています。

**○2番眞茅弘美議員** すいません私、ちょっと訂正いたします。

先ほど弁済期限が令和12年11月と申しましたが、令和12年10月の間違いでした。おわびして訂正いたします。

**○前田祝成市長** 今議員からございましたけれども、市による長期貸付けにつきましては、無利子、無期限という形ではなかなか難しいと思いますが、財務体質の強化という点では、補助あるいは増資ともに選択肢の一つになるというふうに考えてございます。当該法人の経営状況を踏まえまして、そのあたりにつきましては検討していきたいと考えております。施設の公共性であるとか様々な判断があるかと思えます。いずれにしましても、当該法人で経営改善の方向性をしっかりと決め、市としてどのような支援ができるのか、そのあたりの考え方をしっかりとまとめた上で、機会を設けまして議会でも説明していきたいと考えます。

**○2番眞茅弘美議員** ぜひ前に進めてください、よろしく願いいたします。

次に移ります。

地域猫活動推進事業について、鹿児島県では動物愛護管理法で動物の生命の尊厳を守ることを基本原則としており、動物を正当な理由なく殺し傷つけ、または苦しめることを戒めるだけでなく、その習性を考慮して適正に取り扱うことを求めています。近年、ペットとして犬や猫を飼う家庭が非常に多くなっているようです。犬に関しては、登録と狂犬病予防接種が義務化されています。そういうこともあり、野良犬もほとんど見かけないようです。しかし、猫に関しては野良猫をあちこちで見かけます。そして苦情なども絶えません。そこで、令和3年度の猫による生活被害の相談や交通事故で命を落とした猫の処理依頼などは何件ございますか、お願いします。

**○松田勇一市民生活課参事** 令和3年度の猫の苦情や相談件数は32件となっております。猫の苦情や相談内容につきましては、猫の多頭飼いをしている方が放し飼いをしている、家の前や庭にふんをされて迷惑している、飼い主のいない猫に餌やりをする方がおり、飼い主のいない猫が増えてきているなどの苦情と、飼い主のいない猫がかわいそうで戸外で餌を与えていたら、繁殖してしまいどうしたらよいか分からない、子猫だけが敷地にいるどうしたらよいかといった相談が寄せられているところでございます。このほか、直接保健所への苦情、相談が寄せられるケースもあります。

動物のへい死收容につきましては、国道、県道は、道路管理者で対応を行っており、その件数は把握しておりませんが、それ以外の市道等でのへい死につきましては、環境整備係の生活環境保全事業で対応しており、令和3年度の猫の收容は83件となっております。

**○2番眞茅弘美議員** へい死につきましては、市道等で83件ということですが、国道、県道のほうがですね、車もスピードを出したり多いかと思うんですね。ですのでこれ以上にあるということだと思います。野良猫は、そのような交通事故もですけど、病気やけがでも死亡するリスクが高く野良猫の寿命は3年から5年と言われております。本市では、4月からTNR活動を進めるために地域猫活動推進事業が始まりました。TNR活動とは、トラップ・ニューター・リターンを略した言葉で、捕獲器で野良猫を捕獲して不妊去勢手術を行います。そのときに病院で桜耳カットといいまして、不妊去勢手術をしていますと誰が見ても分かるように、耳に切り込みを入れます。そして、終わりましたら元の場所に戻す活動のことをいいます。本市では地域猫活動はまだ始まったばかりですが、現在幾つの団体が活動しておりますか。問合せや相談にこられた数と実際申請書を提出し決定をもらい活動している数、その両方の数をお願いします。

**○松田勇一市民生活課参事** 飼い主のいない猫に対し、飼養の意思のない方が餌を与え続けることで周囲に猫が集まり、その一方でふん尿や鳴き声などで被害を被っている人がおり、住民トラブルなど市民の日常生活に影響を及ぼしていることなど、これまで猫に関する多くの相談が寄せられており、ペットとして適正飼養されている猫のほか、飼い主のいない猫が多く生息している現状があります。

これまで市では加世田保健所と連携しながら、猫の適正飼養について指導、啓発活動も行って

おりましたが、さらなる効果的な対策が求められておりました。猫は動物の愛護及び管理に関する法律によって愛護動物とされており、みだりに殺したり傷つけたりすることは禁じられていることから、飼い主のいない猫の捕獲は行っておりません。飼い主のいない猫は、病気や交通事故等により命を落とすリスクも高く、寿命は3から4年ともいわれております。

このようなことから市では、不幸な猫を増やさず、地域住民への被害を軽減させるための取組として、令和4年度から地域猫活動推進事業をスタートさせました。4月から始まった地域猫活動推進事業の実施状況は、市ホームページ、お知らせ版5月号等で広報したこともあり、4団体が活動を行っております。現在の申請状況は、4団体が不妊手術を39頭、去勢手術を18頭の実施予定で飼養管理が行われているところです。活動の相談があり申請に至っていないケースは7件あるところでございます。

**○2番眞茅弘美議員** 今4つの団体が決定通知をもらい活動をしているということでございました。鹿児島県では地域猫活動に助成をしている自治体はまだ少ないようです。その中でも本市の事業内容は評価できる内容だと存じます。

以前ですね、6月にMBCテレビのニューズナウの中で地域猫活動を取り上げていました。その中で現在地域猫活動に助成している市町村はという見出しで、鹿児島市その次に枕崎市と大きく表示されました。そういうこともございまして、他市の議員や地域猫活動団体の方からも事業内容がすばらしいと評価をいただいております。せっかくこのいい事業が始まったのですが、先ほど参事も申されましたとおり、事業の問合せや説明は受けたが、また申請に至っていないという件数が7件あるということでしたが、相談には来たが申請まで至らなかったというその理由は何でしょうか、お願いします。

**○松田勇一市民生活課参事** まず、地域猫活動に該当しない場合もあります。そのほか申請書をもらったが申請に至っていないというケースもあります。申請に至っていないものについては、直接どの理由でというのは把握をしております。しかしながら、申請書の記載事項が多く記載が難しいという意見も聞いております。しかしながら、事業も始まったばかりで、申請書の申請項目の変更は今現在のところ考えておりませんが、今後は記載例の作成や申請の相談があった場合は、担当職員が丁寧にアドバイスをを行い、活動が広がっていくように支援してまいりたいと思います。

**○2番眞茅弘美議員** 本市には、まだまだそのような地域猫活動のようなTNR活動を個人的にしている方がいらっしゃるんですね、せっかくですのでこの事業を活用していただきたいと思っております。私も実際申請書を見させていただきまして、申請書を見た方の意見を聞きましたところ、参事も言われましたとおりちょっと書き方が難しいとかですね、一般市民の方が文字だらけのちょっと難しい申請書をぱっと見られて、もう何か見ただけで文字だらけで難しいと言って断念された方もいらっしゃいました。実際担当の方もお手伝いしますよとか声はかけていらっしゃるみたいなんですけども、まずですね、その申請書をもうちょっと簡素化していただきたい。税金を使つての助成ですので、そう簡単にはいかないとは思いますが、この事業に関しましては一部助成をいただいてボランティアでされますので、お疲れさまという気持ちが伝わるような申請書にできないかなと思っております。

初めての事業でですねなかなか最初から納得いく内容とはいきません。そこはよく分かります。しかしですね、担当課そして行政としても思いがあつてこの事業を始められたことと思っておりますので、多く活用していただいて成果が出るように改善をしていただきたいと思っております。そこら辺はいかがでしょうか。

**○松田勇一市民生活課参事** 今言われましたように、申請書の記載項目が多いというところが申請に至っていない一つの要因とも思われますので、申請の様式につきましても今後研究をしてまいります。

○2番眞茅弘美議員 はい、よろしくお願ひいたします。

ここです、ちょっと見ていただきたいのですが、ちょっと小さくて見えにくいと思いますが、これは地域猫活動を10年以上続けてきた結果、数字の上で目覚ましい成果を上げた東京都台東区のグラフでございます。ちょっとパネルで紹介させていただきます。

このグラフからはですね、地域猫ボランティアがこのように増えておりまして、あと不妊去勢手術数もこのように増えております。そしてですね、こちらの線ですけども、路上の猫の死体数ですね、へい死がこのように少なくなりまして苦情件数もこの緑の線ですけども減っております。そして下のほうの棒グラフですけども、こちらは猫の引取り数です。こちらも減少しております。

このようにですね、地域猫活動が野良猫の減少に効果があるということをお話していると思ひます。東京都台東区ですので、人口も約20万人ということでもう10倍ぐらい人口は違うんですけども、実際にこのような結果が出ておりますので、地域猫活動が増えるってということは、このような結果になるという現れだと思ひます。そして、猫は繁殖力が強くて、1年に2回から4回出産をすることが可能で、1回の出産で4匹から8匹の小猫を生みます。そのために3年後には、そのまま全て育つと3,000匹以上に増える可能性があるといわれております。本市でも、地域の活動の輪が広がるように、今後もぜひ御支援をお願いしたいと思ひます。

そしてですね、次に地域猫活動も広げていただきたいのですが、現在いろいろと問題になっております多頭飼育なんですけども、高齢者や生活困窮者等の多頭飼育や問題となっております案件について分かっている部分だけでよろしいですので何か所ございますか、お願いします。

○松田勇一市民生活課参事 本市での独居の高齢者等の多頭飼育につきましては、生活をする上で寂しさを紛らわすためや、猫がかわいそうという理由で多頭飼育をしているケースが見受けられます。まず、猫を増やさないためにも不妊去勢の手術は必要と考えており、保健所と連携しながら指導啓発を行ってまいります。相談などで把握している件数は、独居の高齢者とは限りませんが、6件は把握しているところでございます。

○2番眞茅弘美議員 この問題はですね、猫に餌が回らないのでかわいそうだということや、孤独で寂しいといったような方が無責任な餌やりを繰り返すことにより、いつの間にかどんどん増えてしまったということだと存じます。しかし、社会的に弱い立場の人や高齢の方に、例えば本市では地域猫活動という事業があります、市が半分負担しますからあとはあなたが負担して餌やりを続けてくださいと言ってもですね、難しいと思うんですね、金銭的にもかかりますし……。

7月13日の南日本新聞に、日置市では高齢で独居老人の方が20匹以上の多頭飼育をしているということで、公民館の要請で日置市が登録している動物基金を通じて手術を施したということが掲載されておりました。私も日置市の議員に問い合わせしてみました。その内容はですね、地域猫団体が中心となりまして公民館関係者や市の職員また数名の議員など、たくさんの方が関わり取り組んだようでした。新聞の記事には、地域猫問題に取り組むさつま・しっぽの会の代表の方が増やさない責任は飼い主にあるが収入のない高齢者の多頭飼育は社会全体で考える問題、行政が動いてくれたことは大きな一歩だと書かれておりました。

そこで本市の多頭飼育に関しても、まず猫たちの全頭不妊去勢手術ですね、これが必要と存じますが、本市でもこの動物基金に登録して多頭飼育の不妊手術に取り組むお考えはございませんか。

○松田勇一市民生活課参事 日置市の地域猫活動につきましては、先ほども議員が言われましたとおり、公益財団法人どうぶつ基金の行政枠を活用しているとのことで、このどうぶつ基金では、飼い猫の2頭以上の多頭飼育に限っては行政枠が設けられており、このどうぶつ基金を活用して不妊去勢手術を実施したとのことです。

基金から動物病院に支払われる手術費用は不妊手術が4,000円、去勢手術が2,000円と安価になっているようで、協力をしていただける病院の登録が必要になってくるということです。

先ほども議員が言われましたように、飼い猫であれば増やさないという責任は飼い主にありますが、高齢者等の多頭飼育につきましては、やはり社会全体で考えていく必要があると思います。

現在のところ、飼い主に対する不妊去勢手術に対する助成は考えておりませんが、本市においても高齢者等の多頭飼育の不妊去勢手術の支援につきましては、日置市の取組などを参考に研究をしてみたいと考えております。

**○2番眞茅弘美議員** 先ほど高齢者等の多頭飼育の問題の案件が6件あるという答弁でございましたが、6件なのですが、多頭飼育となりますと恐らく10匹以上はいると思いますので、その数がですね、そのまま放置していますと2年後3年後にはまたすごい頭数になりますので、ぜひですね、どうぶつ基金のほうもよろしく願いいたします。せっかくいいものがございますので、お願いします。

それから、昨年9月議会でも紹介いたしました地域猫団体ラ・ヴィという団体がございますが、こちらの団体が事業が始まる今年の3月までですね、全て自費で本市のあちこちの野良猫を捕獲し手術を施しておられます。例えばなんですけども、昨年令和3年8月から令和4年3月までの間に79匹もの野良猫の不妊手術を終わらせております。その中でもですね、漁港に住みついている猫を、漁港ですので衛生面にもよくない、これ以上増えないようにということで、1か月半くらい通い詰めて、ほとんどの猫の不妊手術を終えました。そしてTNR活動ですので、現在も毎日餌やりを続けてくださっております。私も数回お手伝いさせていただきましたが、野良猫ですので、捕獲も本当に簡単にはいかないんですね。しかし長年の経験を生かして、あの手この手で必ず捕獲をするという強い信念、熱意がですね、本当にすばらしく本当に頭の下がる思いです。このような団体の方々がですね、愛護精神も高いからということもありますが、せっかく頑張っているんですよ、成果が結ばれるように行政としてもぜひバックアップをしていただきたい。

今は苦情とかへい死とかですね、たくさんの相談があると思います。業務の手を止めて駆けつけたりしていらっしゃると思いますが、これから数年、本当に本腰を上げて取り組めば、のちのちの業務の軽減にもつながりますので、ぜひ、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

学校給食費についてです。本市の学校給食は、児童生徒の保護者の皆様に負担していただく学校給食費で食材を購入し、給食提供に必要な人件費、施設修繕費、光熱水費等を本市が負担しているようです。その保護者が負担しています給食費は、令和2年度に100円値上げを行いました。本市で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、その引上げ分を助成しております。それで現在令和4年度の保護者給食費負担額は幾らでしょうか、お願いします。

**○宮原司給食センター所長** 学校給食費の設定に当たりましては、年度間を見通して一定の額を定め、学校給食センター運営委員会に諮り、教育委員会が決定をしているところです。学校給食費につきましては、これまでも物価上昇や消費税率の改正に伴い、給食費の値上げを行っておりますが、最近では平成26年度と令和2年度に小中一律100円の値上げを行っております。令和2年度に値上げを行った際には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、その引上げ分を助成し、子育て支援として保護者の経済的負担の軽減を図っております。

現在の給食費につきましては、月額で小学校が4,000円、中学校が4,700円となっております。

**○2番眞茅弘美議員** 給食費の徴収方法と支払いの仕組みはどのようになっていますか、お願いします。

**○宮原司給食センター所長** お尋ねの本市の学校給食費の徴収方法につきましては、小中学校ともに、原則として各地域単位で徴収し、給食センターに納入する方法を取っております。各学校区の地域単位で、小中学校ごとに給食徴収担当者を定めていただき、その担当者が給食費を徴収しているところです。担当者は徴収した給食費を金融機関で振り込むか、給食センターに持参し

ていただいております。また、地域での徴収が困難な方につきましては、個々に金融機関で納めていただくか、直接給食センターに持参していただいているところです。令和4年度の給食費の納付状況につきましては、地域単位で納めていただいている割合が小中学校合わせて73.6%、個人納付の割合が26.4%となっております。

**○2番眞茅弘美議員** 地域によっては、育成会等で担当になった方が集金しているようです。しかし、この方法は非常に問題があるようです。私のところにも実際に以前から相談が来ております。戸数が多い地域では、多額の現金を預かることになりとても責任が大きいようです。10万単位とかで集まったお金を預かっていらっしゃるという地域もあるようです。そしてある地域では、担当になった方の郵便ポストに入れるという慣習があるらしく、私がお話を聞いた方は初めてその担当になったときは驚いて、慌てて南京錠を買いに行き取り付けたということでした。そしてある方は、集金にあちこち回りますよね、それで何度か行っても留守のために電話で請求すると、当たり前のように払っててくださいと言われてた、こういうことを聞いております。

これは一部の意見ですが、1人の方は個人間のストレスになるということから、個人納付に変えましたと言われておりました。このようなことが様々あるようですが、教育委員会のほうには不満の声などは届いておりませんか。

**○宮原司給食センター所長** 給食センターでは、これまで毎年度4月に各学校において地域の給食費担当者の方々に集まってお話し、徴収説明会を開催し、学校給食費への理解と徴収の協力をお願いし健全な運営が行われているところです。これまでも、給食費徴収説明会や給食センター窓口で納入した方々から、口座振替にできないのかとの相談は寄せられているところです。

そのような要望等を踏まえ、現在給食センターでは、保護者の利便性向上のため口座振替の導入について検討しておりますが、システムの導入費用や口座振替手数料の取扱い、また未納額の増加などの課題も整理しながら、引き続き検討をしまいたいと考えているところでございます。

**○2番眞茅弘美議員** 私のところにも口座振替にしてほしいという保護者からの意見が届いております。今課長から言っていたんですけども、ぜひですねそのようにしていただきたいと思います。もし間違いがあったら、誰が責任を持つのかという不安な気持ちを抱えながらこれまで続けていらしたようですので、ぜひですねそのように口座引き落としの方法にいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次にですね、現在本市の給食費に関しましては、私会計となっております。令和元年7月に文部科学省が示した学校給食費徴収管理に関するガイドラインでは、公会計制度を推進することとされておりますが、本市としましてはどのようにお考えでしょうか。あと他市の状況もお願いします。

**○宮原司給食センター所長** 本市の学校給食費は、小中学校ともに私会計であり、原則、地域単位で徴収しております。学校給食費の公会計化とは、学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる公会計制度を採用することです。

この公会計制度は、平成29年に出された学校における働き方改革に係る緊急提言の中で、学校給食費の公会計化が示され、平成31年1月に文部科学省中央教育審議会からの答申を経て、同年7月に文部科学省から学校給食費徴収管理に関するガイドラインが示されたところです。このガイドラインは、公立学校における学校給食費の徴収管理に係る教員の業務負担を軽減することなどを目的に作成されたものです。一方、市内小中学校8校における給食費の徴収管理状況は、先ほども答弁いたしました。集金業務は保護者の方に協力いただいております。いずれの学校においても、教員は直接的に給食費の徴収管理には関わっておりません。県内19市の学校給食費の公会計化の状況につきましては、現在、南さつま市と奄美市の2市が公会計制度となっております。



こうした実態であります。教育委員会といたしましては、学校給食費の公会計化については、導入による効果や影響等を研究しながら、県内他市の動向も注視していきたいと考えております。

○2番眞茅弘美議員 今課長からもございましたとおり、本市の場合は学校や教職員が徴収業務を行っているわけではございません。保護者間の徴収方法が口座引き落としの方法となれば、急いで公会計とする必要はないのかなと存じます。と申しますのが、公会計となりますと市の予算に計上し管理することになりますので、簡単にはいきません。そういうこともございます。

今はですね、その口座引き落としのシステムに急いでいただきたいという思いがいっぱいなんですけども、近年は共働き世帯も増え、保護者の方々も忙しい日々を送っておりますので、安心して社会生活が送れますよう、口座引き落としへのシステムにできますようよろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、眞茅弘美議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

午後2時3分 休憩

午後2時11分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上迫正幸議員。

[上迫正幸議員 登壇]

○3番上迫正幸議員 しばらくの間、お付き合いのほどよろしくお願いいたします。

それでは通告に従いまして質問させていただきます。

まず初めに、地域おこし協力隊事業を推進する目的は何かをお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 地域おこし協力隊とは、少子化等による人口減少や高齢化の状況が進む中、地域おこしに対して熱意のある地域外の人材を積極的に受け入れ、その移住・定着も含めて、様々な活動を通じた地域振興と地域の持続可能性の維持・強化を図っていくことを目的とした制度であると考えてございます。

本市においては、現在3名の協力隊が移住交流促進、観光振興、スポーツによるまちおこしというそれぞれの役割を持って活動していただいているところです。

今後も、地域の方々や関係者との連携を深め、地域に根づいた活動を展開していただき、本市のまちおこしの起爆剤となっていただくことを期待しているところです。

○3番上迫正幸議員 事業開始から6年がたちますが、協力隊員が本市にもたらした影響、それはどういったものがあるのか、またあったのかをお尋ねいたします。

○堂原耕一企画調整課長 地域おこし協力隊は、移住・交流の促進、観光振興などといったそれぞれの課題を設定し活動していただいているところでございます。

その活動の中で、様々な取組を行い、地域振興の推進に向けた好影響をそれぞれの地域に与えていただいているわけですが、私どもといたしましては、その地域おこし協力隊の活動の先にある最大の成果の一つといえるのが、やはり本市への移住・定着というところにあるのかなと考えているところでございます。

現在活動している3名の協力隊を含めまして、これまで本市には8名の地域おこし協力隊が配属されておりますが、そのうち2名の隊員が本市に定住していただいているところでございます。

そのうち平成30年度導入の隊員につきましては、本市で就業され地域のために働いていただいております。

また、令和元年度導入の隊員につきましては、協力隊時代に遊休農地の活用による営農を主な課題として活動しておりましたが、協力隊卒業後、そのときの経験を生かし、農業関係事業で

の本市で起業を目指して様々な活動に現在取り組んでいらっしゃるところでございます。

今後とも、協力隊の皆様には、本市への移住・定着も視野に入れていただきながら、地域の振興や活性化に対し好影響を与える地域協力活動を行っていただきたいと思いますと考えているところでございます。

○3番上迫正幸議員 協力隊が移住、そして永住を目指しているということですが、単年度に採用する人数の上限は決まっているのでしょうか。

○堂原耕一企画調整課長 人数の上限というものは決まっておりません。

それぞれの担当課であったり、それぞれ必要な市と関係ある様々な団体等で、こういった協力隊の方が必要であると判断され、それに基づいて国へ申請して、配属をしていただくという流れになっておりますので、1年間で何人しか受け入れられないという制限はございません。

○3番上迫正幸議員 地域おこし協力隊の活動に要する1年間の経費というものを教えてください。

○堂原耕一企画調整課長 地域おこし協力隊の経費につきましては、特別交付税措置されております。その上限額と申しますのが年々増加しているところでございますが、令和4年度におきましては480万円の交付税措置がされているところでございます。

1人の協力隊につき、その範囲内で活動をしていただいているところでございます。

○3番上迫正幸議員 1人に係る経費が480万ということですが、報酬だけなのか、それとも自分が活動する経費まで入れた480万なのか、どちらなのでしょう。

○堂原耕一企画調整課長 内訳がございまして、その480万のうち280万が報酬等に関わる経費、その他の活動に関わる経費が200万で、これはあくまでも最大そこまでの特別交付税措置があるということですので、その範囲内の活動費、報酬ということで設定させていただいているところでございます。

○3番上迫正幸議員 次に、協力隊の主な活動内容について質問いたします。

協力隊の平時の活動状況はどうなっているのかをお願いいたします。

○堂原耕一企画調整課長 現在、本市に導入されている協力隊員は3名おります、先ほど申し上げたとおりです。

隊員の皆様の活動内容は、市の広報におきまして「協力隊が行く！」というコーナーを御存じかと思うのですが、そちらのコーナーで毎月御紹介はさせていただいているところでございます。

私からは、そのうち、移住交流推進及び関係人口創出拡大に向けた取組を目的に、今年度8月から導入されている地域おこし協力隊員の活動内容について御説明をさせていただきたいと思っております。

本市におきましては、移住体験ツアーでございましてか、お試し住宅など移住体験の提供、そしてU・Iターン者の住宅確保支援に向けた助成制度や空き家バンク制度など、これまで様々な移住・定住、関係人口創出に向けた取組を進めておりますが、今回導入した協力隊員につきましては、これらの取組をさらに発展させ、より効果的なものとしていただくための取組を行っていただきたいと思いますと考えているところでございます。

具体的には、移住相談の受付であったり、現地案内や、今皆さんがお使いになられているSNSによる情報発信など移住をコーディネートするような業務というところを積極的に努めていただいたり、移住してきた方への相談の対応であったりとか、それらの方々のネットワークづくりなどのフォローアップの取組、そして移住体験ツアーなどの企画をしていただいたりとかといったところを、具体的にはしていただきたいと思いますと考えているところでございます。

これらの取組を、移住・交流推進及び関係人口拡大に関するパートナーシップ協定を締結した市内業者などとも連携をしながら、実施していただきたいと思いますと考えているところでございます。

○3番上迫正幸議員 全国で今現在、何人の協力隊員が在籍し、隊員の男女の割合、平均年齢、

また終了時何%ぐらいが地域に定住しているのか分かりましたら、鹿児島県も含めてお願いいたします。

○堂原耕一企画調整課長 せっかくのお尋ねでございますが、大変申し訳ございません、今お尋ねのありました数値等については、ただいま手元に把握してございませんので、また何かの機会にお答えをさせていただければと思います。申し訳ございません。

○3番上迫正幸議員 協力隊の契約期間、これは3年となっておりますよね。その3年が終了した場合、協力隊員は定住するのか、ほかにどういった方法があるのかお答えください。

○堂原耕一企画調整課長 先ほど答弁いたしましたとおり、今まで配属されていた方が5名で、そのうちの2名の方が定着、定住をしていただいたところでございます。

私どもといたしましては、それ以外の方々、定住してはいただいておりますが、それらの方々についても、枕崎との関係性というところは、今もずっと引き続いてあるものだと考えておりますので、その関係性というところは大事にしていきたいと思っております。

地域おこし協力隊の卒業後のその進路と申しますか、その後どうされるかというところは、移住、定住するかを含めて、その協力隊の方の選択と申しますか、それぞれの判断になってくると考えております。

○3番上迫正幸議員 協力隊員がもし起業する場合の、何か補助的なものはないのでしょうか。

○堂原耕一企画調整課長 今、お尋ねの補助制度につきましては、制度としてございまして、ただし限度額100万円と記憶しておりますが、隊員のときの経験を生かして起業する際に助成金を支給するという制度がございます。

先ほど申し上げました令和元年度採用で、今農業の企業に向けて活動をなさっていらっしゃる隊員に対しても助成をさせていただいたという経緯がございます。

○3番上迫正幸議員 その100万円の経費はどんなものにも補助が100万円出るのでしょうか。

○堂原耕一企画調整課長 やはり目的に沿った内容のものということになるかと思っておりますので、起業支援に対する助成ですので、それに関連する経費ということになるものでございます。

○3番上迫正幸議員 それでは本年度、女子野球の経験者が協力隊員に採用されましたが、その理由をお尋ねいたします。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 今年度から新たにスポーツによる地域おこしを目的に、スポーツ振興係に地域おこし協力隊員1名を配属しております。

広報まくらざき5月号、そして7月号でも御紹介しましたが、3月まで埼玉西部ライオンズレディースのチームに所属し女子硬式野球の選手として実績のある隊員です。

活動の内容といたしまして、野球によるまちづくりの推進だけでなく、隊員は中高保健体育の教育職員免許状を持っていることから、広くスポーツ活動に携わり、スポーツによる地域おこしに寄与していただいております。

これまでの活動実績として、5月21日、22日に市営野球場を試合会場に九州女子硬式野球リーグ大会の誘致や体力運動能力調査を前に市内小学校に出向いての体育指導、福岡でのホークスカップに選手として大会への参加及び女子野球の現状をリサーチ、そして11月13日に予定しております本市主催の野球教室の計画・準備、総合型地域スポーツクラブ、枕崎きばらん海クラブの事務補助、来年度開催の国体業務のサポートなどスポーツ振興に取り組んでいただいております。

○3番上迫正幸議員 その女性の方はスポーツ振興に携わっていただいているということなのですが、野球経験者が採用されたことで、いろんな意味で市民の中には興味を持って、野球チームをつくるんじゃないかという話が多々されているみたいですが、女子野球チームをつくる予定はないのでしょうか。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 4月に社会体育施設に指定管理制度を導入しまして、その

指定管理者からの自主事業として女子野球チームをつくる提案がありました。

地域おこし協力隊員の一つの活動といたしまして、今現在ですけれども、県内外の女子野球チームの状況、そして直接、選手にアプローチするなどして調査・研究を進めているところであります。

**○3番上迫正幸議員** ぜひですね、市長の施政方針にもあるスポーツ・文化による関係人口の増加ということで、指定管理者とともに女子野球チームの検討、発足をお願いしたいと思うんですが、市長の考えをお聞かせください。

**○前田祝成市長** 今議員からございましたように、スポーツ・文化の振興による関係人口の増加というのは、やっていかないといけないことだと考えております。

その一つのきっかけとして、今回、女子野球の選手を地域おこし協力隊として動員しているところでございます。

スポーツ・文化振興課長から説明がございました指定管理者からの自主事業としての提案というのもございます。それ以外にも、野球のキャンプ誘致でありますとか、そのあたりも含めて今活動を開始しているところで、調査・研究しているところでございます。

その中で、女子野球チーム発足というところも一つのテーマになってこようかと思っておりますので、そこについては積極的に取り組んでいければと考えているところでございます。

**○3番上迫正幸議員** ぜひ、前向きな検討をお願いしたいと思います。

続いて消防・防災力についてお聞きしたいと思います。

近年、各地で自然災害が多数発生しています。本市の防災・減災対策事業はどのようになっているのかお尋ねいたします。

**○平田寿一総務課参事** 本市の防災・減災対策事業につきましては、枕崎市強靱化地域計画に沿った取組の中で事業を行っています。起きてはならない最悪の事態を想定しながら、激甚化する災害被害を最小限に食い止めることを目的として策定したものです。

この強靱化地域計画の中では、大規模な自然災害が起きても、①人命の保護が最大限に図られること、②市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること、④迅速な復旧復興が図れることの4つの基本目標を掲げております。

事業の推進については、国や県の有利な補助事業等を活用し、本市における強さとしなやかさを持った安心・安全な地域社会・経済の構築に向けた取組に努めてまいります。

**○松田誠建設課長** 本年度、枕崎市強靱化地域計画の方針に基づいて建設課で取り組んでいるハード事業について説明いたします。

1番目に、災害に強い住まい・まちづくり整備推進として、公営住宅等ストック総合改善事業による公営住宅の長寿命化工事、谷原住宅の建て替え工事、住宅・建築物安全ストック形成事業による民間木造住宅耐震化促進補助及びがけ地近接等危険住宅移転補助。

2番目に、幹線道路の整備促進として、通学路緊急対策補助事業による歩道等の整備工事5路線、防災安全交付金事業による市道整備工事の2路線のほか、県営事業による国道270号金山バイパス湯穴工区の工事。

3番目に、交通施設、避難場所や避難路の確保の促進等として、擁壁・法面変状対策事業による道路のり面保全工事の3路線、道路メンテナンス事業による橋梁補修工事の5橋。

4番目に、河川改修等の治水対策の推進として、県営総合流域防災事業による下園橋架け替え及び町田頭首工更新工事。

5番目に、土砂災害対策の推進として、防災減災国土強靱化のための5か年加速化対策の一環でもある県営急傾斜地崩壊対策工事3地区、県営砂防工事2地区。

以上の事業により、枕崎市強靱化地域計画に基づいて、防災・減災対策に取り組んでいるとこ

るです。

○3番上迫正幸議員 次に、大規模災害が起こり、本市単独ではその災害に立ち向かえない場合、どうするのかをお尋ねいたします。

○平田寿一総務課参事 本市において大規模災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本部長を市長とした災害対策本部を設置します。災害対策本部は12の対策部からなり、災害の規模に応じて第1配備から第3配備まで市職員を配備します。

大規模災害が発生した場合は、危険な状態が過ぎた後、被害の状況を把握するために災害調査を行います。その災害の状況が甚大で本市だけでは対応し切れないと判断した場合は、災害時の相互応援協定に基づき県に対して広域応援や自衛隊の災害派遣を要請することになります。

また、県内の自治体や事業所、組合、民間企業などと災害時の応援に関する協定を35締結しており、状況に応じて必要な応援や支援を要請します。

大規模災害の収束後も、応急活動や復旧、復興に向けて長期間の応援・支援が必要となることから、市総合防災訓練等を通じて災害時も関係機関との円滑な連携や協力が得られるよう努めてまいります。

○田中幸喜消防長 本市消防本部において、単独では災害対応ができないような大規模災害が発生した場合の消防活動について御説明申し上げます。

昨今の自然災害につきましては、局所化・激甚化しており、全国各地において豪雨による河川氾濫・決壊や土砂災害等により甚大な被害が発生しており、本市においても同様の災害が発生した場合は、関係機関と連携し、迅速に被災者の救援に全力を挙げて対応することが重要不可欠であります。

このため、本市消防本部単独での災害対応が困難な場合の消防活動につきましては、災害の規模や状況などにもよりますが、南さつま市と指宿南九州消防組合と締結いたしました南薩地域における消防及び救急業務相互応援協定による応援隊の要請、消防組織法第39条に基づき締結いたしました鹿児島県内消防相互応援協定による応援隊の要請や、被災地の消防力では対応困難な大規模・特殊災害の発生時におきましては、消防庁長官へ緊急消防援助隊を出動要請することにより、応援部隊の編成・初動・現地活動等が、円滑かつ確実に行われるものと考えております。

なお、緊急消防援助隊の出動要請につきましては、被災地の市町村長、それから県知事等が消防庁長官へ応援要請する場合と、被災地の状況により、応援要請の有無を問わず、被害が拡大するおそれがある場合や通信途絶による混乱でその余裕がないものと判断される場合などは、消防庁長官は自らの判断で各都道府県知事へ出動指示ができるとされているところでございます。

○3番上迫正幸議員 今、説明していただきましたが、全国には緊急消防援助隊というのがあるということで、そういう要請がないにこしたことはないんですが、もし要請した場合の本市の受入体制ですね、宿泊地とか、そういうところはどういうふうになっているんでしょうか。

○依積田一豊警防課長 緊急消防援助隊などの応援隊が派遣された場合、枕崎市消防本部受援計画に基づき、派遣車両及び隊員等の規模、駐車スペースや宿営の人数などを考慮し、活動拠点となる宿営場所の提供と食料等の供給などを行うこととなります。

緊急消防援助隊の活動に関しましては、消火・救助・救急等の部隊に区別されており、さらに災害の種類・態様に応じ出動できるよう、部隊の種別ごとに全国の消防本部が部隊登録を行っているところであり、出動依頼を受けた各消防本部は、被災地近くの集結場所へ集結後、被災地消防本部等の指示により、災害活動を行うこととなります。

また、緊急消防援助隊においては、被災地に過度な負荷を与えない観点から、各活動部隊へ食料・物資等を支給するなどの後方支援を主な任務とした後方支援小隊も派遣される場合もありますが、被災地において必要最小限度の食料・物資補給の調達を行う必要があると考えます。

○3番上迫正幸議員 災害時での消防活動、救助活動の資機材等は十分整備されているのかをお

尋ねいたします。

**○俵積田一豊警防課長** 大規模災害等については、発生した災害種別や状況により使用する資機材等を判断することとなります。当消防活動資機材といたしまして、6人乗りの船外機付ゴムボートや浮き輪、ライフジャケット、倒木等の障害物除去時に使用するチェーンソーも備えてあり、あらゆる災害による負傷者救出時に必要な資機材も救助隊の編成、装備及び配置の基準に従い、救助工作車等に積載してありますが、大規模災害時における同時多発的な発災時においては、十分な対応は難しいと考えております。

また、大規模災害時における発災時においては、重機等の活用が必要不可欠であるため、枕崎建設業組合と締結しております災害発生時における消防活動応援協定に基づき要請を行い、火災または人命救助を必要とする災害発生時の応援活動時において、円滑な連携及び対応が図られるものと考えております。

**○3番上迫正幸議員** 今、資機材等はやっぱり足りないのがあるということで、もしものときのための備えがあるべきじゃないかと思っておりますので、そこはぜひ関係各所で話し合っ、て、資機材をそろえていただきたいと思います。

次に、消防団についてお尋ねします。

以前、消防団の定員の見直しを検討しているとの答弁があったと思います。その後の経過について、お尋ねいたします。

**○中原広次消防総務課長** まず、本市消防団の条例定数については、平成25年度に団本部女性12名を加え、248名から260名に増員されております。

また、各分団長や公民館長をはじめとする各関係機関等の皆様の御協力により、平成26年度から令和3年度までの間は定員を満たしている状況でありました。

しかしながら、今年4月1日現在、実員258名となり2名の欠員が生じていること、また少子高齢化や人口減少の影響もあり、年々団員の確保が困難になってきているということから、分団長会において定員の見直し等の検討について要望がございました。

消防団の特性として、地域に居住または勤務しているということで、地域の人々や事情に通じているという地域密着性を有しているため、基本的にはその地域の消防団員として在籍すべきではありますが、人口の少ない地域においては、少子高齢化や人口減少の影響が大きく、団員の確保はさらに困難となっている状況です。

本市消防団においても、居住または勤務する地域以外の地域に在籍している団員が約20%を占め、おおむね団員5人に1人は地域を越えて活動している状況となっております。

このことから、本市消防団の現状把握と問題点等の洗い出しを進めている状況であり、今後は分団長会で協議検討を進めることとしておりますが、市部局等の関係職員やアドバイザー等を含めた検討会の設置なども視野に入れるなど、今後の人口減少や少子高齢化を見据えた上で、今後の本市消防団の在り方について、全般的な検討を進めてまいりたいと考えております。

**○3番上迫正幸議員** 全般的な検討を重ねているということですが、ぜひですね、急いで対策を立ててもらわないと、分団によっては平均年齢が上がり、消火活動に支障を来すところがあると思うので、その辺はよろしく願います。

次に、消防団員も日中は担当する地域にいないことが多いと今説明がありましたが、そのための火災時の初期消火等の指導を地域の方々にする計画はないのかをお尋ねいたします。

**○中原広次消防総務課長** 消防団員の多くが担当地域を離れて勤務していることから、日中の火災発生時において、その地域の消防団員の参集率が低くなる場合があることは承知しております。

また、火災が多発する地震等の災害時においては、消防力が不足して消防隊の現場到着が遅れることが予想され、大規模火災となるおそれもあることから、消防隊到着前の火災初期の段階において、地域住民等が行う初期消火の有効性については、十分効果が期待できるものと考えてお

ります。

なお、消防法で定める一定の事業所等においては、定期的な消火、通報、避難の訓練を実施しているため、勤務する事業所等において、初期消火等の訓練指導を受けている市民も多いのではないかと考えてはおりますが、地域住民に対する初期消火等の指導については、一部の自治公民館や自主防災組織が定期的な訓練を実施している状況となっております。

このことから、地域防災の中核的存在である消防団員は、自主防災組織等の指導的役割を担うリーダー的存在でもあるため、消防団員が初期消火等の指導を行うことについて検討し、地域住民の自助力の向上に努めていきたいと考えております。

今後は、広報紙やホームページ等を積極的に活用し、自主防災組織や市民等に対し、初期消火の重要性と訓練の実施について周知を行い、救急訓練と併せて普及啓発を図ってまいりたいと思います。

**○3番上迫正幸議員** その訓練を行っている自主防災組織の名前は分かりませんか。

**○中原広次消防総務課長** 現在こちらで把握している公民館等は、令和3年が中町公民館、令和2年が籠原公民館、それと木場自主防災組織等となっております。

**○3番上迫正幸議員** それでは次の質問に移らせていただきます。

交通弱者対策についてです。

まず、本市タクシーの運賃助成のこれまでの利用状況についてお尋ねいたします。

**○福永賢一福祉課長** 本市では、高齢者等の地域社会への参加促進、健康維持及び介護予防の推進並びに生活の質の向上を図り、もって市民の福祉の増進に寄与するため、令和元年10月から、交通弱者の移動手段の確保策としてタクシー利用に係る運賃の一部助成を実施しており、助成の方法については、1枚300円の利用券を所要の枚数交付することにより実施しています。

助成の対象者は、本市に住民登録があり、自動車等運転免許証を持っていない方で、75歳以上の方、身体・知的または精神の障害者、要介護認定者、総合事業対象者、難病患者、小児慢性特定疾病の患者となっております。

お尋ねの利用状況についてですが、75歳以上の高齢者等の場合で申しますと、令和元年度は1人につき3,600円分の300円券12枚を限度として交付し、交付者数951人、助成金額は247万5,300円で利用率は72.4%、令和2年度以降は1人につき7,200円分、300円券24枚を交付し、令和2年度は交付者数1,100人、助成金額は602万7,900円で利用率は76.1%、令和3年度は交付者数1,164人、助成金額は629万1,900円で利用率は75.1%となっており、利用状況は徐々に増えている状況です。

**○3番上迫正幸議員** 申請は市役所の福祉課で申請すると思うんですが、そのほかどこかでできるところはないでしょうか。

**○福永賢一福祉課長** やはり交通弱者ということで、市役所まで申請に来るのが困難な方がたくさんいらっしゃるかと思います。手続が困難な方への対応につきましては、まず御本人でなくても代理の方、御家族や、例えば担当ケアマネジャーとかそういった方の本人以外の申請も受け付けております。

また、令和2年度からは、枕崎校区以外の地域の方を対象に、各地区公民館での出張受付も実施しているところです。

**○3番上迫正幸議員** はい、分かりました。

次に自家用有償旅客運送という制度があるかと思いますが、その制度の内容の説明をお願いします。

**○堂原耕一企画調整課長** 自家用有償旅客運送とは、既存のバスやタクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な場合などに、道路運送法の登録を受けまして、必要な安全上の措置が講じられた上で、市町村やNPO法人などによって運営される交通手段となっております。

○3番上迫正幸議員 その制度というのは、どういった地域が対象になるでしょうか。

○堂原耕一企画調整課長 特定のこういった地域がということではなくて、地域の公共交通の様々な形というところを検討していく上でまず、既にあるバスやタクシーといったものを検討して、その提供が困難な場合であったりとか、また地域の方々からそういった運行に対する要望であったり、御意見等が上がってきたときにそれを受けまして、昨年度来設置されております地域公共交通活性化協議会で、その可能性を検討させていただきまして、判断をさせていただくという流れになるかと思えます。

こういった地域だから設置できる、設置できないというものはございませませんが、ただ基本となりますのは、やはり既存の公共交通網が通っている場所は、そちらの御利用というのが基本になりますので、あと、そういった自家用有償旅客運送というものを、運送する際に既存の交通事業者との調整というものも必要になってくるかと思えますので、そういったところには留意する必要があるものと考えます。

○3番上迫正幸議員 全国の導入率なんかは分からないもんですか。

○堂原耕一企画調整課長 全国で何件というところは、すみません、手元にはないんですが、鹿児島県内では、今私どもが把握している件数で2市、霧島市と薩摩川内市で導入が図られているようでございます。

○3番上迫正幸議員 本市は検討はなさらないんですか。

○堂原耕一企画調整課長 先ほども少し申し上げましたが、自家用有償旅客運送につきましては、様々な交通手段の新たな交通手段の一つであると私どもは考えております。その地域地域に合った交通体系というものを検討していく際に、既存の公共交通網との調整というか兼ね合いも十分配慮しながら、そこの地域に合った交通網を考えていくに当たっての可能性、選択肢の一つとはなりうるものではないかと考えております。

ただ、今までのところ、具体的に自家用有償旅客運送そのものについての協議は、市においてはしたことはございません。これからの検討の中で、その検討の俎上に上がってくる可能性の一つであると私どもは考えております。

○3番上迫正幸議員 私としてはいい制度だと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思えます。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○永野慶一郎議長 以上で、上迫正幸議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時57分 休憩

午後3時7分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○9番立石幸徳議員 通告に従い、一般質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症は本年6月28日から第7波ということになります。本年1月7日から6月27日までの約6か月近くの本市第6波感染者は375人です。6月28日から昨日までの第7波本市感染者は1,493人ですので、約2か月ちょっとで第6波の4倍ほどのコロナ感染者が出ています。鹿児島県においては去る8月3日にBA.5対策宣言を発令し、重症化の可能性のある高齢者や基礎疾患がある人、妊婦らに混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出を控えるよう求めることを柱とした宣言を行いました。

しかしながら、宣言発令以降新規感染者は連日3,000人台、盆明けの8月18日にこれまでの最多の4,948人、人口10万人当たりで見ても全国の中でも深刻な県内状況であります。本県の感染



者の年代別割合も60代以上は7月15%であったものが、8月21日時点では21%に増加し、高齢者層への広がりが顕著となっております。

本市における第7波の年代別割合はどのようになっているのか、またコロナ感染者の発生した場所、区域の状況は、例えば高齢者施設等区別できる範囲において明らかにしていただきたいと思います。県のB A. 5対策強化宣言は9月末まで1か月延長されましたが、本市の第7波における感染拡大防止の重点対策はどうなっているのか、以上、最初にお尋ねをいたします。

[前田祝成市長 登壇]

**○前田祝成市長** 新型コロナウイルス感染症の7回目の感染拡大期、いわゆる第7波でございますが、今、議員から詳しくお話をされましたが、本市におきましては、6月28日から9月5日まで今ありましたように1,493人の感染が確認されているところでございます。

県におきましては8月3日にB A. 5対策強化宣言を発令いたしまして、鹿児島県民に対しまして、感染防止対策の徹底、医療現場を守る取組について協力をお願いしていますが、新規感染者はその後も高い水準で推移しているところです。

また8月22日には、県知事が緊急記者会見を行いまして、感染防止対策の徹底や医療現場を守る取組について、再度協力をお願いし、医療機関の負担軽減を図るため、抗原定性検査キットの配布、あるいはみなし陽性の適用、コロナ・フォローアップセンター鹿児島島の整備等について公表されたところでございます。

さらに8月26日には、B A. 5対策強化宣言の9月末までの延長ということも発表されております。

本市の第7波の感染実態及びB A. 5対策強化宣言やコロナ・フォローアップセンター鹿児島島などの県の取組の詳細につきましては、担当課長から答弁させます。

**○西村祐一健康課長** 本市における第7波の感染の実態につきまして答弁いたします。

本市におきましては、立石議員からもありましたとおり、6月28日から9月5日までの感染者数は1,493人ということになっております。

年代ごとに申しますと、10歳未満が203人、13.6%、10代が197人、13.2%、20代が127人、8.5%、30代が172人、11.5%、40代が194人、13.0%、50代が174人、11.6%、60代が161人、10.8%、70代が141人、9.4%、80代が83人、5.6%、90歳以上が34人、2.3%、そのほか鹿児島市発表のために年代不明となっているものが、7人、0.5%ということになっております。

発生場所につきましては、本市感染者の詳細については把握できませんが、県が公表しております週単位の感染機会の分析によりますと、8月15日から8月21日までの期間で、家族・親族が52%、高齢者・介護施設が2.3%、医療機関が2.2%、職場等が1.9%、学校・児童施設等が1.2%、飲食を伴うものが0.5%となっております。そのほか、経路不明というものが37.3%ということになっております。

それから、県が8月3日に発令いたしましたB A. 5対策強化宣言は、県民の皆様に感染防止対策の徹底や医療現場を守る取組につきまして協力をお願いしたのですが、発令後も新規感染者が3,000人から4,000人台と高い水準で推移しておりまして、病床使用率、重症患者、中等症Ⅱの患者も高い水準で推移していることから、8月26日に9月30日までの期間延長を発表しております。

8月22日に県知事が緊急記者会見を行いまして、診療・検査医療機関等への抗原定性検査キットの緊急配布、医師の判断によりPCR検査等を行わず診断するみなし陽性の臨時的導入、早期退院の目安を4日にする運用の取り入れ、8月29日からコロナ・フォローアップセンター鹿児島島の開設など対策を発表しております。

この中の8月29日から開設いたしますコロナ・フォローアップセンター鹿児島島は、県が設置・管理運営等業務を民間事業者へ委託するものですが、新聞報道等によれば、鹿児島市と福岡

市に事務局を置きまして、当面は看護師25人を含む85人体制で業務を行うということになっております。

その業務内容につきましては、高齢者や基礎疾患をお持ちの方、妊娠している方等重症化リスクのある方には、原則1日1回の電話による健康観察を行いまして、それ以外の方につきましては、マイ・ハースや自動架電等による陽性者からの情報入力等に基づく健康観察を行うこと、2つ目に療養中の不安や困り事の相談対応、3つ目に症状変化時の受付・協力医療機関による往診・調剤等による調整、4つ目にパルスオキシメーターの管理・運営、5つ目に生活支援物資の調達・配送、6つ目に療養証明書等の発行・問合せ等の対応、7つ目に各保健所及び本庁との連絡調整報告等を行うこととなっております。この契約期間につきましては9月30日となっておりますが、感染状況に応じまして延長を可能としているようです。

そのほかに感染者の全数把握の見直しということを、鹿児島県におきましても9月中旬ぐらいに行う予定となっております。現在は感染者全ての方につきましては、氏名、住所、生年月日、ワクチン接種履歴などにつきまして、ハースを用いた届出を求めています。全数把握の見直しを行うことによりまして65歳以上の方、入院を要する方、重症化リスクがあり治療薬・酸素投与等が必要な方、妊娠中の方に限定いたしまして、医療機関が県へ届出を行うこととなります。ただし、感染者数の把握につきましては今後も行うこととしておりまして、地域、性別、年齢など、どこまで把握するか、どういった方法で把握するかということは現在県で検討中とのことです。

本市の対策と申しますか、こちらにつきましては防災行政無線等を通じまして、ワクチンを接種されていない方につきましてはワクチン接種を促すといった方法や、今後9月中旬に配分されます新しい従来型のウイルス株に対応したものと今度のオミクロン株に対応した2価ワクチンなんですけれども、こちらの接種につきましても、本市におきましても9月の中旬ぐらいから配分を受ける予定と今のところはなっておりますので、そちらを踏まえた対応を図っていきたいと考えております。

**○9番立石幸徳議員** 限られた時間ですのでね、簡潔に、健康課長のほうでまだお尋ねもしていないことも併せて説明をいただきました。

ただ、この最後に言われたワクチンの関係もですね、今度の9月議会の予算で初日本会議でも聞きましたけど、オミクロン株BA.1に対応するワクチンが議決された後に、市民の皆さんに通知が行くんですけど、今現在流行しているBA.5の対応のワクチンも既にもう予定されているわけですね、そうするとまたその後BA.5のワクチンをしてくださいっていう通知が来るのは目に見えていますよ。そういうときに、市民の皆さんにはやっぱり逐一、一回一回ですね、ちゃんと、このワクチンはどういう意味があるんだということを通知をして理解した上で、市のほうもいろいろなコロナ対策を進めていただきたいと思います。

だいぶ時間も消化しましたのでコロナ対策では最後に、先般私、自治医科大学中村教授のこのコロナの関係の記事を拝見しました。そこにこういうことが書いてございます。現在の政府のコロナ対策を厳しく批判しているわけですが、今のコロナ対策では新規感染者が減らないと断言しております。国民に現状で妥協せよと強いているようなもんだと、第6波のときのように、理由は分からないが、わけは分からんがなぜか自然に第6波は流行が収まった、そういったことを今も待っているんじゃないかと、ここまで言っているんですね。本市においても市でできるコロナ対策はたくさんあるかと思うんですが、今後の先ほど言ったワクチン接種も含めてですね、しっかりとした取組をこの点ではお願いをして次の質問に入っていきたいと思っております。

物価対策のですね、これも本当に大きな問題、私自身は先の6月議会の6月21日の予算特別委員会です。消費者物価指数のこういった資料等を執行部のほうにお願いしまして、資料をいただきました。そのときの資料では、5月20日公表の電気代、これは前年同月比21.0%上昇

だったんです。今度8月26日の一番新しいデータでは電気代が29%上昇というデータになっているんですね、ガス代も27.9%上がっております。こういった電気、ガスといった一番生活の基本部分が物価上昇しますと市民生活は大変です。

あと食料価格もいっぱいあります。一つ一つ品目ごとに言ってもですね、もう時間が幾らあっても足りない。ですから、物価対策で一番お尋ねしたいのはですね、いろんな物価が上がっていく、しかし家計の収入がその物価の上昇と同様にといいましょか、収入も伸びていけばですよ、生活を圧迫することはないわけですからね。ところがこの支出面の物価上昇だけが公表をされまして、家計の収入はどうなっているんだというのがさっぱり分からない。この点を把握しておかないと、物価対策、物価対策と言いますけど、的を射たものには私はならないと思いますよ。

そこで、当局が把握しているいろんな特別これだけは知っていただきたいちゅう物価上昇もありますけど、この収入面の家計調査、これは当然総務省の公式の調査ですからね、毎月調査をしているんです。枕崎市が対象になるかどうかは別にしてですよ。年間の家計調査も年報として発表されますよ。この家計調査を担当のほうでは、枕崎市に限らず今、家計収入はいったいどういふふうにあると分析されているのか、これを聞いておきます。

**○堂原耕一企画調整課長** 今お尋ねのありました家計調査についてですが、それと同類と申しますか、5年ごとにより詳細な全国家計構造調査というものが行われております。ただ、こちらの調査につきましては5年ごとで各市町村の数値というものは発表されないのですが、それは家計調査においても同様でございますが、国勢調査の調査区を単位といたしまして、それぞれ全国の様々な市町村が抽出されまして、その結果が国に行きまして、国で全国の経済状況と申しますか、様々な国が行う施策の参考資料とするために5年ごとに行われていて、直近で行われた調査が2019年に行われた調査になります。次の調査が令和5年、来年度に行われる予定となっております。

この2019年度の調査、これは鹿児島県の数値ということになるんですが（「最近の話ですからそういう話は省いてください」と言う者あり）今私どもで把握している数値というのは全国家計調査に基づく実支出額、実収入額というところが参考になる数字ではあるのではないかというふうに考えております。

**○9番立石幸徳議員** いや、現在の物価に対して収入がどうなのかちゅうのを質問しているわけですから、2019年の話なんかしても何も参考になりませんよ。

今、収入がどうなっているのか所得がどうなっているのかということで例えば、夏のベア、普通ベアアップっていうたら春になるんですけれども、この夏にもいろんな東京の企業ですね、企業名は言いませんけど、物価高騰に備えて特別に社員にその手当を出しますと、そういうところもいっぱい出てきているわけですよ。ですから物価の上昇した年だけをですね、いろいろ言われても、実際その市民あるいは国民の生活がどう本当になっていくのかちゅうのをきちんとやっぱり行政は調査する必要があると思いますよ。これ今していないんだっただけですね、今後もその辺を配慮して努力していただきたいと思います。

それからもう一つですね、収入もなんですけど収入と密接に関係のあるこの労働者の皆さんの働く時間、働く時間と収入は密接な関係がありますのでね、これを業種ごとに一例挙げるとですね、2020年の3月と2022年の3月の比較で、例えば宿泊業と飲食サービス業は労働時間が12%減っているんです、働く時間が。製造業や建設業も減っていますよ。まず労働時間が減るということは当然収入が減っていくわけですからね、その辺も含めて、収入、労働時間そういうものを総合的に調査した上で、今の物価上昇が本当にどういった意味であるのかというのをですね、これはまた後決算委員会いろいろ委員会ございますのでね、そこに質問を持ち越したいと思いますよ。

次の地場産業の関係、本市の活力の源である地場産業に関連する現在の物価高騰、上げたらこれきりないんでしょけれども、特に当局のほうで、市民の皆さんに報告しておかなければならないという地場産業に関わるこの物価高騰ですね、今度の補正第4号予算でもいろんな燃油対策ははじめ出ているんですけど、私がここに1つ上げておきたいのは、農業における花卉、花の栽培ですね、この電気代が非常に気になるんですが、電気代が高騰して花卉栽培の経営にどれだけの影響を与えているのか、これは具体的にお尋ねをしておきたいと思います。

**○中村俊彦農政課参事** 本市の花卉生産の概要について説明いたします。

本市の花卉生産は大塚地区を中心に生産されております。令和3年度実績によりますと、花卉生産者は26戸、面積で72.2ヘクタール、品目は主に輪ギク、スプレーギク、テッポウユリで、生産額約14億8,000万円となっており、耕種部門の約38%を占めている本市の基幹作物です。近年の社会情勢や電気の供給力の変動、料金制度の変更などに伴い電気料金の値上がりが続いている状況であり、特に電気を使用して栽培する本市の花卉生産農家にとりましてはその負担が大きくなってきているところです。

県の10アール当たり電気使用料の比較の資料によりますと、1キロワット時の単価が、平成15年末6.25円、平成25年11月10.01円、令和3年8月11.89円となっており、電気料金では10アール当たり平成15年末5,600円、平成25年11月6,867円、令和3年8月8,739円となっております。平成15年当時と比較しましても、LED化に伴う電球数や電照時間の削減などに努めてきておりますが、電気料金単価の値上がりにより経費が多くなっている状況です。花卉栽培における対応としましては、環境に優しい短茎栽培、茎の長さが90センチ規格のものを70センチの長さで出荷するものであります。このような取組を言われておりますので、今後、農家の栽培技術の習得などが進められていくものと考えております。

**○9番石幸徳議員** 花卉栽培の実態というのは農政課のほうでしっかり調査されているみたいですのでね、今後は対策、そしてこの物価の関係ではですね、ちょっと先を急ぐようですけど今度の9日金曜日ですかね、今週金曜日にまた政府のほうで物価賃金生活総合対策本部、国のほうでもう一回物価賃金生活総合対策本部、これを総理の下に開催して燃油の軽減対策ですね、電力・ガスの価格を安定させると、輸入小麦対策とかいろんなものを国のほうでもう一回物価対策を出すようですので、またそれを私どもも拝見した上で決算特別委員会等で各担当課にお尋ねをさせていただきます。

大分時間が消化しておりますので次のこの消費税の関係、これも非常に大事な問題ですので、シルバー人材センターに関わる影響を中心にですね、質問をいたします。

消費税のインボイス方式導入ということはですね、もう既に決定されているんですね、令和5年、来年の10月1日から消費税の仕入税額控除制度において適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス方式が導入されることになっておりますが、来年の話じゃなくてももう既に昨年令和3年の10月から、この適格請求書発行事業者は税務署に登録をなささいということがもうスタートしているんですね、実際もう既にインボイス方式の中身はもう導入に向けて進んできているんですが、しかしながら、後もってきちっとした考え方は申し上げますけど、消費税のインボイス方式がですね、いろいろな影響が出てくるところがある。例えば、売上げ1,000万円以下の事業者も課税事業者への転換を迫られる。

それで特に本市で大体約250名の会員を持つ枕崎市シルバー人材センターですね、ここにおいては会員の一人一人が事業主という位置づけになっていくことが予想されるんですね。これももう決定じゃないです。まだ、いろいろ選択の余地があるんですけども、そういう中ですね、全国的には既に7月末でですね、192の地方議会、県議会が4つ、市議会が多いんですけど全国192の地方議会が国に意見書を上げております。残念ながら鹿児島県内ではこの意見書を上げていない議会は一つもない、県議会もない。

このシルバー人材センターへの影響というのをですね、まず担当課のほうではどのように分析しているのか。このことでシルバー人材センターが新たな負担をするということになります、その辺の見通しについてはどの程度のものを持っているのかですね、時間がないですので簡潔に答弁いただきたい。

**○福永賢一福祉課長** 令和5年10月1日から導入が予定されている消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が実施されると、課税事業者が発行するインボイスがなければ仕入税額控除を受けられないこととなりますので、個人事業主であり免税事業者である各会員が課税事業者の選択をして税務署に登録し、インボイス発行事業者とならなければセンターに消費税納税の負担が生じます。実施から6年間は段階的に経過措置が取られますが、令和3年度の事業実績から推計すると、毎年数十万円から数百万円負担が生じるということになります。

シルバー人材センターは公益法人でありますので、新たな税負担の財源がありませんので、経済的に大きな影響を受け、運営に支障を来すおそれがあると考えております。

**○9番立石幸徳議員** なんでシルバー人材センターなんかに非常に影響を及ぼすものを、そういうものをやるんだっちゅうときに、この間7月の参議院選挙でも政党ごとにインボイスはやめろという政党もありましたけど、私自身は、インボイス制度そのものは導入しなけりゃならない制度であると思います。ただその後いろんな運用はですね、しっかりなされないといけない。なぜかという、インボイス制度がなぜ導入されなければならないかという必要性においてはですね、いわゆる益税の問題、益税といいますと、消費者がこれは消費税ですよ消費税の分ですよということでいろいろ支払いをしたものが、実際は国の国庫にはその消費税として納税されずに事業者の懐に入ってしまう。これはもう消費税が発足したときからこの問題はずっとあったんですね。でも、消費税の率が3%からどんどん上がってきて今や10%、この率が上がっていくとその辺の問題というのは非常に大きくなります。この益税問題を解消するためにはインボイス方式しかないわけです、はっきり言ひまして。ただそのインボイス方式をやると、さっき言ったように少額のといひましようか、事業をやっている方々にはいろんな意味で影響が出てくる。

この対策としてですね、今国のシルバー人材センターの全国連盟はじめ、それから自民党のシルバー人材センター活性化議員連盟というのがあります。この会長4月から実は片山さつきさんというこの間参議院選でまた当選された女性議員、私は非常にこの片山さつきさんは適任者だと思っているんです。と言ひますのが片山さんはですね、女性議員ではございますが、実はかつて大蔵省の主計局の主計官として働いており、日本で初めて女性として税務署長をされた方ですよ。と言ひますと、この税の制度については非常に精通をされている、この方が今先頭に立ってシルバー人材センターの救済のために動いております。

実は私は今朝も午前中ですね、片山事務所に電話しましたよ。何を電話したかという、来年度の国の概算要求がまとまったという新聞報道があったので、この概算要求の中にシルバー人材センターを救済する新しい予算が出ているんですかということを知りましたら、1時間後に片山事務所から返事をいただきました。

概算要求では6億9,000万円、シルバー人材センターのためにこういう制度も踏まえてですね、予算を出しておりますという非常にうれしい電話連絡をいただいたんですね。それぐらい片山議員を中心に、今シルバー人材センターを何とかしなきゃならないと動いておりますので、私が申し上げたいのは、市当局をはじめ議会もですね、やはりシルバー人材センターというのは非常に大事な組織ですので、一緒になってこのシルバー人材センターの今後の状況、そういうものに取り組んでいくべきだということを申し上げて、次のふるさと納税の質問をさせていただきます。

枕崎市のふるさと納税額、これは先般報道もあったんですが、去年の令和3年度で約34億0,670万円、この額が鹿児島県内でも志布志市、南さつま市、大崎町に次いで4番目のふるさと納税額です。本市でも令和元年度が約27億4,000万、2年度が33億3,000万、そして去年がさつ

き言った34億ですからね、非常に順調にふるさと納税額が伸びてきて市民は非常に喜んでいました。いろんな方からいいなあという声を聞いていたんですが、本年度に入ってですよ、何かその関係事業者間、特に委託事業者あるいはその協力事業者の間で不協和音があるんじゃないかと、議員の私どもの耳にも入ってくるようになったんですね。

まずこの点について市長に聞きたいんですが、私どもがこの不協和音と捉えているこの認識についてですよ、市長と認識が違くと非常に質問がおかしくなりますので、現況の委託事業者それから協力事業者の間でのこのふるさと納税をめぐる認識、不協和音、これはどういうふうに市長自身は認識されているんですか、最初にお聞きいたします。

**○前田祝成市長** まず、我々が運営しているふるさと納税の仕組みについて、その目的を確認させていただきたいと思います。

本市としては、ふるさと納税という国が作ったルールを活用し、特産品のPR効果を高めることなどで、いかに本市の地場産業振興を図るか、またそれとともに、寄附額をいかに増やすことができるかという目的を達成するための枠組みを作ってこのふるさと納税自体を運営しております。

その枠組みは、本市が令和元年から事業者を入れているわけですが、市が構築したものでございます。そしてその一部を市内の民間のふるさと納税管理委託事業者に委託して進めているところです。返礼品協力事業者はその枠組みを活用して、寄附額の30%を上限とする返礼品を出品していただき、売上を上げていくという仕組みでこれまで事業を続けてきております。

委託事業者への委託料や返礼品を紹介するポータルサイトへの手数料、返礼品の郵送料などの必要経費あるいは寄附額増加に向けたポータルサイト上での広告料、これらについては市が支払いをしております。こういう仕組みの中で、今ふるさと納税はずっと続けているわけでございます。

現在の委託事業者に管理を委託するようになった平成30年度途中からこれまで、返礼品協力事業者数やポータルサイト数の増加はございますが、この枠組み自体は変わらず同じような形で続けているところでございます。その中で、全ての返礼品事業者がこの枠組みを利用される中で、多くの寄附額の向上に御貢献いただいているということで、今議員からございましたように、年々、その寄附額が増えているということでございます。

今委託事業者と返礼品協力事業者の不協和音という言葉が議員から聞かれたわけですが、この仕組みの中で、返礼品協力事業者もその仕組みを活用されて事業を続けられているということで、そこの不協和音ということについては、この中で何らかの課題があって出てきているんだろうというふうには思っております。

**○9番立石幸徳議員** 時間が限られていますので、できるだけ聞いた質問についての的確にお答えいただきたいんですが、市長の答弁が非常に曖昧なんですね。具体的に私の捉え方ですよ、間違っていたら指摘してください。私が聞いている中ではですよ、まず市は返礼品事業において委託事業者に丸投げをしているんじゃないかと。

それからこれまでですね、市は委託事業者への委託料ですね、これは当然委託契約に基づいて、契約は外れていないんですけども、令和3年度は1億円を超す1億0,095万円を市が委託事業者に支払っていて、これは2018年度から4年間にしますとね3億2,000万円ですよ、委託料、市から委託事業者を支払われているんですよ。この委託料がですね、私は実際よく中身は分かりませんのでお聞きしたいんですが、委託事業者の業務内容あるいはその業務量の対価として、適正、妥当な金額なのかを精査すべきだと思うんですよ。

と申し上げますのは、ある返礼品協力事業者いわく、当社の返礼品をただネットに委託事業者はアップしているだけなんですと、委託事業者はほとんど手間がかかっていない、こういうことも耳にしているわけですよ。

だからその委託料が本当に適正、妥当なものなのか、これは精査すべきだと思うんですけどね、具体的にはいっぱいありますけどとにかく2点お尋ねしましたけど、答弁をいただきたいと思います。

**○堂原耕一企画調整課長** まず1点目の丸投げという御表現を質問者がされましたが、市と委託事業者が十分その連携が図れていないのではないかという御指摘にもつながってくるのかと思うんですが、そこについては定期的なミーティングも行ってありますし、あと、毎月の日報も含めた詳細な報告書も受け取っておりますので、そこについての連携は私どもとしては取れているものと考えておりますし、ふるさと納税業務については市が最終的な決定をすべきであるかと思っておりますので、そこについては、委託事業者とも十分合意が得られていると申しますか、そこについての協議はなされているものと考えております。

それから、委託料が適正なのかどうかという御質問でございますが、今のお尋ねというのが結局、事務量というのが、言えば、表現が悪いかもしれませんが、大したことはやっていないんじゃないか（68ページに訂正発言あり）というような御指摘なのかもしれないですが、委託事業者が行っている事務のほんの一部を御紹介いたしますと、まず例えば、やはりその一番重要な業務というのが、新たな返礼品をそのポータルサイトに掲載して、寄附の受付をするまでに持っていく作業というところがあるかと思えます。

そちらにつきましては、委託事業者内で写真の撮影チームであったり、ページの作成チームであったり、その前には協力事業者と十分なミーティングも行って、委託事業者からどんなキャッチコピーをつけたらいいかであったりとか、どんなページ構成にすればいいかというようなアドバイスや提案なども行いつつ協議を進めていって、最終的にその返礼品がポータルサイトに掲載されて、そのチェック作業というのも協力事業者と委託事業者の間でやり取りをしながら進めていくわけですが、大体この1つの返礼品がポータルサイトの俎上に上がるまで、一品当たり20日程度かかるというところで今作業が行われております。中には、事業者によっては、写真撮影などを御自分の事業者で行っていらっしゃる場所もありますので、そういったところについて、この日数についてはある程度短縮されている部分もあります。

それ以外の業務といたしましても、寄附者からの問合せに随時対応しておりますし、あと一番時間がかかるところでは、寄附者からの様々な御意見というか場合によってはクレームですね、こちらの一次対応も委託事業者で行っているところです。これが年間数十件寄せられておりますのでそういったところでも対応しているのかと考えております。

またそれ以外に、それぞれの時期に合わせたキャンペーンの立案でございますとか、先ほど申し上げました返礼品のページ掲載の後に、最初の3か月間は状況を見極めて、修正すべき部分があったらその修正を行っていったり、それ以降も6か月ごとに見直しを行ったりとかという作業を、これは先ほど申し上げました、現に令和4年のただいまポータルサイトを9サイト本市は導入しておりますが、この9つのサイト全てに対してこの作業を行っておりますので、決していわゆる軽い作業ではないのかなと私どもは考えております。

そして、お支払いしている委託料につきましては、それらの仕組みを今申し上げましたような事務をはじめとして維持していただくために対する対価でございますので、例えば最初平成30年度にその委託事業者を決定したときに、3社の御参加があったところですが、そのときの他の事業者が提示された金額と比べても、今現在お支払いされている金額についても、決してそういうところと比較しても高い金額ではないのかなというところは考えているところでございます。

**○9番立石幸徳議員** 今企画調整課長の答弁の中で1点私要望いたしますが、大したことはやっていないんじゃないのちゅうことは現に言っていないのでね、それは訂正してくださいね。私は適正、妥当なものになっているのかという質問ですから、大したことはやっていないちゅう

うことを私が発言したようなそういった答弁はね、取り消してください。

それから今の説明の中で、返礼品に関する苦情、これが結構あるっていうんですけれどもね、これは委託契約、あるいはそれに伴う業務委託仕様書、この中で今課長の説明があったように、委託事業者がその苦情、クレームを受けるようになっていきますけど、これはまさに市がやるべき仕事ですよ、ふるさと納税の返礼品事業は市がやることですから。それは市が当然対応すべき事務、業務ですよ。それはもちろん委託事業者にそういう問合せとかいろいろ来ても、これはまたこの仕様書に書いているように、即刻市に報告しなさいってなっているんですよ。これは市が前面に立って、全国の寄附者の皆さんに枕崎市の返礼品ですっちゅうことで出すわけですから、委託事業者がこの件をどうこうする問題じゃない。

それから、返礼品の代金及び発送に関する費用についても、これは市が協力事業者に直接支払うようになっているわけですね、市も結構その委託ち言いながら、市が極めて大事な部分では、ちゃんと市の業務として位置づけているわけですよ。その辺が明確でないから私は、この委託事業者のありようちゅうものには、今後大きく改革していかなければならないと思いますよ。

ですからこのふるさと納税の業務、これを再検討して本当にあるべき姿に変えていく、この点についてはどういったことを考えておられるんですか。

**○堂原耕一企画調整課長** 最初に今質問者から御指摘がありました、大したことはないという私の発言は、おわびして取り下げさせていただきます。質問者がそういった意図で発言をされたということは、私のほうもまるでそういう認識はございませんので、おわびして訂正いたします。

今の御質問についてでございますが、業務体制というところを今後どう考えるかということでございます。そもそもふるさと納税業務、その返礼事業に関する支援業務というところを民間企業に外部委託した経緯と申しますのが、寄附額が増加していくに当たりまして、我々担当部署だけでその事務を実施するのは人的リソースの不足が明らかになったために、民間でできることは民間で行うという、本市の行政改革の基本方針の下に外部委託を実施したものでございます。

この外部委託をした業務内容と申しますのが、ふるさと納税業務の我々が考える大きな目的というのは2つございます。寄附額の増によるまちづくり財源の確保と様々な事業者がそこに返礼協力事業者として参加していただくことによって、地場産業を振興させていくというその2点でございます。

これに必要なポータルサイトの管理でございますとか、返礼品の受注管理といった、それまで担当部署が行っていた事務をはじめ、それまでは担当部署で実施することが困難でありました返礼協力事業者への指導、育成であったりとか、ポータルサイトのさらなる拡充、また新たな特産品メニューの掘り起こしなどというところを、現在委託事業者には、民間のノウハウを生かして行っているところでございます。

本市の職員数の増加というのが、事実上今図れない中で、近年住民サービスというものの提供内容は様々な理由で複雑化しており、一人一人の職員が抱える業務量というものは、決して減ってはならず、むしろ増加傾向にあるかと考えております。このため、業務改革の一環としては、このまま外部委託という形式は続けたいと考えております。

また、ふるさと納税事業につきましては、寄附額の獲得はもちろんでございますが、先ほど申し上げました2つの目的ということで、もう一つ、全国規模のイーコマース市場への入り口となる返礼事業は特性を持っているかと思えます。そして、そこに多くの市内事業者にご参加いただき、一つ一つの事業者の事業発展、ひいては本市地場産業の振興につなげていかなければならないものと考えているところでございます。

そのための方策として、業務改善していく方向性といたしまして、まずは協力事業者の声に一層耳を傾け、そして情報の共有が図られ、返礼事業の発展に資する場を形成していきたいと思えます。



こちらにつきましては昨日、協力事業者、委託事業者そして私どもが一堂に会して、ふるさと納税に関する説明会を開催させていただきました。その場で参加された協力事業者からも、そういった協議をしていく場というのを設置してはどうかという提案もございましたので、私どもとしても前向きにそこを考えていきたいということで、昨日の説明会の場では、皆様の合意が得られたところでございます。そちらに向けて進んでいきたいと思っているところでございます。

そして、そういう場を形成して、そういったところで寄せられる御意見などを踏まえながら、今まで以上にその協力事業者の皆様やその返礼品の裾野を広げていくために、どのような返礼品がどのような層に選ばれているのかといった詳細な分析、分析は今も行っておりますが、それをさらにどんな形であればより効果的な分析、そして結果が得られるかというところで研究を進めていって、そのポータルサイト上への本市のページへの流入人口の増加でございますとか、サイト内の回遊性、本市のページ内を回っていただくというようなところを、そういった研究を進めて、よりクオオリティーの高いポータルサイトの本市のページの構築というところに向けて、目指していきたいと今考えているところでございます。

**○9番立石幸徳議員** 細かいことは、まだまだたくさんあるんですけどね、全部決算委員会に譲りますよ。ただ具体的に一つ、先ほど課長が言われた説明の中で、協力事業者とは定期的なミーティングをやっていると、これ定期的なミーティングっていつやっているんですか。昨日の説明会の話は私もちよっと聞いていますけどね、定期的なミーティングっちゅうのはいつやっているんですか。

**○堂原耕一企画調整課長** 先ほど御説明申し上げましたその定期的なミーティングと申しますのは、委託事業者と市側のミーティングでございます。

それとそのミーティングというものにつきましては、先ほど事務の流れというものを少しだけ説明させていただきましたが、新たな返礼品というものをポータルサイトに掲載させていくに当たりましては、返礼業者と委託事業者は連絡を取り合って、ミーティングであったり、メールや電話といった、そういった十分な連絡を取り合って、そこら辺は行っているものと聞いております。

**○9番立石幸徳議員** 委託事業者と市とのミーティングじゃないですよ。もう時間ないですけどね、先ほど紹介したふるさと返礼事業の業務委託仕様書、この中の(2)の④、これは協力事業者との定期的なミーティングを開催しと書いてあるんですよ。時間が来ましたのでね、私はやっぱりこのふるさと納税、なぜこんなにちょっと、ある意味では声を張り上げて言ったかという、ほんとに今の枕崎のふるさと納税額の9割ぐらいを取り扱っている事業者は、これを残念ながら減らしたいんだというような計画書も見せてもらっていますよ。枕崎にとってこれは大問題だと私は思って、やはり委託事業者であろう、協力事業者であろう、全体的に俗にいうウィン・ウインの関係をね、築くようにやっていただきたい、そのためにまた決算委員会でいろいろとお尋ねさせていただきます。

終わります。

**○永野慶一郎議長** 以上で、立石幸徳議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時7分 散会

# 本 会 議 第 4 日

(令和4年9月7日)

令和4年枕崎市議会第6回定例会

議事日程（第4号）

令和4年9月7日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一 般 質 問	禰 占 通 男 議員（72ページ～82ページ）
		豊 留 榮 子 議員（82ページ～91ページ）
		中 原 重 信 議員（91ページ～100ページ）
		東 君 子 議員（100ページ～107ページ）
		沖 園 強 議員（107ページ～116ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員  
3 番 上 迫 正 幸 議員  
5 番 禰 占 通 男 議員  
8 番 豊 留 榮 子 議員  
10番 下 竹 芳 郎 議員  
12番 東 君 子 議員  
14番 吉 嶺 周 作 議員

2 番 眞 茅 弘 美 議員  
4 番 沖 園 強 議員  
6 番 城 森 史 明 議員  
9 番 立 石 幸 徳 議員  
11番 中 原 重 信 議員  
13番 清 水 和 弘 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

7 番 吉 松 幸 夫 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長  
大江 武 史 書記  
山口 美津哉 書記

鷲 山 美津代 書記  
川 瀬 裕 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長  
山 口 太 総務課長  
鮫 島 寿 文 水産商工課長  
福 永 賢 一 福祉課長  
西 村 祐 一 健康課長  
上 園 秀 人 水道課長  
橋 口 和 洋 監査委員事務局長  
天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事  
中 村 俊 彦 農政課参事  
田 代 勝 義 企画調整課参事  
木之下 浩 一 教育長  
中 村 克 己 学校教育課長  
中 山 俊 吾 総務課行政係長

本 田 親 行 副市長  
堂 原 耕 一 企画調整課長  
籠 原 正 二 財政課長  
松 田 誠 建設課長  
堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長  
今給黎 仁 水道課参事  
水 流 敏 幸 監査委員  
森 智 賀 健康課参事  
桑 原 英 樹 水産商工課参事  
平 田 寿 一 総務課参事  
宮 原 司 教育総務課長兼給食センター所長  
永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長  
家 弓 弘 一 農政課主幹兼特産振興係長

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

昨日に引き続き一般質問を行います。

まず、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○5番禰占通男議員 多少の時間、よろしくお願いいたします。

今回、国土交通省の有識者検討会は、輸送密度1,000人未満など利用の少ない区間について、国主導で自治体や鉄道会社と協議会を設置し、3年をめどに議論するとの提言が公表され、協議会は来年度から協議できるようにすると説明がなされました。最長でも3年以内に存廃の結論を出すとのことで、本市には大きな問題であります。

それと成年後見制度について、現在の仕組みでは利用が伸びていないとのことであり、利用促進に向けた第2期計画を3月に閣議決定されています。それについて質問いたします。

成年後見制度について、本市の利用状況はどのようになっているのかを質問いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 成年後見制度につきましては、認知症や知的障害、精神障害などの理由により判断能力が不十分な方々のために、判断能力に応じて選任された後見人・保佐人・補助人が、その方の権利や財産を保護する法定後見制度と、現在は支障なく暮らせている方が、将来判断能力がなくなる前に、あらかじめ後見人になってくれる方を決め、契約に基づいて行われる任意後見制度の2つからなる国の制度です。

本市におきましては、福祉課、地域包括ケア推進課で相談に応じており、特に既に判断能力が不十分な方で、家族や親族からの支援が得られない方については、協議を行った上で、保護が必要と判断した場合、裁判所に対して市長が申立てを行っております。

また、申立てに係る費用や後見人等に対する報酬の支払い能力がない市民に対しましては、費用の助成制度を設け対応に当たっているところです。

いずれにしましても、少子高齢化が進み厳しいケースが増えていくことが予想されますので、今後も制度の啓発と支援について、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

本市の利用実績等につきましては、担当課長が答弁いたします。

○堂園力郎地域包括ケア推進課長 市長の答弁と重複する点もございますが、成年後見制度につきましては、以前の禁治産・準禁治産制度が平成12年に改正され、支援が必要な方の状態に応じて後見、保佐、補助に3分類され、それぞれ後見人、保佐人、補助人が選任される新制度が始まったところです。

質問にあります本市の利用状況につきましては、親族からの申立てによる案件や、任意後見については市町村ごとには公表されておられませんので把握することができないところですが、市への権利擁護に関する相談と市長申立てにより制度を利用された方につきましては、直近3年で言いますと、高齢者の権利に関するものでは、令和元年度が相談3件で市長申立てがゼロ件、令和2年度は相談が5件で申立てが1件、令和3年度も相談が5件で申立てが1件となっております。

障害者の方に関しましては、市長申立て等の事案はありませんでしたが、市民の方に成年後見制度を知っていただくため、本年4月に成年後見制度ガイドブックを全戸配布し、普及啓発を図ったところです。

○5番禰占通男議員 説明がありましたけど、私もこの記事が新聞に出て、資料っていうんじゃないけどちょっと整理していたら、今課長からお知らせがあったガイドブックが出てきて、いい資料をもらったと思ってですね、それについて事細かに述べられているんですけど、それはまた次の2番目の質問のときにでも質問するとして、今、利用と相談……市長もまた市長申立てにつ

いて触れました、それで、市長申立てについてっていうのは親族といろいろな関係者がいないということで、そういう福祉関係のことでそうなっていると思います、それについても聞こうかと思っただけ、市長のほうから述べておられますので。

それと、私が一番思っているのは、判断能力ですよね、精神、知的、認知について判断能力をどう判定するかということで、これは物すごく難しい問題で、認知症機能についてもいろんな免許更新、免許取得にもその認知症の診断書を持ってこいっていうのがあって、私も医師に相談したら、そういうのはなかなか書けないということで、病院でもある程度簡単なやつはできると。

結局、国の資格ということになると、診断書を持ってこいってなっているんで、どこまでの診断書かと思って最初はウェルフェアに行ったんですよ、あそこしかない、診断書って当たり前のやつを書くと。そしたら、普通の町医者やつでもいいみたいなことを聞いて町医者に相談したら、それで免許更新なりそれをやっているんですけど、その判断能力ですよね。これについては、介護とかいろいろ認定とかにもあると思うんですけど、判断の有無の対象者の把握はどういうふうになっているんですか。やっぱりその介護認定以外に何かあるんですか、これに後見人について結びつくようなものは。

**○堂園力郎地域包括ケア推進課長** 先ほど相談業務について答弁したと思いますが、まず家族の方からどういった状況でこういった制度が必要かとか、そういった制度の利用の案内、そういった相談があったときに、金銭的なものであったり、不要なものを契約していたり、そういったものが、この方についてどうしたらいいだろうかというときに、やっぱり個々に判断するというよりは、そのときの話の相談内容に応じて当然、介護支援が必要、家族がいない場合は生活保護の方であったり、そういった方たちの場合は業務で率先して担当者会議を開きますけれども、家族の場合は一般的にそういったところで判断をして、後見相当とか、保佐とか、そういったことをこちらで判断できる場合はそのような助言をしているところであります。

ですから、一概にどういう判断でというのはちょっと難しいのですが、先ほど議員がおっしゃられた診断書については、一般の医者の診断でさらに申立てをしたときに、これについては鑑定までと言われた場合には、専門医の鑑定が必要になってくる事案があると思います。

**○5番禰占通男議員** 市長がおっしゃった説明でも任意後見制度と法定後見制度、これが必要になるのは大体が財産の処分ですよね。不動産の処分を、その方の名義がなくなるまで待つのか、生前に権利の移動ですけどそれをするのか、また預貯金の対応をどうするのかというのが一番の問題だと思うんですけど。

深く聞きたいのは、本市もいろんなインフラの整備で名義が変わらないと、それをどうするのかということの問題もあると思うんですけど、今回はそこは控えておきますけど。

次の質問で、この成年後見制度の利用促進に向けた第2期計画を今年3月に閣議決定し、制度を見直す方針を盛り込んでいる。この改善される要点は、どのような内容なのかということについて質問いたします。これまでと違って、こうなる、こうなったらどうなるのかと軽く説明をお願いします。

**○堂園力郎地域包括ケア推進課長** 成年後見制度の利用促進を図るため平成28年に利用促進法が整備され、平成29年度を初年度とする令和3年度までの5年間の第1期基本計画が策定されました。

御指摘のとおり、国の統計によりますと認知症の方は令和2年度で約600万人と推計される中で、成年後見制度を利用されている方は、約24万人にとどまっているとの報道がなされたところです。

この第1期基本計画では、利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、安心して成年後見制度を利用できる環境の整備などを中心に進められ、これにより成年後見制度の運用を進めるものでした。

しかし、後見人等が意思決定支援や身上保護を重視しないなど、利用者の不安や不満につながっているといった指摘や、重要案件終了後も続く報酬問題、相談先等の周知が十分でないなどの指摘があり、小規模自治体にとって地域連携ネットワークなどの体制整備は、大きな負担になっていることなども、利用につながっていないとの指摘があるのも事実です。

今回の第2期基本計画では、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を迎えて、認知症高齢者が増加するなどいわゆる2025年問題、それに伴う権利擁護支援ニーズの多様化、量の増大見込みなど、こうした状況に適切に対応する必要があるため、令和4年度から8年度までの5年間の期間としてまとめられました。

第2期基本計画の基本的な考え方では、単なる成年後見制度の利用者を増やすことや市長申立て件数を活性化することではなく、地域共生社会を実現するために権利擁護支援を推進していくこととしており、成年後見制度はその中の仕組みの一つであることが明記されました。

改善された点を大まかにまとめますと、①本人の自己決定権の尊重、意思決定支援、身上保護の重視、②重要な課題が解決した後の制度利用の必要性や、制度以外の権利擁護支援の対応の可能性を考慮した連携体制の整備、③成年後見制度以外の権利擁護支援策の総合的な充実、④任意後見制度や補助・保佐類が利用されるための取組、⑤安心して安全な制度活用のための不正防止等の方策の推進となっております。

また、御指摘のありました、利用を始めた場合、原則途中でやめることができないことや、後見人の交代が難しい、後見人に対する報酬の在り方等につきましては、今後、国の有識者会議で議論され、法制審議会等に諮問された後、民法改正は令和7年になる見込みであるとの報道でした。

本市におきましては、現在、地域連携ネットワーク化の中心となる体制づくりに向けて、鹿児島県と継続して協議を重ねており、本年度中には中核となる機関を地域包括支援センター内に設置する方向です。

いずれにしても、支援を必要とする方たちが利用しやすい制度となるよう、裁判所や専門家の皆さんの協力をいただきながら、権利擁護に向けた施策を推進していきたいと思っております。

**○5番 禰占通男議員** 詳しい説明をありがとうございます。

今課長が説明された中で、一度後見人として認定したら、判断力がないわけですから、死ぬまでその方が亡くなるまで使い続けられないといけないということで、そこら辺が利用が伸びてないということなんですけど、それについてと、その報酬ですよ、課長が触れておりましたけど。

私もこの報酬が意外にかかるなあと思っているんですね、毎月。これも資産によっていろいろ上限があるようなんですけど、これについてはその相談業務ガイドブックにも最終的にはこの裁判所等に訪ねてくださいという記述もあるんですけど、この費用とかそういうのに市民の方からの相談とかなんかそういうのはあるんですか、実際、ある程度制度を知っていて、どうなのかなという、どうなんですか。

**○堂園力郎地域包括ケア推進課長** 具体的に後見人等に対する報酬が幾らですかというような質問だと、私や部下の者が受けた中ではちょっとどれぐらいかかるかというのは具体的には示していないのですが、おおよそ2万から4万程度、その方の資産にもよりますけれど、実際、市長申立ての後見制度を利用されている方の月々の後見に対する報酬は約2万から3万程度というような内容になっているようです。

**○5番 禰占通男議員** それと、任意後見制度もですけど、これはもう全部手続もろもろ個人がしないといけない。そして、裁判所に最後は申請して決定する制度になっていますけど、これも裁判所に持っていくまでに公証役場とかいろいろ回らないといけないんですけど、そういう手続も含めて、相当またこれもお金がかかりますよね、出費というか。それだけその対象者が財産ですよ、それがあるかどうかによってかかってくると思うんですけど。

昔でいえば、3世代同居があったり、今でいうとそういうのがあまり核家族になって見られないんだけど、昨日だったか、おとといだったか質問でもそういうのに触れたみたいな家族についての質問もありましたけど、簡単に言えば教育問題でありましたよね。

確かに北陸とか東北、そこら辺は3世代、4世代は当たり前。何でかという、住居がもう大体60坪から70坪ですよ、そういう大きな家。そして我々も政務調査に行ったとき役所の人と私は個人的に話したら、うちなんか30坪から40坪あればいいほうですよって言ったらびっくりしていたけど、そういった地域性の中だと後見制度の利用はなかなか出てこないと思うんだけど、核家族になるとそういう財産管理っていうのが出てきて、また銀行関係も規制が厳しくなって、本人が同行しなければ預金も移せないというふうになっているようですが、問題は高齢者の後見人というのは、もう割方がいいんでしょうけど、以前から言われている8050問題、親が精神的な障害とか身体的障害を持った子のために自分たちがいなくなったときに、子が生活できるようにってため込んだものまで今度は使えなくなりますよね、後見制度を利用しないと。そうすると、今言った料金の問題、そして選任したらもう抜けられない、後見人を変えられない。辞任して裁判所からどうのこうのちあつたらなるみたいですけど、そこら辺の8050問題に対して、この本市の何らかの対応ちゅうのは何かあるんですか。

**○堂園力郎地域包括ケア推進課長** ただいま御指摘がありましたが、一度後見人が指定されたらやめることができないということは、やはり大きな問題となっております、第2期に向けてそこら辺の制度改正が図れるよう今から国が動いているところですが、先ほど制度以外のところで、資産の管理であるとかということで具体的な例を出されましたけど、子供のために残した資産を自分たち、親族以外の者は自由に使えないとかということであれば、本来の大きな部分の資産の分は銀行に信託して預けておいて、日常的な生活管理の財産の部分を後見人に活用してもらおうとかそういった制度もあるようです。

やはり、申立てへの動機について、預貯金管理、解約、そういった部分が一番相談件数が多いと聞いておりますので、そういった新たな制度設計というのは、やはり金融機関と協議しながら、そういった国の制度を通して進められているものと思っております。

**○5番禰占通男議員** あとそれと、認知症に関しても、資産をいっぱい持っている人、最後はもう相続問題になって、市長もおっしゃられている地産地消という言葉で表すのは悪いかもかもしれませんが、その財産が相続人によって、本市に在住の方が相続すれば資産は枕崎で使ってもらえるんだけど、もう枕崎を離れた相続人がいたら、全部じゃないけどそういうふうに財産も散らばってしまいますよね。できれば価値あるものは本市にいる人に相続してもらいたいんだけど、やっぱりそういうのも必要ですよ。

本人が高齢になるまで一生懸命汗水垂らして築いてきたものを、相続によって、相続とか後見人がついていろいろ処分したりされるんだけど、やはり最後に残った財産を本市のために残してもらいたいというのが今回の本当にこれを質問するのにいろいろ考えながら、一番の問題は、私はそこかなと。経済でも中央と比べたら少ない稼ぎなんだけど。

それとですね、私が一番思っているのは、最初課長もおっしゃられたこのガイドブックにですね、いずれはこれが決定して令和7年頃になるだろうとそういう話がありましたけど、閣議決定から法施行まで大体七、八年かかるということですから、その間だけでも取りあえず今あった問題点、後見人にこんだけお金がかかりますよとか。そして、交代できませんよと、法定については、そこら辺を表示か何か説明するものが欲しいなと思ってですね、そういうことは考えていませんかね。

**○堂園力郎地域包括ケア推進課長** 制度利用に至る以前に、まだそこを判断する材料として、やはりその金融機関の取組であったり、社協の金銭管理制度であったり、そういった制度の説明は折を見て説明しているところなんですけど、なかなか民間の方たちの制度については私たちも知ら



ないところがあったりしますので、そういった制度の説明を併せて、ちょうど議員から言っていたいただきましたガイドブックの中身についての啓発等もまだ不十分だと思います。それで今回県と協議しまして、地域ネットワークの体制づくりを進めるようにしております。これを3月までには何とか形にしたいと思っております。

そのときに、普及啓発に向けた取組と、あと専門的な、どうしてもアドバイスが弁護士の方であったり、裁判所の方であったり、そういった専門的なことで尋ねなければいけないことも多いですので、ケースに応じたそういった体制が取れるように、ちょっと早急にはいきませんが、体制づくりが整った上で、そういったネットワークづくりを進めたいと考えております。

**○5番 禰占通男議員** この問題は最後に1つ預貯金の件について、本人のために使うということであれば、金融庁からも何か通達、指示が出ているみたいですけど、本市の銀行が6行か7行ありますけど、その辺の対応はどうなっているんですか。

本人のために使おうと医療、介護、そういうのに使う場合の引き出しの条件というのは何か分かっていますかね。

**○堂園力郎地域包括ケア推進課長** 銀行業界等のホームページを見ますと、柔軟な対応というふうな路線になっていまして、ただここは厳格な線引きというのがなかなかなくて曖昧なところもあります。

ただ、今議員が指摘されましたその方のために利用される、例えば介護費用であったり、病院の入院費であったりというのであれば、代理の方でも金融機関によっては対応して下さるところも多いようです、実際に私も経験しております。ですので、ある程度の相続とかというのであれば、やはり法定的なものがありますのでそこは難しいと思いますが、その制度についても金融機関で対応しております。それぞれの金融機関から聞いていただいた上で、今後また新しい制度になっていくものと思っております。

**○5番 禰占通男議員** 次に、地域公共交通について質問いたします。JR指宿枕崎線についてです。

県鉄道整備促進協議会の審議等は今どうなっていますかね。毎年予算に一応、次の2番目の質問と一緒に予算も計上されておりますけど、この協議会の審議について説明をお願いします。

**○堂原耕一企画調整課長** 鹿児島県鉄道整備促進協議会につきましては、県内の鉄道在来線の整備促進を目的として平成9年5月に設立された協議会でございます。現在、県と13市1町で構成されております。

現在、鉄道事業者が置かれている環境と申しますのは、人口減少やコロナウイルス感染症の影響、また燃料高騰などの影響で大変厳しいものとなっております。

JR九州の2021年度決算は132億円の黒字であったものの、これは不動産事業などを含めたグループ全体の収支でございます。鉄道事業については220億円の赤字でございました。

また、JR指宿枕崎線の指宿－枕崎間の2021年線区別収支は、4億9,400万の赤字となっているような状況でございます。

こういった大変厳しい状況の中、お尋ねの県鉄道整備促進協議会は、具体的な取組といたしまして、食や温泉など県内各地の観光資源を活用した旅行商品の造成に対する支援の取組であったりとか、沿線ガイドの電子ブック作成など様々な取組を通じた県内在来線の利用促進に向けた活動をまず行い、また構成市であったり、関係団体からのJR九州への様々な要望事項を取りまとめた上での要望活動などを行っている協議会でございます。

令和4年度の総会、協議内容につきましては、今このコロナ禍の状況で6月に書面会議で開催されました。その議題内容は、通常どおり予算、決算等に関する審議でもございますが、その内容といたしまして、先ほど申し上げました利用促進活動や、要望活動に関する昨年度の実績、また今年度の活動予定などに関するものとなっておりますのでございます。

○5番禰占通男議員 6月に改正されたということで、協議会の開催については年1回程度と課長からも説明が前、私打合せのときあったんですけど、改正についてですね、今もありましたように要望活動ですね、予算、決算の説明と要望活動に対しての説明ということ、県と13市1町の要望というのは大体どういうことを要望しているんですか、それについて説明をお願いします。

○堂原耕一企画調整課長 協議会を通じました本市が関わっているその要望活動の事項について説明させていただきます。

まず、最大の要望といたしまして、指宿枕崎線区の沿線3市と協同いたしまして、やはりその路線そのものの維持というところは、強力に要望させていただいているところでございます。

また、本市独自の要望事項といたしましては、交通渋滞緩和策として、きばらん海開催時の臨時便の増発などについての要望でございますとか、そもそものダイヤの流れにつきまして、増便でありますとか時間の繰上げ、繰下げなど、利用者の方々にとってより使いやすいと我々が考えるダイヤの改編、また列車走行時の揺れというところが利用者の方々からも私どももお声をいただいているところもございますので、そこら辺の改善、また地域活性化対策としてのイベント等では、JRも率先して協力していただければというような要望、そういったところを要望事項として上げているところでございます。

○5番禰占通男議員 今回私が心配しているのは、廃線か代替案かということなんだけど、一番の問題はこの3市で路線維持ですよね、これを要望しているってことなんですけど、具体的には路線維持を3市、県もなるべくは廃止してもらいたくないというのが本音だと思うんですけど、けどある程度、金銭というかも補助金に関することになってくるんだけど、この3市の維持に対して維持してくださいJRとか協議会でお願いになると思うんですけど、具体的には維持に対してはどのようなお願いになるんですか、分かりやすく言いますと。

○堂原耕一企画調整課長 ただいま申し上げましたとおり、まず、県の鉄道整備促進協議会による要望活動を行っているほか、鉄道整備促進期成会でも直接、市でJRの鹿児島支社であったりとか、あと九州本社であったりとかに対する他の期成会等との併せた形での要望活動も行っているところでございます。

その中では、毎年度、鉄道の利用価値、私ども沿線3市といたしましては、その価値は高いものであるという考えの下、ぜひ今後も維持していただきたい、それに対して沿線3市も協力をしていきたいという旨をお伝えして、JRからも、今後も協議を続けていきたいと思いますというところで御返事はいただいているところでございます。

○5番禰占通男議員 あとですね、この協議会の構成員ですよ、協議会を開催する場合の。これについて地域の経済団体とか、これは参加とかはないんですか。

○堂原耕一企画調整課長 先ほど申し上げましたとおり、構成団体については、県と13市1町でございます。

ただその例えば要望事項等を取りまとめて上げる場合には、その地区の商工会議所をはじめとした様々なその経済活動を代表するような主体の皆様、各沿線市、自治体で聞き取り等を行いまして、そういったところからの要望も併せてこちらの協議会ではJRにお伝えしているところでございます。

○5番禰占通男議員 次の質問に移りますけど、このJR指宿枕崎線利用促進事業の予算にもいろいろあります、毎年。この効果はどのように現れていて、またそれをどのように捉えているかという点について質問いたします。

○堂原耕一企画調整課長 お尋ねのJR指宿枕崎線利用促進事業の効果につきまして、この取組の発端ともなっております、JR指宿枕崎線、指宿枕崎線区の利用促進に関する検討会の説明と併せて御説明させていただきたいと思っております。

JR指宿枕崎線の利用促進に関する取組については、これまで申し上げましたJR指宿枕崎線、

指宿枕崎線区の利用促進に関する検討会において、国や県や市、鉄道事業者が一堂に会しまして検討をしてきているところでございます。

この検討会自体がJR九州からの打診を受けまして、令和元年に指宿枕崎線輸送強化促進協議会において会の発足が提案され、同年12月から開始をされたものです。令和4年6月までに計10回の検討会が開催されているところでございます。

会を構成するのは、先ほども申し上げましたが指宿市、南九州市そして本市の沿線3市と県の交通政策課、南薩地域振興局、九州運輸局、鹿児島運輸支局、そしてJR九州となっており、指宿枕崎線区の今後の安定的な運行の維持のために、その利用促進策について協議をする場となっております。

今、質問者からございましたJR指宿枕崎線利用促進事業は、その協議、検討をしていく中で本市が発案し、ただいま独自に実施している取組でございます。その内容といたしましては、市内の保育園等や小中学校が実施するこの指宿枕崎線区を活用した社会科見学活動などに対する乗車賃の助成を行うものとなっております。

制度の利用実績といたしましては、制度を創設したのが令和元年度でございましたが、そのときには市内1児童クラブの利用があり、児童・引率者合わせて58人この制度を利用させていただきました。

続く令和2年度につきましては、コロナウイルス感染症蔓延の影響などもございまして、利用実績はございませんでしたが、令和3年度には私どもの担当者が教育委員会の校長会でございませつか、全ての小中学校一つ一つ回らせていただきまして、教育委員会とも連携をさせていただきまして、市内小中学校のうち5校、計203人の制度利用につながったところでございます。

この取組の事業効果を見極めるために、児童生徒に対するアンケートを実施してございます。その中で、児童生徒からの感想といたしまして多かったものが、子供なりの感想なんです、楽しかったとか、また乗りたいなど、大筋その鉄道への乗車体験というそのものに対しての好印象を抱いていらっしゃる。そしてまた多くの児童生徒の皆さんが家庭に帰られてからこの体験を御家族へお話をさせていただいていることが分かっております。

このことから、私どもといたしましては、この児童生徒の皆さんであったりとか、そしてその家族にとってこういった体験が、今後の鉄道利用につながる契機となり得るものであったと考えております。今後とも、教育委員会と連携を深め、児童生徒の社会科見学や遠足等での活用促進、この制度の利用を含めた活用促進を図っていきたく思います。

また、この制度が令和3年度から対象を拡大しておりまして、65歳以上の高齢者のグループの方々もその対象とさせていただいております。

残念ながら、現在のところ、その活用がないところでございますが、そちらの利用促進にも努めてまいりたいと思います。

そして、冒頭申し上げましたJR指宿枕崎線、指宿枕崎線区の利用促進に関する検討会において、こういった制度を沿線各市にも制度の横展開を図っていくほか、県においても様々な利用促進事業、先ほど申し上げた県の鉄道整備促進協議会においても様々な取組を行っていたり、南薩地域振興局でも独自の取組を行っていたりしますので、そういった取組にも沿線各市と連携して協力をしていって、広域的な利用促進というものを目指していきたいと考えているところでございます。

**○5番 禰占通男議員** 詳しい説明ありがとうございます。

時間の都合もありますので、いっぱいお尋ねしたいんですけど、先ほども課長からも教育委員会という言葉も出てきました。それで質問したいんですけど、要望を申し上げます。

通学は鹿児島県水産高校の学生が利用しているってことでそれは新聞等にも出ております。そして、保育園もろもろの利用というのも課長がおっしゃられましたけど、我々が小学校だったか

な、仁田浦の白浜、昔プールがあってもう撤去されて、小さな砂浜だけどそこまで遠足で行って過ごしたということも記憶があります。

今、南薩の県立自然公園に指定されましたけど、教育委員会については、3市でほかのいいところにもあるんだろうけど、鉄道を利用した交流、私はそれも前から議会でもお伝えしております。

それとやっぱり、そういったことで活性化できれば、また子供たちもいい思い出になるんじゃないかな。行きは歩いてでも行けるところまで行って帰りに乗りましょうとか。そしたらまた帰りの中でコロナで密接がちょっと無理だけど、やはりそういった子供たちの思い出づくりも鉄道利用ということで、これいずれは私の感覚でいくと南薩線を思うと、もう廃線が近いのかなど。

課長にも言ったんだけど、南薩線が豪雨による災害で資金がないから廃線しますと、ぱたっだったよ。いつ工事始まるかな、いつ工事始まるかなと思っていたら、もう資金面、乗客が少ない、貨物が少なくなったということで、もう40年前ですよ、ちょうど。そういう経験がありますよ。

そしたら、もう今度は次の質問で、JR社長の意見も新聞等に出ていましたので紹介しますけど。

それで利活用は市民全体3市全体で私は取り組んでもらいたいと、これ要望しておきます。

次の質問に移りますけど、7月19日、国交省有識者検討会の提言案が示されている。案が示されてから、協議会は開催されたのかを質問いたします。

これは昨日の質問者の質問にもありましたが、よろしくお願ひします。

**○堂原耕一企画調整課長** 鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会は、人口減少社会の中で将来に向けた利便性と持続可能性の高い地域モビリティへの再構築に向けて鉄道事業者と沿線地域が危機認識を共有し、相互に協力・協働しながら、輸送サービスの刷新に取り組むことを可能とする政策の在り方などについて議論・検討することを目的として設置されたところでございます。

令和4年2月14日の第1回開催より、同年7月25日までに5回開催されておまして、質問者からもございましたとおり7月19日には有識者検討会の提言案が公表され、その後7月25日に正式にこの提言が公表されているところでございます。

私どもといたしましても、この検討会が設置されてから、協議の推移を見守り、情報収集に努めてまいったところでございます。

今回公表された提言によれば、先ほど述べましたローカル線区の危機的な状況については、関係者が認識を共有した上で法定や任意の協議の場を立ち上げて、利用者や地域戦略の視点に立ち、検討を進めていくことを基本原則であるとしているところでございます。

そして、この基本原則がなかなか機能しない場合には、利便性及び持続可能性が損なわれていると考えられ、また対策を講じることが必要とされる線区、具体的には輸送密度が1,000人未満とされるような条件に該当するような線区、また複数の経済圏・生活圏にまたがるなどの理由で広域的な調整が認められる線区につきましては、鉄道事業者または自治体からの要請を受けた上で、国が特定線区再構築協議会（仮称）を設置し、質問者もおっしゃられたとおり3年以内をめどに、廃止ありき・存続ありきという前提を置かず協議していくこととされているところでございます。

この提言の公表後、その内容に対する鹿児島県鉄道整備促進協議会自体の動きや連絡事項などについては、今のところは特にないところではございますが、今後その議論すべき議題ということで上がっていく可能性はあるのかなとは考えております。

また、先ほど質問者からも少しお話が出たところでございますが、7月28日に開かれた記者会見で、JR九州社長が提言の内容を、人口が減り、道路が発達する中で鉄道の役目とは何なの

か、地域と一体になって話すよい機会とお話をされているようでございます。さらにその上で、利用促進に向けた協議は期限を設けず継続をしていきたいと、そして検討の場が国のいう特定線区再構築協議会に移行するかどうかは、国の動向を見て考えたいということで御発言をされています。

こういったことを踏まえまして、国交省もこの有識者検討会の提言に関する来年度の予算措置については、ただいま行われておりますその概算要求にも事項要求として、今後、予算編成の中で詳細な予算については要求していくというような状況で、その項目については盛り込んでいるところでございます。

そういった動向を注意深く見守りながら、またその県の鉄道整備促進協議会からのそういった連絡等も十分に注意をいたしながら、今後のJRの動きであったり、国の動きであったりというところに注視してまいりたいと考えているところでございます。

**○5番 禰占通男議員** 次に、市長にもちょっと答弁してもらいたいですけど、この指宿枕崎線の存続ですよ。今課長が言いましたように、企画調整課長の談話も新聞に掲載されております。また、JR九州社長の有識者検討会の提言内容については、社長は国の提言を評価したいと。ですから、不動産部門ではもうかっているけど、鉄道経営ではちょっと赤字ということですから。いずれは何らかの具体的な廃止か代替案かとそれが何年か後には示されるんですかね。

それで、課長とちょっと冗談みたいに言ったんですけど、市長はですよ、自治体は不安定な案件については投資できないと地方自治法になっていますよね、解釈によると。だったら、市民の方々にですよ、JR九州の株式を1株ずつ持ってくださいと。廃止になるようだったら、その1株主権利で反対というそういう構想もあると思うんですけどね。

今、1株主ちゅうのはあまりメディア等に出てこないけど、一時はそういうのがもう本当に権利っていうか、株式会社に対して一番の伝家の宝刀みたいになっていたんですけど、今、JR株が1株2,830円、私が調べたときですね。だから、無理な金額じゃないんじゃないかなと思うんですけど、市長はこの存続に対して何か妙案とか、またこの市民が1株主に、沿線の住民の方々が買ってくれたら相当な数になると思うんですけどどうですかね。一番手っ取り早い対策になると思って。

**○前田祝成市長** 今議員から市民が株主にという御提案があったわけですがけれども、今、課長のほうから今までずっと答弁をしまいましたが、なかなか非常に存続という部分で厳しい状況があるのかなという認識はしてございます。

今回、国の提言があり、JRがそれを評価しているという流れはあるんですけども、基本的には、我が国の経済の中でもかなり過渡期に来ているんだろうなと思っています。

電気、ガスであったりとかのライフラインもそうなんですけれども、やはり、鉄道というのは公共インフラであると思っております、それを今、国鉄も民営化されて、民間企業が経営しているところはかなり無理があるのではないかなと私自身は個人的には思っております。だから、そこをいかに国が社会インフラとしてどう支えていくかということが基本だと思います。

今御提案がございましたけれども、民間企業ですから株主になってという部分は一つの御意見というかアイデアとしてあるかと思いますが、なかなかその地域でやっていくっていうのは難しいと。ここでやはり国がどれぐらい主体的に交通インフラを維持していくかというところの部分というのは非常に重要になってくると思います。

先ほど要望のお話もございましたが、期成会であり、いろんな協議会で要望してございます。我々もやはり地域の期成会で、議会として、あるいは市長として先日も国交省にも直接伺って、鉄道局長とも話をしてございます。

そのあたりがやはり、国としてどうやっていくかっていうのを見ながら、そして先ほど、課長から説明がございましたように地域としてやれること、そこをしっかりと見極めながら、今後もあり

組んでいく必要があるかと思っているところです。

**○5番 禰占通男議員** 私から言わせれば、この議場でも、おれんじ鉄道の基金についても拠出、それについていろいろ議論もあったんですけど、あちらは第三セクターで、今回は課長の説明もありましたように4億9,000万の赤字、5億ぐらいの基金なんかを設けたってその1年で消える。そこにどういうふうにするのかというと、ちょっと無理がありますよね。

それをずっとこの質問については考えてきたんですけど、妙案があったら議会に示していただき、また対策を取ってもらいたいと要望しておきます。

次に、10月に予定される本市路線バスの廃止についてですけど、路線の廃止に当たり、県協議会の協議はどのような内容であったのかを質問いたします。

**○堂原耕一企画調整課長** 今、お尋ねの鹿児島交通が運行する地域間幹線系統の一部を10月で廃止したいとの申出は、本市に対しては4月21日に申出があったところでございます。

その際、鹿児島交通からの説明と申しますのが、国庫補助金の支援を受けているところではあるが、やはりその多額の欠損金を負担しながら路線を維持している状況で、それが経営を圧迫している。それと併せて、運転手の高齢化によってなかなか運行が厳しくなっているのを検討をお願いしたいということで、本市については東大川－ウェルフェア九州病院－枕崎系統の廃止についての打診があったところです。

これを受けまして、市内や関連する南九州市と協議を行い、私どもといたしましては、利用者にはできるだけ影響が生じない形で減便した上ではございますが、この利用者の利便性を考えて、路線そのものの維持ということやはりしていかなければならないということで、沿線自治体はその費用を負担する、廃止代替化という形式でバスの運行自体を確保していくという方針で臨むことにいたしました。

この決定に関しましては、今年の6月23日に開催した今年度第1回目の枕崎市地域公共交通活性化協議会でも御説明させていただき、委員の皆様のご承認もいただいているところでございます。

その後、お尋ねございました7月13日に今年の県地域バス対策協議会が開催されておりますが、ここでは今回、鹿児島交通が提示した、県内全23の地域間幹線系統の見直しが提示されておりますが、これを議題として協議がなされまして、この23系統のうち5系統は廃止、そして本市に関わる東大川を含めた18系統が廃止代替化で運行していくという旨が、沿線各市の方針として承認をされたところでございます。

**○5番 禰占通男議員** 時間もありませんので、もう次の2番と3番をまとめてお願いしたいんですけど、この廃止路線の利用状況についての詳細についてどのようになっているのかということで、この中では廃止路線部分の経費についてですね。

それと3番目の廃止代替化と示されているが、今後どうなるのか。課長も沿線の部分にあつて、これについての補助というか補填額とか、それについてと、鉄道とバスについてこれがもし廃止にでもなったら、この地域公共交通の廃止ということで、本市のまちづくり計画にどのような影響を及ぼすのかということをお尋ねいたします。

**○堂原耕一企画調整課長** まず、廃止代替化されます東大川線の利用状況でございますが、現在、平日5.5便、土日2.5便で運行されている路線でございます。

鹿児島交通から提示された資料によりますと、年間約5万4,000人の利用がありまして、またコロナ禍の大きな影響を受ける前の2019年の平均乗車密度は7.9人という人数になっております。

そして、廃止代替化制度になった場合のその運行であったりとか、本市の負担についてでございますが、現在のところは、地域間幹線系統でございますので、その補助制度の中で運営されているところでございますが、それで国県の補助で、一定額を赤字額が上回った場合には、市の負担も生じるという制度でございますが、この東大川線については今まで市の負担が生じたことは

ございません。国県の助成で運行されているところでございます。

これが廃止化されると、沿線市で赤字補填と申しますか、かかる経費の負担をしていくことになります。

現在のところ、あくまでも見込額でございしますが、本市の負担見込額は年間約250万円になるのではないかと見込まれているところでございます。また、この負担額に関しましては、2分の1を上限として、後年度県から補助がされる仕組みともなっております。

最後に、そういった路線が廃止されることの影響についての考えということでございますが、先ほど市長からもございましたが、やはり公共交通というものは社会の基盤を支えるインフラ、大事な社会基盤であると思っております。そのようなインフラが地域社会の持続可能性の確保に必要な不可欠なものでございますので、それが失われるということは、その地域の衰退というものに拍車がかかるような動きにつながっていくおそれがあると思っております。

ただ一方で、我が国では今、人口減少傾向が進展しており、そういった中で、地域の実情に合わない過大なインフラを抱えることは、その維持にかかるコストが事業者であったり、また住民への転嫁につながるおそれもございます。

ですので、これから本市の地域公共交通の在り方を検討していくに当たりましては、事業者であったりとか、地域住民の皆様の声に十分に耳を傾けながら、本市の実情に合った交通体系とは何かという観点で検討してまいりたいと考えております。

○永野慶一郎議長 以上で、禰占通男議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時41分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○8番豊留榮子議員 近頃、日常生活が本当に大変なことになっていきますね。新型のコロナウイルスの感染拡大、格差と貧困の広がり、気象災害の頻発が深刻になる中、円安も加わって物価が高騰し、国民の暮らしを脅かしています。

そうした中で、統一教会と政治家との癒着問題、それに安倍元首相の国葬について、岸田政権は儀式に直接かかる経費の2億5,000万円を閣議決定し、さらに国葬の警備や接遇などを加えると、何と10億円を超える可能性があると言われていましたが、昨日の記者会見では、総額が16億6,000万円になるということです。全てが国民の税金です。本当にこれでいいのでしょうか。

日本共産党は、安倍元首相が無法な銃撃で殺害されたことに対して、深い哀悼の気持ちを述べ、民主主義に対する暴挙への厳しい糾弾を表明してきました。政治的立場は異なっているけれども、亡くなった方に対しては礼儀を尽くすのが我が党の立場でもあり、多くの国民の思いではないでしょうか。

このように社会が混乱している中で、日本共産党は7月15日に創立100周年を迎えました。私も未熟ながら日本共産党員として56年間を共に歩んできたことができました。

これからも、住民の福祉と暮らし、平和と安心・安全を守るのを柱に取り組んでまいりたいと思います。

それでは質問に入ります。

まず、コロナ禍における対策についてですが、第7波でのコロナの感染が爆発的に増えてきています。政府は、国内外の出入りを緩和し、縛りを解き始めました。国の経済や活性化を考えると当然のこととも思いますが、そのためには、まず先に国民の安心・安全を守る対策が先決ではないでしょうか。本市における対応策はどのようになっているのか、また、国や県に要望などを

上げているのでしょうか、お聞きいたします。

[前田祝成市長 登壇]

**○前田祝成市長** 新型コロナウイルス感染症の7回目の感染拡大期、いわゆる第7波でございますが、本市におきましては、6月28日から9月5日までに1,493人の感染が確認されております。そして昨日は24名ということで確認されてございます。

その対応策といたしまして、防災行政無線で市民の皆様に対し、マスク着用などの基本的な感染防止対策の徹底への協力をお願いしています。

同時に、国立感染症研究所が、ワクチン接種は発症を防ぐ効果がある程度まで高まる可能性を示していることなどから、3回目または4回目のワクチン接種がお済みでない市民に、ワクチン接種の勧奨を続けています。

また、国がオミクロン株B A. 1型と従来株に対応した2価ワクチンの接種を9月以降開始する方向で調整していることから、接種券の発送準備が整い、ワクチンの配分が調整でき次第、ワクチン接種のスケジュールを市民に対してお知らせいたします。

国県に対しての要望事項としましては、市長会等の機会を捉えまして、経済対策等の支援について要望しているところでございます。

本市におけるオミクロン株対応のワクチン接種につきましては、担当課長が答弁いたします。

**○西村祐一健康課長** 8月9日に厚生労働省健康局予防接種担当参事官室が開催いたしました、新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保についての自治体説明会におきまして、オミクロン株、これはB A. 1型ですが、これと従来株に対応いたしました2価ワクチンの接種の概要等が示されております。

オミクロン株対応ワクチンにつきましては、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、現在までに示されたデータの範囲内では、従来型ワクチンと比較しまして、ワクチンに含まれる成分と異なる亜系統のオミクロン株に対しましても、中和抗体価の高い上昇が見られるなど、オミクロン株に対するより高い有効性が期待されるとの見解が示され、予防接種法に基づく予防接種に位置づける方向で検討していくこととされております。オミクロン株対応ワクチン接種の実施やその対象者、接種間隔等の接種方法につきましては、今後得られるデータや諸外国の動向等を踏まえまして、引き続き審議することとされております。

このような審議結果に基づきまして、国は1回目、2回目接種完了者に対するオミクロン株対応ワクチンの接種を、ワクチン配分が可能となる10月半ば以降に開始できるよう準備を進めることを各自治体へ依頼しておりましたが、先般、9月に前倒しする方向で調整しているとの報道がありました。

現在のところ、対象者、接種間隔等の接種方法及びワクチンの供給スケジュール等の詳細につきましては、国が必要な審議等を経て方針を調整中ということですので、本市におきましても、接種券の発送準備が整い、ワクチンの配分が調整でき次第、ワクチン接種のスケジュールを市民に対してお知らせいたします。

また、県への要望事項としまして、担当課といたしましては、ワクチン接種の機会の増と市内医療機関の業務負担の軽減を図る観点から、県主導の新型コロナワクチンの集団接種会場の設置を要望しており、こちらにつきましては、もう既に8月に実施されております。

今後も機会を捉えまして、集団接種会場の設置につきましては要望をしていきたいと考えております。

**○8番豊留榮子議員** そのワクチン接種なんですけれども、なかなかまだ受けていない方が周りにもたくさんいらっしゃるんですね。こういう心配があつて、ワクチン接種はしませんという方もいらっしゃるんですけれども、ワクチン接種、とっても大事なんですよ。

ワクチン接種をしてもらうためには、どういうふうに発信したらみんなが受けられるのか、ま



たその薬ですよね、症状がちょっと何かというときに、そういうときに飲むような薬っていうのはまだできてないんでしょうか。

○西村祐一健康課長 ワクチン接種の勧奨につきましては、ワクチン接種自体が努力義務ということで強制力は持ちませんが、お知らせ版や広報紙等の折り込みで、そのワクチン接種について接種をお願いしているところです。

また、新型コロナウイルスに対する経口薬と申しますか、これにつきましてはラゲブリオという錠剤がございまして、こちら市内の医療機関もしくは調剤薬局でも処方できるように在庫はあるということで確認が取れております。

また同時に経口薬ではなくて、今度は点滴につきましても2種類程度確保できているという情報を得てはおります。

○8番豊留榮子議員 そういう情報はどこに聞いたら分かるんですか。保健センターとか市に尋ねたら分かるんですか。

○西村祐一健康課長 各医療機関でどの薬を取り扱っているかというのは、それぞれの医療機関しか分かりませんが、県のホームページに発熱・検査外来とかそういった医療機関についてホームページで公表されておりますので、取り扱っている医療機関につきましては、多分、そういったところは取り扱っているでしょうから、そこに問い合わせいただければ分かるのではないかと考えております。

○8番豊留榮子議員 国のこのやり方がですね、第6波がすごい急激に広がって広がって、収まるかと思っていたのが今度は第7波になってしまったという形の中で、国はいろいろなことを開放しているんですね。

それちょっと何か逆効果じゃないかなとは思いますが、例えばそういう予防対策ですね、そういうことをもっと具体的に国のほうから市のほうに要望してくるとか、国がこういうことをするよということを国民に伝えて欲しいですね。

そして、安心して国民が里帰りもしたいけどぐっと我慢をしている方がたくさんいらっしゃると思うんです。そういうことを解消するには、国の政策っていうのが一番大事だと思うんですね。だから、そのことはぜひ国のほうにもそういう要望を、市民の声が上がっているということをぜひ伝えていってほしいと思います。

次の質問ですけれども、長引くコロナ禍によるこの医療機関の状況も気になることです。病気を抱えて定期的に通院されている患者にも大変な御迷惑をかけていることと思いますし、医療従事者にとっても過重負担が続いていることと思います。このコロナの対応に追われて、この医療機関に対する市の支援ですね、これがどのようになっているのかお尋ねいたします。

○西村祐一健康課長 本市におきましても、新型コロナウイルスへの感染者が6月28日から増加しておりまして、特に7月24日から7月30日の週につきましては急激に感染が拡大しました。その後も感染者が高止まりしており、市内の医療機関におきましては、ワクチン接種に加えまして、発熱者への外来対応や検査対応など新型コロナウイルス感染症対応の業務が増加しております。

市としましては、業務が逼迫している医療機関から相談があった場合、市がお願いしておりますワクチン接種枠を縮小または休止するなどの対応を行いまして、医療機関の負担軽減を図っております。

これは市ではないんですが、県におきましては、診療・検査医療機関等におきまして、診察が効率的に行われるよう、国から配分されました抗原定性検査キットを緊急的に配布することとしております。

また、8月29日から、診療・検査医療機関の負担を軽くするため、陽性者の同居家族などが有症状となった場合は、医師の判断によりまして、PCR検査等を行わずに診断するみなし陽性

を臨時的に導入しております。

さらに、国が医療提供体制の逼迫を回避するために可能としました早期退院の目安を4日とする運用を取り入れ、退院後の療養先として、まずは宿泊療養施設を活用し、医師の判断と本人の希望によりまして、自宅での療養もできることとしております。

国におきましては、新型コロナウイルス感染者の全数把握見直しにつきまして、9月26日という今朝報道があったんですが、報告対象を全国一律で重症化リスクのある患者などに限定する方向で調整に入っていることから、実施された場合は、医療機関などが行っております新規感染者の氏名や連絡先、基礎疾患の有無などをハーススに入力する届出業務の負担が軽減されることにつながります。

**○8番豊留榮子議員** 医療機関は本当に大変なことだと思うんですけども、課長が言われました、例えばワクチン接種などで混み合っていると、そのワクチン接種を中止しますというふうな形になると言われましたけれども、その医療機関が中止になると、この接種を受ける方たちはどうなるのでしょうか。

今、各病院に電話してもなかなかつながらなかつたり、何十回かけてもつながらない。やっとつながったと思ったら保健センターでしたかね、健康センターだったかな、そっちに電話してくださいとかって言われるって言うんですね。そういう点では、それは受けられなかった方たちへの対応はどうされるのでしょうか。

**○西村祐一健康課長** ワクチン接種につきましては、予約を入れられた方について中止するというのではなくて、予約する前の段階で公開しております接種枠を縮小したり、なくしたりするという意味ですので、そういった予約された方が接種できないということはないと考えております。

**○8番豊留榮子議員** 分かりました。とにかくこの医療従事者の方も本当に大変なことだと思います。

次の質問ですけれども、売上の減少しました事業者ですね、この事業を継続していく方に支援をするということで、枕崎市事業者応援資金に対する現在の申請者数ですね、どのくらいになっているのでしょうか。

**○鮫島寿文水産商工課長** 本市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援策として、事業の継続と雇用の維持を最優先に各種事業を令和2年度から実施しているところ です。

本年度におきましても、事業者応援資金の支給や国の雇用調整助成金の申請に係る費用の補助など各種支援策を実施しております。

現在実施しております枕崎市事業者応援資金支給は、新型コロナウイルスの感染拡大により売上が減少した事業者の事業継続を支援するもので、令和2年度から数えまして5回目の支給となります。

今回は、令和4年4月または5月のいずれか1か月の売上が、前年同月または前々年同月、令和元年同月と比べまして30%以上減少した市内に事業所を有する中小企業者等を対象に、一律15万円、業種によって上乘せ支給しまして、1事業者当たり15万円から60万円を支給するものです。

申請期間は令和4年8月1日から今月30日までとなっております、現在申請受付を行っているところですが、8月25日現在で事業者応援資金の交付件数は204件、交付額は4,140万円となっております。

この応援資金支給事業の周知については、市のホームページや広報まくらざき8月号、今月号の9月号へも掲載し、また商工会議所を通じた会員への周知もお願いしたところです。今後も積極的な事業者への周知を行っていきたいと考えております。

○8番豊留榮子議員 枕崎市事業者応援資金ですけれども、最初、あまり利用者がいないということでしたけれども、今回は8月25日現在で204件の利用者があるということなんですね。

だから、こうして事業を続けていこうと頑張る人たちのためにもですね、早くコロナを何とかしなきゃいけないと思うんですけども、まずは生活を維持していかないとやっていけないことですので、ぜひこれは続けていってほしいと思います。

次に、子供たちの2学期が始まりましたが、子供たちの健康状態の把握やコロナ禍による教職員の過重負担を軽減するための対策など、これはどのようになっているのかお尋ねいたします。

○中村克己学校教育課長 各学校では日頃から、文部科学省通知「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル「学校の新しい生活様式」」に基づき、基本的な感染防止策の徹底が図られております。

教育委員会では、これまでも学校を訪問し、学校長と面接をしたり、授業の様子を参観したりして、基本的な感染拡大防止に向けた指導を行ってまいりました。また、8月末の管理職研修会では、保健所による濃厚接触者の特定・行動制限の見直しを図られたことを受け、県が示した新型コロナウイルス感染症濃厚接触者チェックシートに基づき、感染者が確認された場合の学校における対応方法について確認し、感染拡大防止への取組について指導したところでございます。

2学期に入り、学校内における感染拡大を防いでいくために、各学校では子供たちの日々の健康状態をしっかりと把握していくことが求められております。

まずは、登校前に家族内で健康観察を徹底させております。もし、子供たちに発熱や喉の痛み、倦怠感など体調不良の症状が見られるときは、登校を控えさせるよう保護者をお願いしております。

また、登校した際も、毎朝、学級担任が児童生徒一人一人の健康状況を把握し、もし体調不良が見られる場合は、すぐに保護者に連絡し、対応していただいているところでございます。

コロナ感染症への対応については、学級担任1人に負担をかけ過ぎないことで、先生方が子供たちに向き合う時間を確保し、そのことによって子供たちの健康で安全な学校生活を保障することが今の学校現場では強く求められております。

そのため、教育委員会では、全ての学校にスクール・サポート・スタッフ8人を配置し、感染症対策としてアルコール消毒を行ったり、プリント等の印刷・仕分などの業務を行ったりしております。

また、特別支援教育支援員などの専門スタッフを22人配置し、通常の学級に在籍する教育的支援が必要な児童生徒を支援する業務を行っております。

これら専門スタッフの活用により、教職員の負担が軽減され、一人一人の児童生徒に向き合う時間が増えてきております。

また、GIGAスクール構想に伴う児童生徒1人1台のタブレット端末の整備により、学習における指導の個別化や校務の効率化が図られ、その結果、子供たちの健康と安全の実態をつぶさに把握することができるようになっているものと考えております。

以上です。

○8番豊留榮子議員 これは本当、学校の先生方一番大変だと思うんですね。子供たちの健康に気を遣ったり、また気を遣うだけでなく勉強を教えなきゃいけないですよ、教育をしていかなきゃいけないわけですよ。こういう中で本当にこのタブレットっていうのは有効性があるなど私も思っています。

でもこれだけに頼っていたのでは、今スクール・サポート・スタッフが8名いらっしゃるといことでしたけれども、対面で授業を受けるってのがやっぱり一番頭にも入っていくし、感情も伝わってくるし、お互いにいいことだと思うんですね。

これが、今コロナ禍でなくてもこれはこのままずっとタブレットっていうふうになっていくん

だと思っんですけれども、そういう点で、人間として感情でその授業が分かるっていうのもあると思っんですけれど、そういう点はどうなっていくんでしょうか。

**○中村克己学校教育課長** 議員がおっしゃるとおり、タブレット端末の活用については非常に効果的な結果が出ております。指導の個別化、つまり先生方がタブレット端末を使うことによって一人一人の学習の記録等を利用しながら、指導の個別化できるようになっております。

また、子供たちの立場に立ってみると、学習の個性化、つまり学びたいというものをタブレット端末を使うことによって様々なところに自分で調べに行ったり、調べ学習をしたり、そういうことで子供たちが学びたい意欲をさらに高める効果もあります。

ただし、授業というのは、50分の授業の中でタブレット端末を50分間使うものではございません。今までありましたとおり、ノート指導、板書指導、つまり子供たちは書くことによって覚えるという作業もあります。ですので、やはり大切なことは基本的なことで書く、読む、見る、話す、つまり人間の五感を使いながら、子供たちが教師、それから児童生徒、お互いに語られることが今までの教育同様必要なことだと考えております。

ということで、先生方には、効果的な活用の仕方ということがこれから求められる課題だと考えております。

**○8番豊留榮子議員** 学校教育課長がおっしゃられたように、タブレットの効果的な活用の仕方、これ確かに大事だと思っんですね。だけど、そのタブレットに初めて私も接触してやっっているんですけれども、インターネットにしてもそうですけれども、人間としてのつながり方、今、学校に行く生徒が道で会ったり、家の前で会ったりすると、にこにこおはようとか、行ってらっしゃいとかっていう会話ができますけれども、これがこういうタブレット時代になってしまうと、そういう感情を表す、こんにちはとかおはようとか、そういうのがなくなっちゃうんじゃないかなというそういうのが気になるんですね。

これは昔ながらのあれで思っているんだと思っますが、若い方たちはそんなことはないかと思っんですけれども、この多様化、多様性が今後どのようになっていくのか、それが一番気になる場所なんですけど、大丈夫でしょうか、心配しすぎでしょうか。

**○木之下浩一教育長** 今御指摘のとおり、私は今まで授業をするときは、チョークアンドトークでほとんどやってきました。中学校社会が長かったものですから、例えば地図帳を開かせて、大地図を掲示して一緒に見ていくという授業の形態でしたが、タブレットを使いますと、子供たちの手元にぼんと地図が入って見ている。ところが、全体的な、例えば日本地図は日本全体の中のどこだっという特定が、あの小さい画面ではできない。でも、大地図を掲示するとそれがよく分かるというそういう欠点もありますし、利点と長所、短所もあるんですけれども。

やはりおっしゃるとおりですね、チョークアンドトークもよかったんですが、子供たちに考えさせる時間を持つということでタブレットの活用も効果的ですし、ただ、心の教育という面では、やはり対面で道徳の授業は週1回、年間35時間以上、これはしっかりとしていかなきゃならないと思っっておりますし、全教育活動の中で心の教育はしていくことになっておりますので、やはりタブレットとかそういう機械類に頼ることなく、やはり我々が今まで先輩たちが築いてきた教育のやり方は、不易と流行がありますので、流行だけに捉われずに、不易の部分もしっかりと財にしていく、そういう教育もなされていくべきだと思っっております。

**○8番豊留榮子議員** はい、ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

次の質問ですけれども、防災行政無線、これ戸別受信機の設置状況についてお尋ねしていきます。

防災行政無線の戸別受信機を設置した地域では、室内で放送も聞き取りやすくなり安心できるという声を聞きますが、現在の戸別受信機の設置状況はいかがでしょうか。

**○平田寿一総務課参事** 現在の防災行政無線は、老朽化したアナログ方式のものからデジタル方

式のものに更新し、令和2年3月から運用を開始しています。

より多くの住民に災害関連情報等を提供するため、同年4月からは、情報伝達手段の多重化の一つとして戸別受信機の設置を推奨し、補助制度を設けて普及促進を図っております。

設置状況につきましては、令和4年8月末現在、市内全域で設置台数2,108台、率にして20.3%となっています。

また、地区ごとでは、金山地区113台、42.5%、桜山地区769台、41.1%、立神地区132台、6.1%、枕崎地区93台、2.0%、別府地区1,001台、68.9%という状況です。

**○8番豊留榮子議員** 私も別府地区なんですけれども、別府地区は早かったんですね。みんなで積立てをしながら、公民館で積立てをしながら、代金を支払うために積立てをしてきました。多分ほとんどの家庭がしていると思うんですけど、まだしていない家庭もあります。こういうのは、公民館校区でまず話し合っただけで決めたんだと思います。

別府地区はすごく多いんだと思うんですけども、この枕崎市内在93台というのは、これは公民館とかそういうことではなく個人的に設置しているってことなんですか。公民館が協力して設置しているというのは市街以外でしょうか。

**○平田寿一総務課参事** 枕崎地区につきましては、公民館単位で申請はされているんですけども、その集落のほぼ全戸まとめて申請が上がってきているのではなく、その集落の中で設置をしたいという希望者が数人いらっしゃるって、それを取りまとめて申請が上がってきております。

ですので、1つの公民館での申請の台数というのはちょっと数が少なくなっております。

**○8番豊留榮子議員** 例えばこの市民の安心・安全を守るためには、市内全域にこの戸別受信機を設置するという考えは市当局は持っていらっしゃるのかどうかお尋ねいたします。

**○平田寿一総務課参事** 防災情報等を入手するには、戸別受信機以外にも防災行政無線の放送内容を文字で確認できる防災・一般情報提供メールを登録する方法もあります。メール機能がある端末で登録することで、防災行政無線の放送とほぼ同時にメールが配信される仕組みになっています。

また、防災行政無線が聞き取れなかったときなどは、専用ダイヤルに電話をすると音声でお知らせする自動応答装置（テレホンサービス）や放送と同時に放送文が掲載される市ホームページで確認することができます。

このように、戸別受信機以外にも複数の方法で防災情報等を入手することができ、個々に合わせて情報の取得方法を選択できることから、戸別受信機を市が全ての世帯に対して設置するということは考えていないところです。

**○8番豊留榮子議員** 市内全域に設置することは考えていないという答弁でありましたけれども、今、この枕崎の状況を考えますと、高齢者が多いですね。これからはますます高齢者が多くなっていくんじゃないかと思うんですけども、耳が遠くなったり、目が不自由になったりというふうな方も増えてくるかと思うんですね。

ですから、戸別受信機ってというのは、各家の中にあるものですから、とても聞き取りやすいんですね。放送も聞き取りにくければ大きくすればいいし、自由にできますし、これはぜひ全家庭に設置していただくような、そういう動きをしてほしいと思うんですけど。

次の質問ですけども、この市内全域にですね、戸別受信機を設置した場合の概算額、これどのくらいになるんでしょうか、残された家ですね。

**○平田寿一総務課参事** 戸別受信機の単価は3万7,000円程度と聞いておりますが、仮にこの単価に令和4年4月1日現在の住民基本台帳の世帯数1万0,387世帯を乗じて算出した場合、3億8,400万円程度となります。

**○8番豊留榮子議員** 結構な額になるんですね。でも、これ1万0,387世帯というのは設置している家庭を除いての数字ですか。

○平田寿一総務課参事 市内全世帯数になります。

○8番豊留榮子議員 そうしたらもう少し安くなりますね。

これは本当に3万7,000円という額を個人で負担というのはとても厳しいことではありますよね。だから市が補助をしてですね、市民の安全を保障するためには、何としても戸別受信機を設置する必要があるんじゃないかなと思うんですけども、何か考えはないでしょうか。

○本田親行副市長 先ほど、担当参事が市内全域に戸別受信機を設置する考えはないと、防災行政無線を伝える手段として音声で伝えるのが戸別受信機でございます。また、文字で伝えるのがメールであったりと、携帯電話の普及状況等によってそれぞれ選択肢があることから、市が無償で設置する考えは現在のところ持ってないということでございます。

補助制度がございます。高齢者につきましては、携帯電話等の普及状況もございますので、2分の1の補助を行っております。

また、地域によって先ほど申しましたように、設置状況の差がございますけれども、集落のコミュニケーションとして、集落放送で活用している面で別府地区、桜山地区、そういったところはこれまでもデジタル化される前からそういう集落放送の活用として戸別受信機を活用されていらっしゃいましたので、同じような形が取れるように整備したところでございます。

ぜひ、議員がおっしゃるように、確実に災害情報等が伝達されて、いい活用になっているということでございますので、1万数千円の負担も大きいところですけども、2分の1の補助がございますので、それも時限を切ってということで行っておりますので、ぜひその補助制度がある機会に必要な方については設置していただきたいと考えております。

○8番豊留榮子議員 補助があるとどこかに載っていませんか、広報に載っていませんか。

○本田親行副市長 補助制度が始まる前、始まってからも、機会あるごとに広報紙等でお知らせしております。また、再度、先ほど申しましたように、現在も期間を区切って補助制度を設けておりますので、機会を見てまた周知に努めてまいりたいと思っております。

○8番豊留榮子議員 本当に私の周りは高齢者ばかりなんですけれども、もうその人々の声を聞くと、あんたんとこはいいよねって、防災行政無線が中にあるんでしょう、家の中で聞けるんでしょうって、外にいたら何言っているか分かんないのよねっていうふうな声をよく聞くもんですから、これはもうぜひ家の中で放送が聞ける、落ちついて放送が聞けるっていうのは大事な事かなと本当に思うんですね。

例えばこの次の質問ですけども、この防災行政無線の設備の耐用年数ですね、これどのくらいもつものなんですか。

○平田寿一総務課参事 戸別受信機の耐用年数についてのお尋ねですが、現在使用しているものは、メーカー発表で約10年間となっておりますが、10年間しか使用できないというものではございません。参考としてお話ししますが、現在の戸別受信機も、アナログ方式のときの戸別受信機と同じメーカーで、今もその戸別受信機を使用している公民館があり、その使用年数というのは15年を超えているところです。

○8番豊留榮子議員 耐用年数が10年間、現在アナログでも15年間もついていると。これも含めてですね、ぜひみんなが取付けができるように、市としての補助ですね、もうちょっとしていただけたらと要望しておきます。

次の質問に入ります。

この市街地における水路側溝の管理状況についてなんですが、日之出町周辺には、蓋のない大きな水路とか側溝があります。本市におけるこの水路の管理状況はどのようになっているのか。また、この大きな水路や側溝の役割は何なんでしょうか、お尋ねいたします。

○松田誠建設課長 まずは、大きな水路の役割について説明いたします。

山林・農地・宅地に降った雨水は、道路脇にある側溝で集水します。道路側溝などで集水され

た雨水は、下流に向かうごとに数本の道路側溝の雨水が合流し、水の集まる面積が増えていくこととなるため、当然、流れる水の量も増えていくこととなります。

道路側溝や排水路の大きさを決定するときは、水の集まる面積、水路の勾配などを諸元とし、数式により断面計算を行い決定していくことから、大きな水路は集水面積が広く重要な水路となります。

御指摘の日之出町付近の街路柳町通線に隣接した宮前排水路は、重要な水路であることから、梅雨前や台風前には水路内を点検し、流水を妨げる障害物などがある場合は、速やかに撤去しています。

また、宮前排水路は、水路幅が1.75メートルと広く、本体コンクリートが古いことから、水路に蓋板を設置することが不可能であるため、水路への転落を防止するため、防護柵を設置しております。

**○8番豊留榮子議員** その水路が古いから蓋ができないということですか。でも大雨が降っているときに皆さん見たことありますか、すごく怖いですよ、あふれてきそうな感じですよ、すごい勢いで流れるんですね。あれ近所の方怖くないのかなって。怖いという人もいましたけれども、もう家の前に流れて、あれが音を立てて流れていくときってのは本当にすごいもんなんです。

これは何か対策できないんですか。この日之出町とか宮前に集まってくるというのはあそこが終点地域なんですか。それで今度は地下に流れていくんですか。海に流れていくんですか、どうなっているんですか。

**○松田誠建設課長** 御指摘の宮前排水路におきましては、道路が冠水するような症状があります。このようなことから、本年度、雨水総合管理計画を策定しまして、宮前地区であったり、平田潟地区であったり、浸水する箇所について、何が原因なのか、モデル的に計算をしてその究明をしているところです。

その結果におきまして、その浸水対策をしていくということになっております。

もう一問の宮前排水路の流出先でございますけれども、宮前排水路におきましては、今御指摘の街路柳町通線を通りまして、宮前踏切の下のほうを横断しまして、県道226号（90ページに訂正箇所あり）に流れて、最終的には尻無川に流れております。

**○8番豊留榮子議員** はい、分かりました。よろしくお願いたします。

また、片平山の配水池周辺の急傾斜地の側溝についてなんですけれども、これが大雨のときなど付近にある住宅地への影響はないのでしょうか。

**○松田誠建設課長** 片平山配水池周辺の西側斜面のことだと思いますが、急傾斜地崩壊危険箇所として抽出されているところで、山手町2地区と申します。また、急傾斜地下方の一部住宅においては、土砂災害警戒区域に指定されているところでございます。

山手町2地区の急傾斜地においては、防災減災国土強靱化のための5か年加速化対策によりまして、本年度から事業着手しており、5か年で整備する計画となっております。

急傾斜地における側溝の管理につきましては、梅雨前などに行う急傾斜地や土石流危険渓流の点検時に合わせまして合流ますなどを点検し、落ち葉などが支障となるような側溝については、台風通過前後に点検し、下流域宅地への雨水流入を未然に防止できるよう管理しているところでございます。

先ほど答弁の中で、県道226号と言いましたが、国道226号です。訂正しておわび申し上げます。

**○8番豊留榮子議員** この急傾斜地なんですけれども、私大雨が降ったときに、今だ、見に行こうと思ったら雷がすごかったので、ちょっとやめて、収まった頃に見に行ったんですね、その急傾斜地の排水路がどんな形で流れているのかと思って。そしたら、急傾斜地だから何もないんですね、水もなければ葉っぱも何もない。もうすごい勢いだったから、多分全部流れていったんで

すよね、そんな長くは降らなかったんで、そのくらいあれなんですね。

その近所の方たちは、その瞬間も自分の家にいるわけですから様子は分かるわけですよね。枯れ葉は入ってくるわ、側溝からあふれてですね、入ってくるわ、すごい大変なんですよって前に聞いたことがあるんです。

私たちが見に行っても、急傾斜地だからそのときはもう何もないんですね。もっと長引いて雨が降れば、多分、葉っぱとかそういうのは側溝に詰まっていたりとかっていうのはあるかと思うんですけども、そういう件では本当、近所の方は大変だなんて、怖いだらうなっていう感じもいたしました。

今のところは住宅地への影響はあまりないということでもいいんでしょうね。でも、いろいろ点検されているということで、ぜひそれは続けて行ってほしいと思います。

それと、この片平山配水池なんですけれども、この件についてちょっとお尋ねしたいんですが、今度10月で工事が完成されるんですかね。配水池もきれいになって、その状況がどんななのかちょっとお尋ねしたんですが、よろしくお願いします。

**○上園秀人水道課長** 片平山配水池は、水道を次世代に引き継ぎ、将来にわたって安全で良質な水の供給を維持し続けるために、平成29年度に策定した水道ビジョンにより更新を決定し、令和2年度からの3か年事業で全面的な更新事業を行っているものです。

現在の進捗状況につきましては、令和2年度に既存配水池1池の取壊し、配水池本体の基礎築造、廻り配管の整備の各工事を終え、令和3年度にステンレス配水池本体、電気機械設備、配管の連結工事が完成しましたので、令和3年11月より新しい配水池から運用を行っているところです。

最終年度の今年度は、創設期からの配水池の上部を取り壊し、埋め戻しを主とした外構工事を5月から行っておりますけれども、10月には工事が完成する見込みです。

また、水道用地となっている市章マークがある西側のり面部は、これまで維持管理において課題となっておりましたので、のり面を整形し、既存のツツジを植え替えて、市章の復元を行うとともに、斜面にステップを設けて除草などの維持管理がしやすいように整備することとし、11月中には完成する予定となっております。

**○8番豊留榮子議員** ありがとうございます。楽しみですですね。

次に、最後の質問なんですけれども、この急傾斜地における側溝の管理、これ市内どのようになっているのかお尋ねいたします。

**○松田誠建設課長** 先ほどの答弁と重なりますけれども、急傾斜地とか急傾斜地崩壊危険箇所等につきましては、梅雨前とか台風前に点検を行っております。

そういうところの側溝につきましても、枯れ葉が詰まったり、枝葉、木々などが詰まったりしないように点検しております。なお、一番重要なところにおきましては、台風通過後につきまして、どのような状態なのか点検しているところです。

**○8番豊留榮子議員** 先日の台風第11号、これの回り方も本当に大変だったかと思うんですけども、特に被害はなかったということで安心しました。

建設課の仕事は本当に大変かと思っておりますけれども、市民の安心・安全を守るためにも、今後ともよろしく願いいたします。

私の質問はこれで終わります。

**○永野慶一郎議長** 以上で、豊留榮子議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時34分 休憩

午後1時9分 再開

**○永野慶一郎議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。



次に、中原重信議員。

[中原重信議員 登壇]

○11番中原重信議員 お昼の眠たい時間ではありますが、今しばらくお付き合いのほどよろしくお願ひしたいと思います。また、新型コロナウイルス感染防止もありますので、答弁はできるだけ簡潔にお願いしたいと思います。

それでは通告に従い、一般質問を行います。

国は、持続可能な食料システムの構築に向け、昨年5月にみどりの食料システム戦略を策定しております。

この戦略では、中長期的な観点から調達、生産、加工、流通、消費の各段階の取組と、カーボンニュートラル等の環境負荷の軽減のイノベーションを推進するとされております。

そこで、本市の農林業振興について質問していきます。

まず、本年7月に施行された環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律、このみどりの食料システム法について、市は今後どのような取組を行っていくのかをまずお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 みどりの食料システム法につきましては、ただいま議員からございましたように本年7月1日に施行されたところです。

議員からもございましたが、国は、昨年5月にみどりの食料システム戦略を策定し、低リスク農業への転換・有機農業の推進などを示しておりましたので、適正施肥や環境負荷軽減資材の利用促進など環境に優しい農業の促進について市政全体としても進めていかなければならないと考えて捉えていたところでございます。

今回の法制化も、みどりの食料システム戦略を進めるためのものであり、生産から消費までの環境負荷の低減に資する取組を推進することを基本理念とし、国の責務や国が講ずべき施策が定められているところでございます。

また、計画認定制度の創設もされておりまして、都道府県と市町村が共同で基本計画を作成することとなっております。その制度の内容、取組等については担当課が答弁いたします。

○中村俊彦農政課参事 みどりの食料システム法の計画認定制度は、土づくり、化学農薬・化学肥料の使用低減などの有機農業に取り組む生産者等や温室効果ガスの排出量の削減等の技術開発を進める事業者等を認定する制度として創設されております。

これは、国が示す基本方針に沿い、都道府県と市町村が共同で基本計画を作成します。その計画に沿った取組を農林漁業者が県や市町村に申請し、認定されれば、環境負荷の低減に必要な機械・施設等を導入する場合の税制特例や農業改良資金の無利子融資などを受けられることとなります。

この計画に沿った取組につきましては、基本計画で定められた特定区域において特定環境負荷低減事業活動を行おうとする農林漁業者が、その実施に関する計画を作成し、都道府県知事に申請するものと、基本計画で定められた特定区域内の一団の農用地の所有者等が、その区域において特定環境負荷低減事業活動として有機農業の生産団地を形成するため、全員の合意に基づき、有機農業を促進するための栽培の管理に関する事項等を定めた協定を締結し、市町村長などに申請するものとなっております。

また、食品事業者、機械や資材のメーカーの取組については、国が直接認定することとなっております。

今後、秋までに国が基本方針を定める予定となっておりますので、県と共同で作成する基本計画などの詳細については不明な部分もありますが、法の趣旨に沿った取組がなされるよう準備していきたいと考えております。

○11番中原重信議員 ただいま説明がありましたように、生産者、事業者にも大変有利な事業でありがたいことですので、ぜひですね、詳細はまだ秋頃ということですので、早く情報を入手して、またそれぞれ生産者、事業者の方には広く広めてほしいと思います。

また、声を聞きますと、大分これについて興味を持っている方、ぜひ取り組んでいきたいという方も多いようです。そのときはいろいろと相談に乗って、ぜひ市を上げてですね、こういう事業にも取り組んでいただきますようお願いしたいと思います。

詳細は秋頃ということですので、また機会があったら質問をしてまいりたいと思います。

次に、肥料価格の高騰対策についてです。

世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、化学肥料の原料の国際価格が大幅に上昇し、肥料価格が急騰しています。国は、農家の負担軽減に向けた肥料価格高騰対策事業を決定しておりますが、その詳細についてお尋ねいたします。

○中村俊彦農政課参事 肥料価格高騰対策事業につきましては、肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者に対して支援するものであります。

事業内容につきましては、化学肥料の2割低減を実現するために土壌診断に施肥設計や堆肥の利用、緑肥作物の活用など取組メニューの中から2つ以上に取り組む農業者で、令和4年6月から令和5年5月までに購入した肥料が対象となっております。前年度から増加した肥料費について、その7割を支援金として交付するものとなっております。

また、申請については、5戸以上の農業者グループでの申請となっておりますが、具体的な申請方法などについては、県の段階においても調査している部分もございますので、詳細な内容が確定した段階で農家への周知を図っていきたいと考えております。

○11番中原重信議員 まだ詳細が決定していないということでちょっと質問がしばらくはありますが、今です、今です、我々は土壌診断を行って2割低減にはもうしているわけですね。メニューの中には2割低減をしないといけないのか、またさらにするとなれば今度はお茶の品質が大分落ちるのを危惧しているわけですね。そういうのはどうかという声がありますので、そこら辺について。

○家弓弘一農政課主幹兼特産振興係長 現在の取組をさらに拡大してくださいということで県や国の説明ではあるところですが。

ただし、それ以外の取組2つを選択すれば対象になりますということですので、そういったところで農家と打合せをしながら事業を進めていきたいと思っております。

○11番中原重信議員 まだ詳細が決定していないのでなかなかあれですけど、資料によりますと、今年はそういう以前あった事業では、バロンですね、あのときは領収書が添付されていないと駄目でした。その中で、やはり苦しいときにお金が払えなくて領収書がもらえないわけですね。大分その事業から撤退したことを聞いています。今回は、資料では領収書をもらえない場合は、請求書でもいいということですので、これは大変農家にとっては有利という使いやすいですよ。

ですから、やはりここらへんも十分、組合に周知してやっていただきたいと思います。

そして、今やはり肥料がですね、実は私の工場なんですけども、生葉代に占める割合が、これは窒素換算でしますよね、以前は70キロ投入していたんです。現在は県の基準で50キロ程度ということで、大分そういう肥料費を抑えてまいりましたけども、昨年はその反当の生葉代金に占める肥料の割合が38.6%、4年度はまだ終わっていませんけども、現在でも42%になっています、それだけ若干上がったということですね。ただこれは肥料代だけです、42%は。それには労働費、燃料費は含まれていませんので、大変大きなウエートを占めているわけですので、ぜひ

こういういろんな事業をですね、活用して取り組んでいきたいと思っています。詳細についてはまた、これ以上は答弁もできないと思いますので、こういう現状はですね、そういう大変厳しい中で茶農家が頑張っていることだけは認識していただきたいと思っています。

次に、堆肥を利用した新肥料についてであります。

先ほど答弁がありましたように、化学肥料の2割低減の取組のメニューの中に、堆肥の利用もですが、有機質肥料の利用もあるようです。また、JA経済連では堆肥を活用した新肥料を発表しています。その肥料には、枕崎市の堆肥センターの堆肥がペレット化され含まれていると聞いています。そこで、堆肥センターの堆肥を利用したペレット化の状況について教えていただきたいと思っています。

**○中村俊彦農政課参事** 枕崎市クリーン堆肥センターの堆肥のペレット化については、本年5月から取り組んでいるようです。

ペレット化に必要な条件として、30%以下の水分量でなければならないことから、本市堆肥センターの堆肥が条件に合っており、取り組まれていたようです。

ペレット加工の流れにつきましては、堆肥センターの堆肥を県経済連が購入し、経済連がいちき串木野市の企業に委託してペレット加工をしております。また、一部は粒状にも加工されております。

加工された製品は、経済連のグループ会社に全量が納品され、様々な肥料等に添加されているようですが、主に茶、カンショの肥料として使用されていると伺っております。

堆肥の販売量は、今年5月から8月まで月平均84トンです。

今後の見通しとしましては、先ほども答弁しましたが、含水率がペレット化に適している本市堆肥センターの堆肥が主流であると伺っております。しかし、作物に合った堆肥を作っていく上で、豚ふんや鶏ふんなどの利用も検討されているようですので、今後の販売量が増えていくのか不透明なところです。

**○11番中原重信議員** 堆肥センターの堆肥が利用されているとのことで大変喜ばしいことだと思っています。また、利用することによって、堆肥センターの稼働率も向上するし、畜産農家については、排せつ物の処理になると思いますので、これは大いに進めていって、そしてまた我々も農家の皆さんもですね、これを利用して耕畜連携、循環型農業になってきますので、ぜひ利用していきたいと思っています。

また、価格もですね、同じ化学肥料と比べてみますと15%から30%程度安くなっていますので、やはりこれだけでは、そううまく成長しませんので、化学肥料とうまく組み合わせて施肥すればいいんじゃないかと思っています。

そしてまた、堆肥をペレット化することによって、今までは化学肥料をして、堆肥はまた別にする作業もありましたけども、これが1つになるということで大変農家にとっても作業効率が良くなりますので、今後、大きく伸びていくんじゃないかと思っています。

そして今ですね、地区の生産協会で話しているのは、それぞれの市町村に、これについては枕崎市、南九州市、南さつま市の茶業農家が集まって1つの協議会を作っているんですけども、枕崎に合った肥料、南さつま市に合った肥料、南九州市に合った肥料、そして南九州市は広いので、颯娃、知覧、川辺、それぞれの土壌を診断して、経済連に今お願いしてあるのは、診断してそれぞれの地域に合った肥料を、そして茶農家についてはそれを利用して、少しでも安く肥料を購入したい。

ただ、お茶は年間7回ほど施肥します、肥料をまきます。全部同じ肥料を使うと、やっぱり特色がないということで、何回かは分けて独自の肥料を使うということで、そういう話合いも今なされているところです。

この堆肥については特に土づくりのためには一番有効な手段ですので、これからもいろんな会

等でも話してですね、少しでもやっぱり安い肥料が図れるようにこれからもいろいろ話を進めていきたいと思っています。

次に、先ほど質問しましたように、肥料価格高騰対策事業の取組の中に、下水道汚泥等の汚泥肥料の利用もあるようです。平成27年の下水道法改正で、公共下水道事業者は、発生汚泥の処理に当たっては、脱水、焼却等により減量に努めるとともに、発生汚泥等が燃料または肥料として再利用されるよう努めなければならないと法改正がなされました。

そこで、本市の終末処理場の下水汚泥の利用状況についてお伺いいたします。

**○上園秀人水道課長** 下水道汚泥は脱水ケーキと呼ばれておりますけれども、産業廃棄物に位置づけられております。枕崎終末処理場からは、過去3か年で1年当たり4,000トンから4,500トンを市外の間処分場へ搬出しているところです。

脱水ケーキの成分は、年4回含有試験を行っております、肥料の主な要素である窒素、リン酸、カリの令和3年度の平均値は、窒素が6.7%、リン酸が3.5%、カリが0.3%の分析結果となっております。また、炭素窒素比では5.97となりますので、全量が堆肥化され、農業用として活用されているようです。

また、県内の下水道汚泥の処理状況につきましても、年間約5万7,000トンの下水道汚泥のうち、約98%に当たる5万6,000トンが肥料として活用され、そのほかセメント等への改良剤としての利用と合わせると99.1%が有効利用されているようです。

**○11番中原重信議員** やはり、地域資源を活用したそういう取組も行っているようでありますので、これもですね、前へ前へ進めていただきたいと思っています。

聞くところによりますと、基腐病にも効果があるんじゃないかというのを聞いたんですけど、これは実証試験とかそういうのはやっていないんですかね。

**○中村俊彦農政課参事** 基腐病に対しましての実証実験等は、今のところやっておりません。

**○11番中原重信議員** ぜひですね、今全国の下水道事業団がいろんな肥料とか土壌改良剤を作っているようであります。志布志市の茶生産農家が東京の土壌改良剤を利用して、一番茶で16%増収、二番茶では36%増収があったと報道がありました。

私どもとしても、枕崎の脱水ケーキですね、そういうのがあればですね、やはり使ってみたいなという声も聞かれます。ですから、やはりそこらへんもあればですね、農家にもそういう枕崎の汚泥もこうしてしているんですよというのを、またそういう農家にも伝えていただきたいと思っています。

そして、先ほど脱水ケーキの成分もありました。炭素比が低いわけですね。というのは、この低いというのは、低いほど作物にその栄養分が届く。多いと届くのが少ないというのもされていますので、堆肥に比べても大分低いようですので、有効な肥料、土壌改良になると思いますので、これについても調査研究して、大いに広めていただきたいと思っています。

先ほど頂いた資料から成分量を見ますと大変有効で、今後はですね、先ほど言いましたように化学肥料とこういうのをどこかに混ぜて使えば、生産費も下がって、農家経営もですね、いいんじゃないかと思っています。

それと、質問の主題から外れますけれども、法改正では燃料の活用もなっています。燃料の活用はどうなっているか、答弁ができれば答弁をお願いしたいと思います。

**○上園秀人水道課長** 質問者から紹介がありましたように、平成27年度の下水道法改正で、下水道管理者の責務として、下水道汚泥が燃料、肥料として再生利用されるよう努めることと明確化されております。

下水汚泥の有効利用の可能性については、下水汚泥固形燃料は石炭の6から7割の発熱量を有しております、燃料として存在価値があるというふうになっており、乾燥汚泥含水率が20%以下で一定の発熱量があれば、下水汚泥固形燃料としてJIS規格にもなっているところです。

本市においても汚泥処分費の低減に向け、下水汚泥処理の最適化に向けた取組を令和2年度から行っておりますが、この中で、実証実験により基準値以上の発熱量が十分にあるということが分かっております。

そのため、今後の脱水機の改築更新に合わせて、汚泥の含水率を50%以下で、幅広く調整できる脱水システムにできるよう進めているところです。このシステムによりまして、下水汚泥を肥料化や燃料化として利用の促進を図り、汚泥の減容化を行おうと考えております。

**○永野慶一郎議長** 傍聴席にお願いいたします。

議場内では脱帽していただくようお願い申し上げます。

**○11番中原重信議員** ぜひですね、肥料化、燃料にも活用して、そういう地域資源を活用した、そしてまた下水道事業においてもですね、経費の削減とかなるようですので、ぜひこれは前に進めていただきたいと思いますと思っています。

これまでみどりの食料システム、肥料等について質問させていただきました。全てが有機農業につながっていきます。

先日、これは地元の酒造メーカーが取り扱っている肥料なんですけども、それを今はカンショだけですけども、お茶にも利用できないかということで話がありました、土壌診断をしたいと。

やはり、これは鹿児島大学と熊本大学でしたかね、連携して基腐病対策とかいろんな実証をやっているそうです。カンショについては、ある程度実証結果が出たそうであります。そして、基腐病を減らす、それも実証で大分分かってきたそうであります。

今後は、そういうのを利用して、お茶にも活用したいということで、土壌を調査したいということで申されましたので、そういういろんな面で肥料の開発が進んでいますので、行政としてもいろいろな情報を早くつかんで、そしてまた農家のほうにもこういうのがあるよ、ああいうのがあるよということを周知方お願いしたいと思っています。

お茶は特にですね、1年肥料をやらないでおくと、元の状態に返すのは5年かかるそうです。

ですから、さっき言いましたように、お茶は7回、設計ではですね。でも、今から7回やっていたら、とても農家の経営は成り立ちません。ですから、それを現在は4回に肥料の数を減らすのをやっています。

ですから、こういうのができれば、そういう途中で入れてですね、肥料を減らさないように継続してまくことができますので、こういうこともいろいろ農家と一緒にやっていただきたいと思います。

次に、山林における伐採後の指導はどうなっているかについて質問いたします。

世界的な建築需要の高まりによって、木材価格が高騰し、木材の調達が思うように進まない状況が続いていると報道されています。本市でも、多くはないんですけども、山腹の地肌が見える所が目につくようになりました。また、近隣の市では、県外から業者が庭先まで来て、現金を持って杉の木とかを買いに来るそうあります。

そこで、山林の伐採後の指導はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

**○中村俊彦農政課参事** まず、山林伐採を行う際の届出について説明をいたします。

森林所有者等は、伐採及び伐採後の造林の届出を伐採開始の90日から30日前までに行い、また、伐採後の状況報告と造林後の完了報告を完了した日から30日以内に行うこととなります。

また、伐採後に人口造林は2年以内、天然更新で5年以内に森林の回復を確認し、それぞれの完了後30日以内に市へ報告するようになっております。

本市における山林伐採後の指導につきましては、ただいま答弁しました届出制度に沿って、まず伐採業者に伐採前、伐採後の写真の提出や伐採後の隣接地への土砂流出などが発生しないような対策及び造林指導を行います。伐採の際や造林後には、市も現地確認をしているところです。

近年、全国的に届け出た伐採区域を越境して無断伐採するなどのトラブルも発生していますの

で、伐採など届出制度に係る法令遵守について、市としても引き続き森林所有者や伐採業者への指導をしてまいります。

**○11番中原重信議員** 今、答弁がありましたように、そういう植栽については、再造林、すぐまた植えるのもあれば、自然造林ですよね、これが5年間の期間があるわけですね、今心配しているのは、その5年間のうちそれをまた確認に行くわけですね。それが果たしてできているか。

というのは、この間、組合の会ではなかなか行政も手が回らないっていう事例が発表されました。やはり、そこら辺をですね、自然造林ですから5年間待って出ればいいですけど、なければ指導はできますけども、その間にはいろいろ雨が降ったりすれば流れて、そしてまた風が吹けばそこら辺が、今霜が降ったりして大変被害があるわけですけど、ですので、私はそういう自然造林は5年の期間があると、ですから、近年特に異常気象により集中豪雨等も発生しております。やはり、森林というのはCO<sub>2</sub>抑制のためにも森林の役割は大変重要なものがあります。森林環境の保全、また計画伐採について、適切な指導をですね、山主、伐採事業者に指導して自然を守っていただきたいと思っています。

特に5年ですので忘れてもするし、大変業務も増えるわけですが、また5年行かなければならないと。提出はされておるんですけども、一番やっぱりみんなが心配しているのは、自然造林、自然に生えてくればそれでいいという法律になっているそうですので、これは聞くところによると、来年から罰則規定とかあるようですけども、やはり今後はそういう法にもありますので、ちゃんとした管理がなされるよう、山主、伐採事業者にも指導方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

本当に森林は大切なですね、水の保全とか、いろんな自然環境を守るためにも大変重要ですので、そこら辺はひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、鳥獣被害についてお尋ねします。

ここ3年間の被害面積と被害金額、どのような被害防止対策を行っているかをお伺ひいたします。

**○中村俊彦農政課参事** 鳥獣被害の状況を年度別に申し上げます。

令和3年度が面積2.1ヘクタールで、被害金額が166万7,000円です。令和2年度が面積2.6ヘクタールで、被害金額が346万1,000円です。令和元年度が面積2.0ヘクタールで、被害金額が245万9,000円となっております。

鳥獣別で申しますと、イノシシの被害が多く、作物別では芋類が多い状況です。被害防止対策としましては、わなまたは猟銃による捕獲、侵入防止柵の設置及び管理、収穫後の農作物の残渣処理などをお願いしているところです。

また、捕獲に対する報奨金やわな免許取得の講習会補助、侵入防止柵に対する補助を行っております。

**○11番中原重信議員** 本当に市独自のそういう防止対策ということで、電気柵の補助とかいろいろ大変ありがたく思っています。

以前は、最初入ったときは乾電池式、バッテリー式でですね、管理が悪いんですけども、自然と草木が生えればショートするわけですよ。電池だと頻繁に交換しなきゃなりません。

バッテリー式も自動車用のバッテリーなんですけども、自動車の場合は、使ったときは充電しますよね。それはもう畑に置いて、一般的にそういうバッテリーも劣化が早いようであります。

乾電池を替える、そしてバッテリーも10日ぐらいのサイクルで充電しなければならない、そういう面倒くさいというんじゃないで、頻繁に交換しなければいけないということでもあります。

そこで、農家の皆さんから、今は太陽光を利用したソーラーパネル式ですよね、それに更新はできないのか、できるとすればどのような手続が必要なのかという声が出ているんですけど、そういう更新について現在のやつをパネル式に、本体があるわけですから、上部のパネル式に変え

るわけですよ。それだけでいいのか、それともまた新しくパネル式を買うのか、そこら辺について答弁をお願いします。

○中村俊彦農政課参事 今、市単独事業として侵入防止柵設置補助を行っております。

年間に1農家1件の申請を限度に受け付けており、設置する圃場は特に要件を設けておりませんので、今言われたソーラーシステム付のものへの更新も可能となります。

○11番中原重信議員 本当にありがたいことでもあります。

農業政策の中では、国県の事業でも更新というのはなかなか認められておりません。

ちょっと話がずれますけども、新規就農、新しく農業をしたいときにも、今のあれでは1,500万借金して農業しなさいというそういうのも、それは私の考えですので、そういうのもあるようです。やはり今後はですね、更新事業にも……。

[傍聴席で発言する者あり]

○永野慶一郎議長 傍聴席はお静かにお願いいたします。

○11番中原重信議員 そういういろんな機会を通じてですね、国県に更新事業も大切ですよというのを働きかけていただきたいと思いますと思っています。

更新もできるということですので、また農家の方々にもそういうのを周知方もよろしくお願ひしたいと思います。

昨年度は少ないというか、圃場によって違うんですけど、少なくなっただんですが、また別府地区でも多く出ているようであります。ですので、そこら辺はまた連絡を猟友会と取りながら、一緒になって取り組んでいければいいんじゃないかと思っています。

最後に、茶のPRに向けた取組についてお尋ねします。

以前、枕崎は日本初の紅茶団地化ということで、紅茶の日が制定されたと聞いています。

現在では、緑茶が盛んになっていますが、枕崎のお茶を広く知ってもらうために、お茶の日を制定する考えはありませんか。

○中村俊彦農政課参事 枕崎市史によりますと、本市では昭和38年に、毎年4月10日を紅茶の日と定め、記念日に紅茶まつりが行われていたようですが、昭和45年以降、紅茶まつりは途絶えたとの記述がございます。

本市の特産品でありますかつおぶしにつきましては、枕崎市ふしの日宣言を平成24年9月に制定宣言をしており、毎年11月24日をいいふしの日、毎月24日をふしの日として、業界や関係団体などとPR活動などの取組が行われております。

枕崎お茶の日の制定につきましては、このような歴史や関係機関の取組、経緯等を踏まえ、また、お茶産地である自治体の情報収集に努め、生産団体や農協等の関係機関と検討していきたいと考えております。

○11番中原重信議員 昨年ですね、薩摩川内市であった県の茶振興大会に参加しました。そして、その方は川辺からトラックでこういう販売がありますよね、そして、枕崎ですと言ったら、えっ、枕崎もお茶があるんですかと言われました。大変ショックでありました。

近くに居ながら、そういう枕崎の、その方は鹿児島に住んでいたんですけども、川辺出身でした。やはり、PRが足りないのかなとそこで実感しました。

ですから、紅茶の日があったわけですけども、ぜひですね、枕崎の茶の日を制定して、PRに努めて、そしてまた茶生産が盛んになるように、そして枕崎は今あまりそうでもないんですけども、問屋は走り新茶ということで枕崎の茶を大変欲しがっています、早く欲しいと。

実は、私の工場も大手飲料メーカーに納品する問屋と今取引しているんですけども、その社長が、ぜひ今後とも続けていきたいと、枕崎の茶が欲しいんだと、早い茶が欲しいんだということを行っています。

ですからやはり、枕崎の茶を必要としている方もいらっしゃると思いますので、そういうPRもです

ね、大事だと思っています。

最初から大きな事業はできませんので、いろんなイベントと一緒にあって取り組んでいく。また我々協議会もですね、今そういう意向がありますので、一緒にあって制定については協力して取り組んでいきたいと思っています。

今そういう生産者の機運があるうちに取り組んでいけばいいと思いますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

ちょっとサツマイモを通り越しましたけれども、少しだけ質問してまいりたいと思います。

現在の基腐病の被害状況について、把握している分だけでも結構ですので、教えてください。

**○中村俊彦農政課参事** サツマイモ基腐病の発生状況につきましては、令和2年度から目視での生育調査を毎月関係機関と行っております。調査は、地上部の黄化・萎凋・枯死などの発生状況を、被害率ゼロ%が無、3%未満が微、3から20%が少、21から40%が中、41から60%が多、61%以上が甚と分類しております。

昨年8月末現在の調査では被害率ゼロ%の無がゼロ%であったのに対し、本年8月25日時点での調査内容では被害率ゼロ%の無が45%と、被害の出ている圃場が多くなってきております。また、本年同日時点における被害率の3%未満の微が50%、3から20%の少が5%、21から40%の中以上の多、甚についてはいずれもゼロ%となっております。

現時点で被害が少なくなった理由として、蒸熱処理などの種芋の管理、苗床の消毒など育苗の対策がしっかりとなされたことで、圃場内に菌を持ち込んでいないこと、さらに昨年作の収穫後の残渣処理が十分に行われたことで、圃場内の菌の密度を下げたことが上げられています。

このほかにも、生産者の方々が圃場内の消毒作業など、様々な対策や御努力をされていることもあります。

また、今年は梅雨時期の天候に恵まれたこと、昨年8月のような長雨が今のところないことが、大きな要因であると伺っております。

**○11番中原重信議員** まさにそのとおりだと思っています。

そして、今年の特徴として、葉っぱが枯れてきた、これが基腐病の前兆だと思っているんですけども、掘ってみればまだまだ浸透しない。そういう唐芋に行く浸透、腐れていく浸透が遅いような感じがします、今年は。やはりそういう種芋をしっかり作った影響かなと思ったりするし、また、農家も今答弁がありましたように一生懸命消毒とかいろいろやって、その結果が出たんじゃないかと思っています。

私も事業を利用して堆肥を振りました、全圃場に。そしたらやはり少ないですね、その効果が今出てきている。

先ほどありましたように、これからですよ、雨や台風等が来たときに昨年、前もやっぱり大雨が降って広がったということで、農家もですね、いろんな中で頑張っってそういう対策を行っておりますので、また行政のほうもいろんな情報を集めながら、専門家のほうに広報してもらって、対策を一緒になって取り組んで、決して行政にしてくれじゃなくて、農家が一生懸命取り組むような、そういう方策を考えていただきたいと思っています。

実は私も20年間、農協に勤務しておりました。私の勤務時代は、農家の皆さんは行政と農協の言うことは聞くなっていうのが主流でした。何でかなと思っていたけども、今は全然違います。

やはり、一緒になって行政と取り組んでいかなければ、補助事業を利用したりしてですね、行かなければならないと思っています。それについては私もいやそれじゃやっせんぞということで、いろんな会合の中では言っています。

やはり、いろんなあれでも一体となって取り組んでいくということが大切ですので、今後とも職員は大変多忙な多くの業務をしながらそういう指導もしているわけですので、そして我々は大



すね、やっぱり農家の皆さんのリーダーとして、いろんな中で指導を今後とも続けていきたいと思っています。

全ての農業生産者は大変今苦しい時期に直面しています。気候変動について、昨日清水議員からありました、海水温度が上昇していると。

そして、この間の会の中で、枕崎の平均温度が離島の温度と一緒だそうです。

ということは、それだけ作物も早く成長していると、ですから、今までのような状態で管理すると、摘採が遅れますよということがありますので、そこら辺も先ほどからみどりの食料システム法では環境問題とかいろいろありますので、そこら辺も十分調査とかそういうのをしながらです、いろんなことを聞きながら、やはり一緒になって対策を講じながらやっていただきたいと思っています。

農家も一生懸命頑張っていますので、今後とも、また市独自の改植事業の支援とか、今後でもすね、これはぜひあと何年か続けていっていただきたいと思っています。改植事業支援についてはですね。

今、そういう売れないというか、あまり市場で好まない品種もあるわけですので、今そういう転換期ですので、それが図れるように、支援については今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。一緒になって頑張っていきたいと思っています。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○永野慶一郎議長 以上で、中原重信議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時 休憩

午後 2 時 9 分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、東君子議員。

[東君子議員 登壇]

○12番東君子議員 枕崎、日本一。今回も正々堂々、真っ白な心で一般質問を行ってまいります。

インボイス制度イコール高齢者虐待制度。国は、最低賃金を上げろ上げろと言いながら、その裏では1,000万円以下の非課税事業者に容赦なく、くまなく消費税をむしり取ろうとしています。

ガソリンが上がった、小麦が上がった、油が上がった、もうやっていけない。国民の命をも脅かす魂の叫びが国には届いていないのでしょうか。

自身が生き残るためなら、手段を選ばない政治家たちのその陰で、必死に夢を追い続け、打ちのめされてもまた立ち上がり、頑張り続けても報われない日本の若者たち。何が悪い、政治が悪い。日本の政治が腐り切っている。若者の自殺率、世界上位がそれらをくつきりと証明しています。国民のために働かない政治家は、今すぐバッジを外せ。

利益だけが目的ではない、小さいながらも仲間と寄り添い、助け合い、生きがいつくりを目指した本市にとってなくてはならないシルバー人材センター。インボイス制度が開始されることにより、シルバー人材センターの運営は、今後、どのような影響を受けると本市は予想していますか。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 公益社団法人枕崎シルバー人材センターは、業務の受託あるいは労働者派遣の形で会員に就業機会を提供しております。

現行消費税については、取引相手が課税事業者か免税事業者にかかわらず、全ての取引において仕入税額控除が認められており、消費税課税事業者であるシルバー人材センターは、発注者からの預かり消費税を配分金に含んで各会員へ支払っているため、消費税は納めておりません。

令和5年10月1日から導入が予定されている消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が実施されますと、課税事業者が発行するインボイスがなければ仕入税額控除を受けられないため、個人事業者であり免税事業者である各会員が課税事業者の選択をして税務署に登録し、インボイス発行事業者とならなければ、センターに消費税納税の負担が生じます。

実施から6年間は段階的に経過措置が取られますが、公益法人であるシルバー人材センターには新たな税負担の財源がないため、経済的に大きな影響を受け、運営に支障を来すおそれがあるというふうに考えております。

**○12番東君子議員** 一度、国の役人、大臣に来ていただいて、皆さんです、シルバーの仕事を一緒に体験してもらって、そしてインボイス制度をやるかやらないか決めて欲しかったです。現場を知らないから、働く人たちの苦勞が分からないんです。

配分金をです、実際に頂いても、虫にかまれたり、体力を消耗して次の日に点滴を打ちに行ったり、そういうお話を聞くこともあります。最近では、草取りの賃金が上がり、すごくうれしい。その一方で、機械を使つての草払いは、今1,050円そのままなんです。もう少しプラスしてもらえないのか、草払い機の刃が欠けたり、手出しをする分も大きいと聞きます。

会員の方々の配分金は、ほかの自治体に比べ安いと聞きますが、現在の配分金を市はどう把握していますか。

**○福永賢一福祉課長** シルバー人材センターの会員が仕事に従事した場合において、従事した仕事の種類に応じて受け取る配分金ということでお答えいたします。

枕崎市のシルバー人材センターにおける現在の作業別の配分金は、1時間当たりで、機械損耗料込みの剪定、大工が1,206円、左官が1,101円、先ほど質問者もおっしゃいましたが、機械による除草が機械損耗料込みで1,050円、運転が892円、手作業による除草、農作業、屋内清掃、片づけ・運転助手、家事援助が821円となっています。

なお、昨年度までは農作業や屋内清掃、家事援助の分野では、他市より単価が低かったようですが、本年4月からは鹿児島県の最低賃金を考慮した額となっており、他市と同等程度となっております。今後についても最低賃金額を下回ることがないように見直していく予定であると伺っております。

また、7月から9月の夏季期間の屋外作業については、1時間当たり100円加算して配分金を支払っているということです。

**○12番東君子議員** せつかく賃金が上がってもです、最終的に依頼をされる方に御負担がかかるとなると、シルバーに頼むとちょっと高いからほかを当たりますとかです、こういう状況になっても何にもならないのかなというふうにも思います。

このままインボイス制度が開始されたら、もろシルバー人材センター運営側が大打撃を受けることにつながりかねません。シルバー人材センターの安定的な事業運営は、会員の方々の生きがいつくりにもつながります。どうか諦めない思いで取り組んでいただきたい。そして、市としてできる対策はないのでしょうか。

**○福永賢一福祉課長** シルバー人材センターの安定的な事業運営に関しましては、これまでも本市は高齢者就業機会確保事業として、毎年、国と同額の運営費及びサポート事業費補助をしており、さらに本市の場合は、地域就業機会創出・拡大事業として、緑のリサイクルによる休耕農地再生事業を継続実施していることに対して、補助期間が経過し国の補助が終了した今年度も市は補助を継続しております。

今回のインボイス制度に関して、市として出来得る支援策を検討してまいりたいと思いますが、シルバー人材センターの財政状況や国の動向等を注視しながら、出来得る支援策を模索していきたいと考えているところです。

**○12番東君子議員** 今、本当にコロナ禍、物価高で世界的に見ても何十年も日本は賃金が上が

っていないような状況です。もう本当に国民が一番苦しいときに、国は何を考えているんでしょうかね、非情としか言いようがありません。

本当に様子を見ながらですね、できることはもう何でもやっていただきたいと思います。ぜひ力を入れてください。よろしく願いいたします。

それでは枕崎の特色ある教育、命を守る教育について伺ってまいります。

先日、講師の高橋聡美先生によるゲートキーパー養成研修会に参加してまいりました。コロナ禍で様々な研修会が中止になっていましたので、大丈夫なのかな、開催されるのかなというふうですね、すごく私自身心配をしていたんですね。だけど、無事開催されて、本当に参加できてですね、これ本当よかったです、もう率直な感想です。

そもそもゲートキーパーとは何なのか。自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応、悩んでいる人に気づいて声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る、そういった人のことで、命の門番と位置づけられている人のことだそうです。

そして、研修会が終わった後、高橋先生とちょっと雑談をしたんですね。そうしましたら、枕崎市は命の教育にとっても力を入れていると伺いました。児童生徒の夢の実現に向けて、自分の命を輝かせるため、本市はどのような取組を行っていますか。

**○西村祐一健康課長** まず、健康課のほうから、枕崎市自殺対策計画について答弁いたします。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

本市における平成28年度までの5年平均の人口10万人当たりの自殺死亡率は31.9でありまして、鹿児島県の自殺死亡率21.1より約11ポイント高い状況でした。

このような状況に対応するため、平成31年3月に枕崎市自殺対策計画を策定し、本計画の実行を通して、「誰も自殺に追い込まれることのない、生きごこちのいい枕崎市」の実現を目指しています。

自殺対策計画に、まず1つ目に地域におけるネットワークの強化、2つ目に自殺対策を支える人材の育成、3つ目に市民への啓発と周知、4つ目に生きることの促進要因への支援、5つ目に児童生徒のSOSの出し方に関する教育といった5つの基本政策がありまして、その具体的な取組として、まず市職員を対象といたしましたゲートキーパー養成研修や市民向けのゲートキーパー養成研修を行っているところです。

また、教育委員会と連携いたしまして、児童生徒に対しましてSOSの出し方講座を、また、保護者及び教職員に対してSOSの受け止め方講座を行っているところです。

**○中村克己学校教育課長** 子供たちは、コロナ禍の3年間、日々の生活や学校生活において様々な制限が求められ、ストレスを感じない日はなかったことと想像します。

さらに、連日報道されるロシアによるウクライナ侵攻の問題や尊い命が失われる事件や事故に、この先世の中がどうなっていくのか不安を感じたこともあったことと思います。

このような状況の中、本市では、枕崎市の未来を担う子供たちが、自分の将来に夢や希望を持ち、予測困難な時代をしっかりと生き抜いてほしいと願い、令和4年度広報まぐらざき7月号に掲載されましたように、夢を持ち、自分の命を輝かせるための「輝け！夢・命」推進事業や子供たちの自殺防止のためのSOSの出し方・受け止め方教育、正しいがんの知識を身につけ、自分や家族の健康を守るためのがん教育の推進、さらに登下校時の事故等を防ぎ、子供たちの安全・安心を確保していくための子供の移動経路・通学路等の安全点検・整備などの取組を行っています。

特に、「輝け！夢・命」推進事業では、コロナ禍であっても自分の将来に夢を持ち、どんなに困難なことがあったとしても、かけがえのない命を大切にしながら、夢を実現してほしいと願って実施したものです。

7月初旬、小学校では、サイエンスクリエイターの北沢善一さんを講師に招き、紙のブーメランが手元に戻るパフォーマンスや巨大空気砲などの実験ショーが行われました。目の前で繰り広げられる不思議な実験に子供たちは身を乗り出して見入っていました。

また、中学校では、スキー事故による全身麻痺から奇跡的に回復した元教師の腰塚勇人さんが講演を行いました。講演では、絶望のふちに立たされた自分が救われたのは、家族や同僚、医師、看護師たちの支えである。どんなに苦しいことがあっても、人間は決して独りではない。困ったときは1人で悩まず、助けを求めることが大切。さらに、もし周りの人が辛い思いをしていたら、その人を助けられる人になってほしいと話されました。

講演後実施したアンケートには、これまで自分の命を支えてくれた人への感謝や、一日一日自分の命を大切にすること、さらに、友達や周りの人の命も支えていける人になりたいなどの感想がありました。

教育委員会では、これからも枕崎市の未来を担う子供たちのかけがえのない尊い命を守っていくために、子供たちが夢の実現に向け、自分の命も周りの人の命も輝かせるための取組を行ってまいりたいと考えております。

**○12番東君子議員** 家に帰れば、飲んだくれの父ちゃんに叩かれる。お母さんは、コロナ禍で、長年勤めたパートを首になった。悶々とした気持ちを持った人たちが家庭に集うわけです。父ちゃんと母ちゃんがけんかをする。子供に、今日は学校で一体何があったの、聞いてあげる余裕もなく朝が来る。食べたか食べないか分からない朝御飯。両親は朝早く仕事に出る。防災行政無線は、今日は挨拶運動の日です、元気よくにこにこ挨拶をなさいということですかね、響き渡っています。御飯も食べてなくて、元気もなくて、だけど、にこにこ挨拶はしなければいけない。働いても働いても何十年も賃金は上がらず、家族を養っていかなければならない重圧もかかり、酒の量も次第に増えていった。家庭が悪いんですか。学校が悪いんですか。全て政治に責任があります。

現在、文部科学省が公表した児童の自殺者数、過去最多です。年々、自ら命を絶つ子供が増え続けています。子供たちの自殺を防ぐための授業は行われているのでしょうか。また、本市としてはどのような取組を行っていますか。

**○中村克己学校教育課長** 各学校では、教育課程にのっとり、道徳科をはじめ全ての教育活動を通して、自分の命も周りの人の命も大切にしていける授業を行っています。特に、学期始めの4月や9月には、いじめ問題を考える週間を設定し、いじめ問題や命の大切さをテーマにした取組を行っています。

また、昨年度から市健康課と連携し、児童生徒や教職員、保護者等を対象に、子供たちの自殺を未然に防ぐためのSOSの出し方教育やSOSの受け止め方についての研修を実施しております。

今年度は、7月28日、中央大学客員教授の高橋聡美先生を講師にお迎えし、全教職員を対象に、子供たちのSOSの受け止め方について学ぶ研修を開催したところでございます。

10月初旬には、小学6年生と中学3年生を対象にSOSの出し方教室を、その後、保護者を対象にSOSの受け止め方についての研修を実施することとしております。

**○12番東君子議員** 今SOSという言葉が出てまいりましたが、具体的にどういうものなのか教えてください。

**○中村克己学校教育課長** まず、SOS出し方教育とは、子供たちが自分の心の痛みに気づき、その痛みを1人で抱え込むことなく誰かに相談できるようにするための教育のことです。

子供たちに自分の傷ついた心の痛みを伝えさせるためには、心の傷は体の傷みたように見えないもので、言葉にすることによって初めて見えてくるものであります。体の傷と同じように手当てをすれば、今より必ずよくなるよと伝えていくことが大切であると考えております。

また、困っている友達がいたら誰かのSOSをキャッチできる人になること、友達がSOSを出せるように手助けするところまでがSOSの出し方教育でございます。

次に、子供たちがSOSを出したときの受け止め方についてでございますが、悩みや苦しみを抱えた子供たちに気づいた周りの人が、その子供にまず寄り添い、声にならない心の叫びに耳を傾け、丁寧に受け止めてあげることが大切です。

また、自殺の危険が高まった子供にはTALKの原則で対応していくことが求められております。TALKの原則とは、T——tell言葉に出して心配していることを伝える、A——ask死にたいという気持ちについて率直に尋ねる、L——listen絶望的な気持ちを傾聴する、K——keep safe安全を確保するという対応のこと、これをTALKの原則といいます。

今後も、学校、教育委員会、市関係部局が協働して、児童生徒がSOSを出せる力を育むとともにSOSを出したときにそれを受け止めることができる身近な大人を地域に増やししながら、枕崎市の子供たちのかけがえのない尊い命を守ってまいりたいと考えているところです。

**○12番東君子議員** 自分の気持ちを相手に伝える。小さいときからの訓練がとっても大切です。大人になってから、いきなり自分の気持ちを率直に言いなさいと言っても、なかなか難しいので、小さいときからの訓練これがとっても重要だと思います。ぜひですね、子供たちの心の声を聞き取ってあげてください。

それでは次に入らせていただきます。食育について伺ってまいります。

命を輝かせるために一番大切なもの、それは食べ物です。いただきます。ここは、発酵の楽園。友人とオーガニックに関する映画を見に行っただんですが、自分の今の体は100日前の食べ物でできている。100日前どんなものを食べたかな、大変考えさせられる映画でした。

日本は添加物大国。外国では使用が禁止されているのに、日本では使用できる添加物がたくさんある、これが現実です。体にいいもの、害になるもの、食品添加物やオーガニック食材など、授業の中で学ぶ機会はありますか。

**○中村克己学校教育課長** 食は、人間が生きていく上で欠かすことのできない大切なものであり、健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものであると考えております。

各学校では、学習指導要領に基づき、家庭科の時間はもとより、全教育活動を通じて食に関する教育を組織的・計画的に推進しております。

小学5・6年生の家庭科では、バランスの取れた1食分の献立を作成する学習の中で、食品の選び方や加工食品に含まれる食品添加物について学んでおります。また、中学校の技術・家庭科では、調理実習で使用する生鮮食品や加工食品の表示を調べたり、手作りのものと市販の加工食品などを比較して用途に応じた選択について話し合ったりすることで、食品の選択や取扱いについて学んでおります。

食という漢字は、人を良くすると書くと言われているように、人は食べることにより生きるエネルギーを取り入れ、健全な精神と肉体をつくり上げていくものだと考えております。

そのことから、食は安全で安心なものでなければなりません。また、食するとは食べ物を自分の手で口に入れるものであることから、何が体によく安全なもので、何が害になり安全でないものなのか、これまで学んできた知識や経験を基に、自ら判断していく力を身につけていくことも大切です。

今後も学校では、全ての教育活動を通じて子供たちに安全で安心な食に関する教育の推進に努めてまいります。

**○12番東君子議員** 夏休みの間は、親は働いていて忙しく、テーブルの上にはぼんとお金が置いてあって、これで何かを買って食べなさいと、こういった家庭も多いかもしれません。

給食のない夏休み期間中、バランスのよい食事の取り方など子供たち向けの指導は行われていますか。

○中村克己学校教育課長 バランスのよい食事の取り方について、小学5・6年生の家庭科の授業では、栄養のバランスや調理時間などを考慮して作成した献立を基に調理実習を行い、それらを生かして家庭でも実践するよう指導しております。

また、中学校の保健体育の授業では、健康を保持増進するために、毎日適切な時間に食事をすること、年齢や運動量に応じて栄養素のバランスや食事の量を配慮すること、運動によって消費されたエネルギーをバランスのよい食事で補給することが必要であることを学んでおります。

さらに、夏季休業前には、バランスのよい食事を含めた規則正しい生活を送ることの重要性について、児童生徒の発達段階に応じた指導が行われております。

また、食に関する教育の推進に当たり、第一義的な役割が家庭にあることは変わりはありませんが、学校が家庭と連携、協働し、一層の推進を図っていくことが重要であると考えております。

例えば小学校では、夏休みに親子で一緒に食事を作ったり、中学校では、かつおぶしや地元食材を活用して自作弁当を作ったりするなど、家庭で食に関する取組がなされているところでございます。

○12番東君子議員 いただきますの映画を見た後にですね、管理栄養士の鮎川ゆり子先生によるお話がありました。大変興味深いものでした。

日本の農業人口がかなり減ってきています。外国の輸入だけに頼らず、安心安全、地産地消に力を入れることが重要です。遠い国の戦争が、こんなに私たちの生活に影響を及ぼすなんて、思ってもみませんでした。これが食べ物なら、命に即直結する話です。安心安全な学校給食を目指して給食センターが取り組んでいることや今後の方向性についてお尋ねいたします。

○宮原司給食センター所長 学校において、安全かつ安心な給食を提供することは不可欠です。そのためには、学校給食関係者は衛生管理についての十分な知識を身につけ、学校給食が安全で衛生的に行われるよう万全の注意を払わなくてはなりません。

児童生徒に安全・安心な学校給食を提供するため、給食センターでは、食中毒や異物混入、食物アレルギーなどの事故を未然に防止し、学校給食法第9条学校給食衛生管理基準に基づいた衛生管理の徹底に努めた運営を行っています。

具体的には、給食従事者は月2回検便検査を実施し、毎日健康状態を確認しています。また、給食施設においても衛生状態を保つために、日常の衛生管理のほかに学校薬剤師等による定期的な衛生検査を実施しているところです。食中毒防止のためには、衛生管理の徹底はもとより、作業工程表や作業動線図の作成、チェック表を通して、作業効率アップを図り、日常のミーティングや研修会において知識の習得や意識改革を行っています。

異物混入の防止については、教職員や給食調理員、給食用物資納入業者など学校給食に携わる全ての人が連携を図り、異物混入事故防止に努めています。

食物アレルギー対応につきましても、原因食物の完全除去対応を原則とし、安全を最優先としています。

また、調理機器等については、耐用年数の経過したものも含め、年次的に更新を行っており、今後も予防保全による維持管理や衛生管理が図られるよう、最新の機器に計画的に更新していきたいと考えております。

今後も、食育や地産地消を推進しつつ、徹底した衛生管理の下、児童生徒の健康や成長に必要な栄養バランスに配慮するとともに、献立を工夫しながら、安心・安全でおいしい学校給食の提供に引き続き努めてまいりたいと考えております。

○12番東君子議員 私も1度ですね、学校給食をいただいたことがあります。四、五年ぐらい前だったんですが、メニューは牛丼でした。枕崎牛がふんだんに使ってあって、ドバイという国では、牛丼が一杯3万円すると聞きます。枕崎牛を使ったものでしたら、それ以上するのではないのでしょうか。とにかくおいしかったことを覚えています。

そして、給食について率直な御意見を市民の方々からいただいております。

農業一筋50年ベテラン農家、スナップエンドウ、ソラマメ、枕崎の旬の野菜、豆を子供たちにたくさん食べてもらいたい。エンドウ豆御飯の味を伝えたい。そして、水産高校卒業生の方からは、水産高校とのコラボ、これを強化して、お魚をたくさん学校給食に取り入れてください。そして、枕崎の一流料理人からは、デザートは心の栄養です。午後の授業の活力になります。毎日デザートが食べられるように市に期待しています。

あと、ほかの自治体の方から、枕崎の保育園ですごく食育について力を入れている保育園があるということで、調べ調べ訪ね訪ねてまくらざき保育園、ここにたどり着きました。すごく給食にもこだわっているということで、実際ですね、お電話をしたら、ぜひ見学に来てくださいということで行きました。

給食は、はだしで自由に遊ぶことからまず始まります。木登りをしたり、土山を掘ったり、水遊びをしたり、自分で想像力を働かせ、思い切り遊びます。おなかをすかせた後に待っているのは、玄米御飯、納豆、みそ汁、いろんなおかずがありました。こだわりの手作り給食、私も遠慮なくごちになりました。ベランダで風に吹かれて食べるもよし、自分たちで造った秘密基地、ここで食べるもよし、お部屋で食べるもよし。そして、びっくりするほどみんな子供たちの姿勢がいいんですね。そして体のことを気づかって、食器はですね、プラスチックではないんです。重いんですが、陶器が使われていました。食育の全てがここに詰まっていた。ぜひ一度見学されることをお勧めいたします。

それでは最後になりますが、通学路等の安全対策について伺ってまいります。

中原三文字から、南薩縦貫道があってT字になって知覧のほうから中原三文字のほうに入っていく小中学校への通学路におきまして、急スピードで走る車を数多く見かけますと。そして、大事故になる前に速度制限の標識、これを立てるなど安全対策を行ってほしいとの住民の声が数多く寄せられています。

私も何度も見に行ったんですが、子供たちだけではなくて、その下のほうに下っていくとですね、今度はお墓があるんですね。そちらに高齢者の方が毎日のようにお墓参りをされています。ですから、子供たちも危ないし、高齢者の方々もすごく危ないなというふうに思いました。

上からは、下のほうに急スピードでバーンとやってきて、今度下から上のほうに向かってやってくるんですね、車が。もう勢いよく、遠慮なくスピードを出していますよ。もうどうにかしてほしいと。

そしてですね、これは最初私のほうに署名活動をしたんですが、どういうふうにやればいいのかという問合せだったんですね。いきなり署名活動とは、このコロナ禍でこの炎天下で暑い中、ちょっとお待ちくださいと、まずはお話を聞かせてくださいということで、標識ができるということは、大変なんだろうということでした。まずはですね、議員と行政と、まずは動いて、その後のお話ですよってというふうに申し上げました。今後ですね、このような危ない道路、どのような安全対策を行っていかれますか。

**○中村克己学校教育課長** 本市では、子供の移動経路や通学路の安全を確保するために、関係機関と連携を図りながら合同点検を実施し、危険箇所の改善に向けて対応しております。

昨年度は、各小中学校、幼稚園、保育園から出された6つの危険箇所の合同点検を実施し、関係機関で協議を行い、改善が図られたところでございます。

例えば、桜山校区の妙見保育園付近では、交通量が多く、速度を落とさない車が見られることから、ラバーポールや路面標示が設置されました。

別府校区の俵積田交差点では、横断歩道の白線が消えて危険であることから、横断歩道の引き直しが行われました。

また、交通量の多い枕崎小学校周辺では、ゾーン30、最高速度を30キロメートルに制限する

ように設定しているほか、正門前の横断歩道に段差を造り、減速させるような対応が取られたところでございます。

今年度も8月に各小中学校、幼稚園、保育園から出された7つの危険箇所の合同点検を行い、関係機関と連携して、改善策を検討しているところでございます。

今回、御質問のあった中原三文字から小学校までの通学路につきましては、御指摘を受け、今後、校区の小中学校や関係機関とともに現場に出向き、状況をしっかり確認し、どのような改善策があるのか、安全推進会議において検討してまいりたいと考えております。

○12番東君子議員 子供たちの命をぜひ守ってください。

これで私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○永野慶一郎議長 以上で、東君子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時51分 休憩

午後2時59分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、沖園強議員。

[沖園強議員 登壇]

○4番沖園強議員 最後の質問者となりました。しばらくの間、お付き合いいただきしたいと思います。

新型コロナ、勃発したウクライナ問題は、食料やエネルギーなど世界規模の危機を招いているところです。

本市でも、厳しい経済情勢によって廃業を余儀なくする業者が出ているところです。

長年、地場産業を守ってきた事業者や従業員の心境をおもんばかるとき、本市の事業者を応援する助成制度の重要性を再認識するところで、市当局の取組に深甚なる感謝と敬意を表して通告の質問に入りたいと思います。

まず、サツマイモ基腐病については、先ほどの質問者への答弁でもございましたように、今のところ昨年より発生状況が少なく、全体的に例年よりも良好な作柄に見受けるところでございます。

そこで、ここ3年間の発生状況とカンショ生産者戸数の推移をお尋ねいたします。少々マクロ的な質問になりますが、簡潔な御答弁をお願いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 サツマイモ基腐病につきましては、平成30年12月に発生が確認されてから、令和元年産が作付面積全体の50%、令和2年産が作付面積全体の90%、令和3年産が作付面積全体の約80%で発生するなど、本市においても甚大な被害となっております。

カンショについては、市内で約500ヘクタール作付されている大変重要な基幹作物であります。令和3年度産においては生産量、生産額ともに令和2年度産を上回っておりましたが、サツマイモ基腐病の発生前の平成30年産と比較しますと、約60%程度落ち込んだ状態が続いております。

本年度については、質問者からもございましたが生産者の方々の様々な対策や御努力、また、これまでは天候にも恵まれており順調に生育していると伺っておりますが、一部の圃場においては昨年同様の被害が見られているとの報告もなされてございます。

現在の被害状況などについては、担当課が答弁いたします。

○中村俊彦農政課参事 サツマイモ基腐病の発生状況につきましては、関係機関と生育調査を行っており、地上部の黄化・枯死などの発生状況が無、微、少、中、多、甚に分類しております。

8月25日時点での調査内容として、被害率ゼロ%の無が45%、3%未満の微が50%、3から



20%の少が5%、21から40%の中以上の多、甚についてはいずれもゼロ%になっております。

昨年8月末現在の調査では、無がゼロ%、微が70%、少が25%、中が5%、41から60%以上の多や甚についてはゼロ%となっており、現時点では昨年と比較しましても被害は少なくなってきました。

令和2年は、8月11日時点で、無が60%、微が37%、少が3%、21から40%以上の中や多、甚についてはゼロ%となっておりますが、調査日が早いいため比較が難しいところです。

カンショ生産者数につきましては、南さつま農協枕崎支所の部会に所属する生産者数で申しますと令和元年度で134名、令和2年度121名、令和3年度102名、今年度が97名となっております。令和元年度から37名減となっております。

減少の理由といたしましては、生産者の高齢化、サツマイモ基腐病による離農や別な作物に転作する農家があり、生産者が少なくなっております。

**○4番沖園強議員** 今年農家また行政等の取組で、非常に今のところ良好な状況だと。先ほど中原議員の質問でもあったんですけど、今後台風等の影響でどうなるか分かりませんが、安堵しているところです。

そこで、今、面積等は出たんですけど、ここ3年間の作付面積が減っているということですが、その状況の推移と、1反歩当たりの反収、これキロ数で結構でございますので、3年間ぐらいお示しいただきたいと思っております。

**○中村俊彦農政課参事** 過去の反収につきましては、令和元年度2,434キログラム、令和2年度が1,582キログラム、令和3年度が1,693キログラムとなっております。

過去3年間の作付面積につきましては、令和元年度から3年度まで589ヘクタールで変わっておりませんが、令和4年度は580ヘクタールと減少しております。(108ページに訂正箇所あり)

また、生産額につきましては、令和元年度が16億7,939万4,000円、令和2年度が11億7,298万5,000円、令和3年度が14億8,802万5,000円となっております。

**○4番沖園強議員** 数値の拾い上げ方がいろいろあるんでしょうけど、生産部会、生産実績等からいきますと、自分の調査では令和元年度の反収は2,434キロですよね。3年度は1,693キロと先ほど御答弁のとおりなんですけど、3年度は、元年に比べて約3割減収になっていると、反収当たりがですね、それだけ厳しい状況と。

また、これに比例するように先ほど農家戸数のお示しがあったんですけど、令和元年に134戸あったカンショ農家が37戸減少したと。そして、今年は生産農家は97戸になっているという状況かと思うんですよ。当然当局も把握されているように、生産意欲は減退して離農すると、先ほどの答弁であったように。そして、離農によって遊休農地がどんどん発生していくということにつながるということなんですけど、農村部における負の連鎖と言えいいんですかね、そういう状況に陥っているなと思っているんですけど。

そのような中で、ありがたいことに今回の補正4号で農地耕作条件改善事業補助の予算が計上されております。そうすると、本年度における基腐病対策に対する補助事業の内容をお示しいただきたいと思っております。

**○中村俊彦農政課参事** 先ほど私が答弁しました面積につきましては、お茶の面積になります。訂正しておわびいたします。

サツマイモ基腐病が発生した地域全体への支援としまして、圃場の残渣処理、ウイルスフリー苗や健全種芋の購入、苗や苗床の消毒、種芋及び苗の罹病検査、トンネル用資材、防除用機械の購入、予防・治療薬剤について、2分の1以内の補助があります。

また、被害の著しい圃場については、土壌消毒、被覆資材、堆肥散布、輪作作物に必要な農業機械については2分の1以内の補助、他作物への転換は10アール当たり3万円の補助などの事業があります。

さらに、今議会の補正予算にサツマイモ基腐病対策蒸熱消毒支援事業をお願いしているところであり、カンショ生産者に新たな負担が生じないように、サツマイモ基腐病対策として有効である種芋を一定温度帯で蒸熱処理する経費に対する支援を行い、カンショ生産者の減少に少しでも歯止めをかけたいと思っております。

**○4番沖園強議員** 基腐に対する助成制度自体は非常に充実しているんですね。

本年度その健苗、バイオ苗の供給につきましては、JA関係がちょっと失敗したといえますか、供給できなかったと、酒造関係は契約農家には供給できたと。

ただ、本年度の蒸熱処理に対する助成というものは、JA関係では南さつま管内に2機の蒸熱処理機があって、そして枕崎に対しては、割当てが900コンテナだったと、その900コンテナを20キロで換算したときに、1,800キロなんですよ。

そうすると単純に種芋の1反歩当たりの必要量といえますか、それは約50キロで換算されていると思うんですけど、令和4年度が484ヘクタールの作付面積、50キロで換算すると36ヘクタールしかない。

そういった実態というものが、農業農村に対する助成制度、国や県は非常に手厚いですが、例えば農機のトラクター等の軽油、燃油に対しては軽油免税制度があると。

そして、またいろんな制度がいっぱいあるんですけど、今、基腐病対策に対しては、その健苗、そして種芋の供給、そこが非常に気になりますよ、令和4年度の実態を見れば。今の実態、検討課題といえますか、それが来年度以降、こういった実態になっていくのか、その効果のあるという蒸熱処理機がどれだけ対応できるのか。そしてまた、バイオ苗の、先ほど申しました供給できなかった実態があって、それがこういった具合に需要と供給のバランスが取れるのか、そういったことについての見解と、ちょっと質問項目が多いので、直近3年間の荒茶の市況と茶農家の推移をお示しいただきたいと思えます。荒茶の場合は4年度はまだ済んでいませんので、一番茶と二番茶のみで結構です。

**○中村俊彦農政課参事** 今年のお茶の市況を申します。一番茶の荒茶の販売額が8億8,239万1,000円、平均単価が1,585円です。二番茶の荒茶の販売額が3億2,185万9,000円、平均単価が751円です。

令和3年度、一番茶の荒茶の販売額が7億9,141万9,000円、平均単価が1,364円です。二番茶の荒茶の販売額が3億4,980万1,000円、平均単価が829円です。

令和2年度、一番茶の荒茶の販売額が7億5,048万5,000円、平均単価が1,408円です。二番茶の荒茶の販売額が2億1,603万8,000円、平均単価が480円です。

令和元年度、一番茶の荒茶の販売額が10億0,107万3,000円、平均単価が1,715円です。二番茶の荒茶の販売額が3億5,612万1,000円、平均単価が663円です。

今年と去年の金額で比較しますと、一番茶の荒茶販売額が9,097万2,000円高く、平均単価で221円高となっておりますが、二番茶では、荒茶販売額が2,794万2,000円、平均単価で78円といずれも低くなっております。

茶生産の農家戸数につきましては、令和2年度126戸、令和3年度124戸、本年度は120戸と高齢化などにより令和2年度から6戸減少しております。

**○4番沖園強議員** ありがとうございます。自分なりに調査した数値と合致しているんですけど、令和3年度の荒茶の生産額は、これまた元年度と比べて約12%減になっていると。当然、行政のほうも市長以下その辺は把握されているんでしょうけど、約2億円近く落ち込んでいるような状況なんですよ。

令和4年度は、これもカンショ農家と同じで3年前の茶農家の生産農家が128戸から8戸減少して120戸という状況になっていると。作付面積で9ヘクタール、9町歩ほど減少する中で、また本年度は非常に残念なことに茶生産組合、法人が解散する実態も上がっております。茶農家も

カンショ農家も非常に厳しい状況にあると。先ほど申しました遊休農地の発生につながっているんだらうなど。

農業委員会のホームページを開いたところ、各年度の年度末の遊休農地のデータが示されているんですけど、ここ直近3年間の再生可能な遊休農地、その推移はどうなっているのでしょうか。

**○永江靖博農業委員会事務局長** ただいま質問のありました再生可能な遊休農地の推移について御説明いたします。

農地利用状況調査によりまして、再生可能な遊休農地と判断された農地の面積は、令和元年度が92.2ヘクタール、令和2年度が97.8ヘクタール、令和3年度が50.6ヘクタールとなっております。

**○4番沖園強議員** 私も農業委員会にちょっと席を置いた経緯がございまして、農業委員会では、農業委員の皆さんが農地パトロールをして、そして非農地という判断をされた農地は除外していくと。

今、農業委員会局長が示された再生可能な遊休農地、それは毎年減っていくんですよ、もう除外していきますから、そう理解しているんですけど、ただ農業センサスが5年置きにございますので、この5年間で経営耕地面積が115.3ヘクタール減少しているんですよ、この農業センサスの期間で。さらなる再生可能な遊休農地が50.6ヘクタールも確認できると。

この実態は非常に驚くような実態で、大きな課題があるなど。農業農村を取り巻く環境というものは非常に大きな課題があるなど。そうすると、全体的な農業センサス等でつかんでいる農家戸数の実態はどういう動きなんですか。

**○中村俊彦農政課参事** 平成27年と令和2年の農業センサスの数字で答弁いたします。

農家戸数は、平成27年856戸、令和2年605戸です。このうち経営耕地面積30アール未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の自給的農家は平成27年403戸、令和2年291戸です。また、経営耕地面積30アール以上または農産物販売金額が年間50万円以上の販売農家は、平成27年453戸、令和2年314戸です。農業就業者数については、平成27年802人、令和2年703人となっております。

**○4番沖園強議員** 今、農業センサスの5年置きデータをお示しいただいたんですが、今示されたとおりなんですけど、この5年間で農家戸数が251戸減っていると。

うち販売農家戸数の減少が112戸、50万以上と今お示しがあったんですけど、農業就業者数においても99人が減少しているデータが残っているようなんですけど、今のこの実態そのものが農業農村を取り巻く厳しい状況で、遊休農地の発生につながっているということなんですけど、この耕地面積が減り、農家戸数が減り、普通交付税の影響というのはどうなっているんですか。

**○籠原正二財政課長** 耕作面積及び農家戸数の減少によります普通交付税の影響につきましては、私のほうから答弁いたします。

まず、耕作面積の減少による普通交付税への影響ですが、前提といたしまして、令和4年度の普通交付税の基準財政需要額の算定を基にいたしまして、それに用いました令和2年農林業センサスの数字に平成27年農林業センサスの数字を当てはめて算定いたしました。その結果、耕作面積が減少したことによりまして、約45万円減少すると算出されております。

また、農家戸数の減少による地方交付税への影響につきましては、先ほどと同様に算出いたしましたところ、農家戸数が減少したことにより、約887万円減少するということが算出されております。

**○4番沖園強議員** 当然、こうして普通交付税の影響もあるというような状況で、いかにして農業農村がその遊休農地を、農村を維持できるかということが一番、今の農業農村を取り巻く環境の中では問題視されているんじゃないかならうかなということで、今回こういった質問をしているんですけど。

自分たちの集落でたまたま養蜂農家と連携して蜜源作物を作って遊休農地の解消に取り組んでいるグループがあるんですよ。もうほとんどボランティアです。約13ヘクタールを超えております、管理しているのが、11名のメンバーで養蜂農家に協力しているんですけど、ただそこで問題になるのが、蜜源作物、菜種、ヘアリーベッチ、レンゲ、ソバ等を管理しているんですけど、収穫する機械がない。換金化しようと思っても収穫する機械がない。収穫機械がないから、当然収入にはならないと。

それで換金ができないから、持続的な取組がいつまで続くかなと心配しているんですよ。収穫機械でもあれば、夏作のヒマワリでも植えてヒマワリの油を取ったりして、年間通年の管理ができるかなということも考えたりしているんですけど、残念ながら機械がない。

鹿児島県内には、13の農業公社、財団法人があるんですけど、その農業公社は当然、兼業農家や機械を持たない農家の受委託作業を行っている、ほとんどそれが目的になっているようです。

認定農家、中核農家を養成育成するのも大事な政策です。だけど農業農村は、こういった零細規模の農家、高齢者の農家、そういったものがあってはじめて形成されていると。そういった農業農村を維持していくためには、今度は何が必要かということになったときに、ほかの町が取り組んでいる農業公社が必要だとつくづく思っております。

先ほど中原議員の質問でも出たんですけど、昨年12月議会で私、農業公社の必要性を述べさせてもらいました。そして、公共下水道の汚泥と本市の堆肥センターとコラボした取組はできないかと。

今日の答弁を聞けば、既に本市はJA南さつまに無償で貸しているような感じですけど、枕崎堆肥センターの堆肥を使って肥料化を図っていると。南さつまの農業公社の場合でも、ペレット化は何年も前から堆肥センターで行っているんですよ。南九州市では、ある企業がペレット化はもう何年も前からやっていると。

先ほどの質疑答弁でもあったように、本市の今の農業農村の実態を見れば、農業公社が絶対必要だなということだと思っているんですけど、農業公社を設置して、昨年12月議会で申しあげましたそういう堆肥センターとコラボした形で、どっちもそれこそウィン・ウィンの中で運営していければいいのになあって思っているんですよ。そしてまた、その公社の中にそういう受委託部会をつくって農村部を維持していくと。

農業公社について、市長の見解を再度お聞きします。

**○前田祝成市長** 今、議員からいろいろと御質問があった中で、やはり実態として非常に厳しい状況があるということは把握したところでございます。

昨年12月議会におきましても、議員から今ありましたように農業公社設立といった御質問がございました。本日のこれまでの質問にもありますように、遊休農地あるいは耕作放棄地等の課題、また今ございました農業機械の課題等に伴う新規作物への取組、あるいはこれも今ございましたが、昨年12月議会における下水道汚泥の堆肥としての活用や堆肥センターの運営の課題など、本市の農業振興というそういう目的に関わる様々な課題があって、それぞれが重要な農政における課題であると認識いたしております。

まずはそれを、それぞれの課題に対してベストなといいますか、対策、最適な手段を駆使していくという、その目的に対する課題解決というところがまず優先されるべきであり、その前提として農業公社の存在が必須であるかどうかという部分については、今のところ判断していません。

既に存在している組織あるいは様々なリソースといいますか資源を活用して施策を立案し、それぞれの課題解決につないでいく、その検討を進めていくことがまずは優先されるのではないかと考えます。

このため、農業公社の必要性について、具体的な検討は行っておりませんが、関係課において、

近隣市の農業公社についての情報収集、あるいは下水道汚泥の堆肥化や、その処理施設の設置について関心を持つ企業に話を伺うなどの部分的な調査は進めているところでございます。

議員がおっしゃられるように、本市に公社が既に存在していれば、それらいずれかの問題解決に貢献するというようなことは、当然考えられるということもございますが、今現在、存在していない農業公社を新たに設立するということが、それらの問題解決の前提ということまでにはならないのではないかと今のところは考えております。

あればいいが、かといってないからつくるといふところにはですね、直接的にいかないんじゃないかなというふうには考えています。

**○4番沖園強議員** 県内に13あると私申し上げたんですけど、例えば隣の南さつま市は堆肥センターを農業公社に委託していますよ、市が。どこも厳しいんですよ、公社の運営そのものは厳しいけど、なぜ設置しているのかと。残念ですよ、県内を見ても、網にかぶらないところってこの薩摩半島でいえば指宿とうちだけです。ほかの町はそういう受委託作業をやっていると、やって高齢者の農地も守っていると。もうちょっと真剣に考えていただきたい、やる気を出していただきたい。なぜ公社を設置するのか、厳しいと分かっているながら、なぜほかのところは設置したのか、そこを分かっていたいただきたい。ほとんど市とJAと生産部会とシルバーセンターも出資していますよ、ほとんどの農業公社が。

実態というものはここに資料は持ち合わせているんですけど、時間がありませんので、農業関係については大体以上で要望を含めて申し上げておきたいと思えます。

次に、ふるさと納税返礼事業の委託事業についてお尋ねしてまいります。

6月議会で委託事業者と協力事業者を交えた全体的な会議を早い機会に開くべきだと、こう指摘いたしました。昨日の答弁では9月5日にそういう機会を設けたらしいです。6月議会でああいう強い指摘がありました。なぜ今まで開かなかったのか、そしてどこで開いたんですか。

**○堂原耕一企画調整課長** ただいま質問者からも御指摘のありましたとおり、私どもといたしましても、そういったお話がありましたので早期の開催を目指しておりましたが、なかなか日程の調整がつかず、またコロナ関係の蔓延というようなところもございまして、開催時期が遅くなってしまいました。調整がつかず開催が遅くなってしまったことにつきましては、私どもといたしましても大変反省をしているところでございます。

9月は議会日程が重なっていることも重々承知の上ではありましたが、何とかその中においても一日でも早く開催すべきであると判断し、会場の都合でございまして、様々な日程調整が整った9月5日という日付で開催をさせていただいたところでございます。

**○4番沖園強議員** どこで。

**○堂原耕一企画調整課長** 市民会館で開催いたしました。

**○4番沖園強議員** 日程調整も難しかったんでしょうけど。これだけいろいろ昨日は不協和音というような言葉も出ました。幾らでも長引かせれば長引かせるほどそういった疑義が生じてまいりますからね。

昨日、立石議員の強い指摘がございましたけど、その中の答弁でですね、委託事業者の業務の対価として平成30年度の最初の3社見積りをした入札結果を基本額と言えいいんですか、契約額でもって契約していると現在。

そういう踏襲してと言えいいんですかね、答弁に説得力がないんですよ。我々議会、あるいは事業者の説明、説得するのにその説得力がその答弁ではないと。非常に苦しい答弁をされているなと思って聞いておりました。

その答弁がまかり通るようであれば、平成30年の寄附額のとときに入札をした契約の基礎的な部分で契約しているんでしょうけど、もう寄附額は約4倍以上増えているんですよ。

その30年の入札結果を踏襲して現在の契約になっていると、こう言われても我々としても納

得はできない、理解できない、説得力がない。だから、協力事業者等のそういった不協和音、疑義が生じているんじゃないかなと私は思っているんですよ。

そこでお聞きしますが、先般の議会で令和4年度の契約書と仕様書が提出されました。固定費が5人で、20万の12か月の1,200万円プラス消費税と。納税額の歩合分、納税額の3.5%を7,500万で上限を決めて打ち切っているということだったと思うんですが、ほんなら、その歩合分の委託費を納税額の3.5%の歩合率で上限を7,000万円にしたのは何年前からそういった契約内容になったんですか。

それを知り得るために平成30年から始まっていますので、令和4年度までの委託契約の固定分、歩合分、そして合計額をお示しいただきたいと思います。

**○堂原耕一企画調整課長** まず、昨日の答弁で私の、踏襲していましたという表現があったのかもしれませんが、同じことを平成30年度の契約から全く同じ形でやっているということではございませんので、その契約の考え方については、毎年度、見積り依頼をかける際には、条件を協議いたしまして、投げかけているところでございます。

それは、具体的にどういうことかと申しますと、その見積りを依頼する際には、前年度の実績見込額などを参考に翌年度の寄附額の想定額、それは事務量にも関わってくるところでもございますので、その想定額を設定いたしまして、事業者には、その想定額を基にした必要経費を委託料として見積もっていただいているところでございます。その内訳といたしまして、固定経費分、そして歩合分という考え方をしていただいているところでございます。

今お尋ねのありましたその歩合分に関しましては、平成30年度から委託は開始されているところでございますが、今おっしゃられた7,000万、この考え方で申しますと想定額を20億とした年度でございますが、これは令和2年度からでございます。

令和2年、令和3年、令和4年度この3か年は、この20億という金額できているところでございます。この想定額というところを20億という金額にある意味据え置いているのは、寄附金の額が増額し続ける中、その事業量の増加に伴い、委託経費のうち固定経費の増加が見込まれるというのは容易に予想されるところでございますが、ふるさと納税業務に要する総体経費に与える影響を考慮して、委託料の高騰を避けるために、他市の状況なども参考にしながら据え置くものと私どものほうで判断し、それを事業者とも協議をした上で、こういった形で行っているところでございます。

**○4番沖園強議員** そうすると、まず1ずつお尋ねしていきますが、平成30年度のその固定費の算出根拠算式をお示しいただきたいと思います。

**○堂原耕一企画調整課長** 最初平成30年度におきましては、人数が2名、この年は10月からの開始でございましたので6か月でございますので、掛ける6か月で200万円という見積りになっているところでございます。

令和元年度につきましては、2名の12か月、342万円という金額でございます。その次が4名の12ヶ月で1,200万、そして令和3年度、令和4年度につきましては、5名の12か月で1,200万、どちらも1,200万という金額でございます。

**○4番沖園強議員** 今の説明からいくと、1,200万は令和2年度から、固定費の場合。4名の場合では、ほんなら単価は1人当たりは25万で、3年、4年は20万と、なぜ下がったんですか。

**○堂原耕一企画調整課長** この固定経費の人数、金額については、委託事業者がこの事業を実施するために必要であるとその想定額に基づいて固定経費として必要であると判断した実人員であり、金額であると判断しております。

私どもといたしましては、その固定経費として過剰ではないか、人数、金額、単価ともに過剰ではないかという観点で判断をいたしまして、そういった点での問題はないものであると判断しているところでございます。

○4番沖園強議員 寄附額あるいは寄附の納税の件数、それはホームページで毎年度示されていますよね。だから分かっているんですけど、だってこの固定経費、令和2年から4年まで1,200万ありきで算出しているじゃないの。まず1,200万が頭にきていると、4人で足りているけど25万にして1,200万。3年、4年は20万にして1,200万を確保したと、5名に人数を増やして。事務量に対してのその人数が何人いるかちゅうのは、それはもう説明にならないんですがね。ただ、先に1,200万ありきで契約されたようなものでしょう、そういうことが言えるんじゃないですか。これは一応、一旦保留しておきます。

それと、業者といろいろ交渉する中で、今の7,000万も決まったとおっしゃられるんですが、先ほど申しましたように、4倍近く納税額は増えているんですよ。その中で、委託事業者からはその7,000万で打ち切られることについて何も不満は出なかったんですか。

それと、県下のほかの団体の調査をされてというんですが、ほかの団体の状況はどうなんですか。

○堂原耕一企画調整課長 金額の限度額と申しますか、そこら辺については私どもの考えを十分説明させていただき、御納得いただいているところでございます。

他市の状況と申しますのが、歩合分の負担割合等については、どこも一定の高い割合ではないというような状況というところも漏れ聞こえているところがございますので、そういった観点を鑑みまして、その委託料そのものの金額が増加し続けると、先ほども申し上げましたが、総経費に占めるその事務費の割合というところは、このふるさと納税返礼事業は、ある意味制限が課せられるところもございまして、そういった観点から、金額の急激な増加と申しますか、寄附額は増えるけど、やはりその事務費は、抑えられるところは私どもとしても抑えていきたいというところもございまして、そういった意味で委託事業所には御理解をいただきながらこういった金額を決定してきているところでございます。

○4番沖園強議員 ですから、7,000万で受託事業者が御理解を示した、よく言えば、受託された事業者が当局の提示する額に納得されたたんでしょね。されないと契約できないわけですから。であれば、その3.5%ですよ、もう大体試算をされているんでしょから、ほかの町のそういう委託状況を見て委託料は大体何分ぐらいあるんだということをされているんでしょから、むしろその3.5%を撤廃してですよ、その委託額そのものに相当する歩合率を持ってこないと誤解を招いていますがね、これは。3.5%は契約書に載っている上限額の7,000万ありきで契約しているんじゃないかと。

例えばですよ、昨日も御答弁があったじゃないですか。1件当たりのポータルサイトにアップするいろんな写真とかそういうデータ等の制作、そういったものに20日程度かかると言いましたよ、1商品当たり。そういったものを積み上げていけば、委託費が幾らだ、ほかの町に見合った委託費はこれだけだと、34億の寄附額であれば、こういった積算が成り立ちますよということになっていくんじゃないですか。そこで、ほんなら今20項目ぐらい仕様書には、業務委託の業務内容がありますよ。それには単価があるんですか。

○堂原耕一企画調整課長 仕様書ごとの単価というところはございません。

○4番沖園強議員 単価がなくて、普通、見積り入札にしても競争入札にしても、行政としては単価を握っていないと提示できないじゃないの、交渉できないじゃないの、単価を積み上げて初めて契約額というものは、普通はそうでしょう。ですから、こういうことになっていくんじゃない、7,000万ありきで、今安倍さんの国葬の委託先を決めるのに、出来レースじゃないかというような表現もされていますがね。そういったところを払拭しないと、いつまでたってもこれは協力事業者と委託事業者の溝は埋まっていけないと私は思っているんですよ。そして、説得力のある説明ができないと、当局は。

そのためには市長、この3.5%は1回撤回して、もう4年度はしょうがないですからね、もう

走り出していますから。3.5%は1回見直して、そしてこの20近くの業務そのものに、果たしてどれだけのそういう単価なり、単価をつけるのも難しい業務もあるんでしょうけど、そういったものを積み上げて、30億あるいは40億あっても、何%掛ければ受託した事業者もそれなりの見合った委託料で委託契約がなされていくと。

そういったものを含めてですね、新たに仕切り直しで来年度、公募をし直す考えはないんですか。

**○前田祝成市長** 契約の中身についてもう一度私自身も精査したいと思いますが、単価という話ですと、当然、本市のポータルサイトに掲載しているSKUとって一つ一つの発注単位があるんですけども、単位の品数があると思います。それをポータルサイトまでアップする単価ということで考えると、それを単に累計したとしても、それと集まってくる寄附額のところってというのは、まさにリンクしないのかなと思っています。

実は、そこのトータルのそのより少ないSKUの商品群の中で、多くの寄附額を集められるって可能性もあると思いますので、そこの一つ一つの商品の表現の仕方、クオリティーによって、ある程度寄附額が集まってくるって部分もあると思いますし、その商品自体の力によって、人気のある商品が出てくるって部分もありますので、単純にそのポータルサイトのページ制作のための単価を積み上げた形での基礎額ってというのが正しいかどうか、その辺の中身をちょっと検討させてください。

今、設定しているのは、集まった寄附額に対しての両立といたしますか、手数料パーセンテージで3.5%という数字を設定してございますので、単価積み上げのその制作費の部分と、制作コストの部分とお支払いする手数料の部分というのはちょっとリンクしかねる部分があるのかなというふうに、今ちょっと御質問を聞いて思いましたので、そこについてはちょっと精査させていただきたいと思います。

もし、決算委員会なりでその辺の説明ができれば、また詳しい説明をさせていただきたいと思います。

**○4番沖園強議員** もう時間がないですからね、端折る部分もあるかもしれんけど、昨日は一品当たり20日ほどかかると、そこはもう給与で積算すれば積み上げることはできますよ。そういった額で、対価として単価でできない部分もあるかもしれません。だけど、説得力のある説明をしていかないと、いつまでも誤解が解けないと。

当局としては、当然、ほかの町と比べて遜色のないように、そういう高い委託料じゃないということをおっしゃっているんですよ。だけど、9割近く納品している協力事業者のほうは、ポータルサイトにアップする写真とかそのデータですよ、そういった企画管理能力は我々は持っているんだと。ただ、今委託事業者はそれをアップするばかりじゃほらと、そんな表現をするからほら、だから、どういった業務に幾ら要るんだという大体の額というものは提示できないと、納得できないじゃないですか。

私はそこでごたごたするのが非常に残念なんです。せつかくウィン・ウインの関係でやりなさいというような意見も出ているように、そういった誤解を招かないように、ある程度説明ができるぐらいの。だから7,000万の打切り、34億あっても28億のときと同じ7,000万、それじゃあ納得いかないでしょう。大体2%ですよ、今の寄附額からいけば7,000万ちゅうのは約2%。そこを検討してですね、早くこのことを解決していただきたい、委託事業者と市と協力事業者と協議会を開いていただきたいと。その協議会については市長、どうなんですか、立ち上げるんですか、どうなんですか。

**○前田祝成市長** 協議会につきましては、一昨日の1回目の協議会の内容を確認、報告いただいております。

その中で、参加事業者の皆さんに、今後協議会を立ち上げるということをお伺いして、皆さん



が同意されたと報告をいただいておりますので、協議会自体は発足するものと認識してございます。

**○4番沖園強議員** どうかその辺を払拭できるような努力をしてください。

それと、次に通告してございます地域公共交通計画については、昨日もございましたので大分端折りますが、事業者協力型自家用有償旅客運送制度については、もう割愛させていただきたいと思います。

最後に、協議会計画では、施策展開検討業務委託、これ公募型プロポーザルとなっているとホームページで公表されておりました。そして、もうその日にちも来ていると思うんです。

公表されたプロポーザルの落札結果、応札の状況、それと仕様書では、市街地内の予約型乗合交通や回遊交通の導入検討と協議会でなっているようです。短期間の実証調査の実施や活性化協議会の運営支援を行うと、こうなっているんですが、農村部など空白地帯と思われるようなところも実証調査がその業務内容になっているのかをお聞きしておきます。

**○堂原耕一企画調整課長** まず、公募型プロポーザルの結果等についてお答えいたします。

この枕崎市地域公共交通計画施策展開検討業務の業者選定につきましては、質問者からもございましたとおり、公募型プロポーザルで実施しているところでございます。

公募に対し応募があった事業者は1社でございました。8月31日にプロポーザル審査を行いまして、当該事業者が基準点を満たしましたため、現在、事業者と契約の手続を進めているところでございます。

そしてもう一つお尋ねの、この事業における農村部での調査等に関連してでございます。まず、この事業、地域公共交通計画施策展開検討業務で委託する主な内容というのが、予約型乗合交通の導入検討とその実証調査、そして市街地内回遊交通の導入検討などとなっております。

そのうち、予約型乗合交通の実証調査では、本市における予約型乗合交通の運行に関するデータを、実証調査ですのでできるだけ多く取得することが必要であると我々は考えております。

まずは、一定の需要が見込める地区というところで、この実証調査は行いたいと考えております。

昨年来、地域公共交通計画を策定してきたわけですが、その中で、地区ごとにこの予約型乗合交通の需要がどの程度見込まれるかというのを机上でシミュレーションをしているところでございます。

今回の実証調査では、そのシミュレーションの結果、一定の需要が見込めると判明した地区においての実証実験を行いたいと思っております。

ただ、これらの地域はあくまでもそのデータを得る場として、今回選定させていただく形になるかと思っておりますので、今後、予約型乗合交通をどのように展開していくかということについては、その実証実験のデータを詳細に分析して、それぞれの地区にそれを当てはめたときにどういった形になるのかというような面で検討してまいります。

そして、農村部に関しましては、今申しあげましたそういった実証実験のデータを踏まえた検討でありますとか、その他、様々な交通手段というのが考えられるかと思っております。その地区地区に合った交通手段というのが考えられるかと思っておりますので、どういった手段がその地域に必要なのかという視点で、今後、考えてまいりたいと思っております。

**○永野慶一郎議長** 以上で、沖園強議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時1分 散会

# 本 会 議 第 5 日

(令和4年9月22日)

令和4年枕崎市議会第6回定例会

議事日程（第5号）

令和4年9月22日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	56	枕崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
2	58	枕崎市議会議員又は枕崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3	57	枕崎市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び枕崎市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について	産厚
4	52	令和4年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）	予特
5	53	令和4年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
6	54	令和4年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
7	55	令和4年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
8	報6	専決処分の報告について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第5号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員	2 番 眞 茅 弘 美 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員	4 番 沖 園 強 議員
5 番 禰 占 通 男 議員	6 番 城 森 史 明 議員
7 番 吉 松 幸 夫 議員	8 番 豊 留 榮 子 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員	10 番 下 竹 芳 郎 議員
11 番 中 原 重 信 議員	12 番 東 君 子 議員
13 番 清 水 和 弘 議員	14 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長	鷲 山 美津代 書記
大江 武 史 書記	川 瀬 裕 也 書記
山口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	本 田 親 行 副市長
山 口 太 総務課長	堂 原 耕 一 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	日 渡 輝 明 市民生活課長
籠 原 正 二 財政課長	福 永 賢 一 福祉課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長	松 田 誠 建設課長
沖 園 信 也 農政課長	西 村 祐 一 健康課長
鮫 島 眞 一 税務課長	堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長
上 園 秀 人 水道課長	今給黎 仁 水道課参事
平 塚 孝 三 市立病院事務長	橋 口 和 洋 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事
中 村 俊 彦 農政課参事	桑 原 英 樹 水産商工課参事
松 田 勇 一 市民生活課参事	今 門 俊 彦 会計管理者兼会計課長
大工園 昭 則 建設課参事	田 代 勝 義 企画調整課参事
平 田 寿 一 総務課参事	木之下 浩 一 教育長
宮 原 司 教育総務課長兼給食センター所長	中 村 克 己 学校教育課長
高 山 京 彦 生涯学習課長	永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
木口屋 和 彦 選管事務局長	中 原 広 次 消防総務課長兼消防団係長
中 山 俊 吾 総務課行政係長	

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号及び第2号を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[上迫正幸総務文教委員長 登壇]

○上迫正幸総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第1号及び第2号の2件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第1号枕崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、国家公務員の育児休業等に関する人事院規則の一部改正に伴い、これに準じ、育児休業の取得回数制限の緩和に係る規定の整備等を行うため所要の改正をするものです。

委員から、育児休業の取得回数について質疑があり、現行の原則1回の取得から原則2回まで取得可能となるとともに、産後パパ育休と呼ばれている出生後8週間以内に取得する育休についても原則2回まで取得可能となる制度の緩和措置が行われるとのことです。

また、委員から、市職員や市民への制度改正の周知方法について質疑があり、市職員については総務課が職員からの申し出により対応し、市民または企業の方には、これまでも広報紙等を通じて周知を図ってきたが、今回の改正も踏まえて、10月号もしくは11月号の広報紙にて改めて周知を図っていききたいとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号枕崎市議会議員又は枕崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、市議会議員選挙または市長選挙における選挙運動用ビラの作成に係る経費を新たに公費負担の対象にするほか、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、これに準じ、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の公費負担の額を改定するため所要の改正をするものです。

委員から、改正の目的について質疑があり、選挙には多額の費用がかかり、それが選挙の腐敗の大きな原因と言われていること、また、資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会が持てるようにするため、国政選挙同様、地方選挙においても選挙運動の費用の一部を公費負担により無料とするとのことです。

また、委員から、選挙運動用ビラの公費負担の上限については4,000枚となっているが、自己負担において、それ以上のビラの配布は可能なのかとの質疑があり、市長選挙で1万6,000枚、市議会議員選挙で4,000枚という枚数制限が規則で定められているとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

報告は以上ですが、陳情第2号川内原発の運転期間を20年延長しないことを求める陳情については、委員から、九州電力の特別点検の結果報告もまだ出ておらず、判断するには時期尚早であるなどの意見があり、賛成多数で継続審査とすべきものと決定し、継続審査申出書を議長に提出したところです。

以上、終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第1号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3号を議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

[吉松幸夫産業厚生委員長 登壇]

○吉松幸夫産業厚生委員長 ただいま議題となりました日程第3号枕崎市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び枕崎市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

本件は、令和4年3月31日に公布された所得税法等の一部を改正する法律による租税特別措置法の一部改正、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令による租税特別措置法施行令の一部改正及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令による租税特別措置法施行規則の一部改正に伴い、枕崎市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び枕崎市過疎地域産業開発促進条例において引用している同法等の条項にずれが生じたため、条文の整理をしようとするものです。

委員から、制度内容の変更について質疑があり、本市条例の実質的な内容を変更するものではなく、条例で引用している租税特別措置法等において、沖縄振興特別措置法に係る認定事業者に関する規定などが追加されたことにより条項にずれが生じたため、本市条例についても条文の整理をするために今回の一部改正に至ったとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第3号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号から第7号までの4件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[豊留榮子予算特別委員長 登壇]

○豊留榮子予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第4号から第7号までの4件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

委員会は、去る9月9日に開催し、委員長に豊留榮子、副委員長に眞茅弘美委員を選出いたしました。

付託された補正予算4件は、議長を除く全議員で構成された特別委員会を設置し、慎重に審査を行いました。

委員会における詳細な審査経過につきましては、配付のとおりでありますので、審査の結果について御報告いたします。

審査の結果といたしましては、日程第4号令和4年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）、日程第5号令和4年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第6号令和4年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第7号令和4年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）の4件は、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第4号から第7号までの4件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第52号から第55号までの4件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8号について、市長に報告を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 報告事項について、報告いたします。

報告事項第6号専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定及び和解について、同条第2項の規定に基づき、これを報告するものです。

以上、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前9時44分 散会

# 本 会 議 第 6 日

(令和4年9月30日)



令和4年枕崎市議会第6回定例会

議事日程（第6号）

令和4年9月30日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	認1	令和3年度枕崎市一般会計歳入歳出決算	決 特
2	認2	令和3年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	〃
3	認3	令和3年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃
4	認4	令和3年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算	〃
5	認5	令和3年度枕崎市立病院事業決算	〃
6	認6	令和3年度枕崎市水道事業決算	〃
7	認7	令和3年度枕崎市公共下水道事業決算	〃
8	60	令和4年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）	
9	61	人権擁護委員候補者の推薦について	
10	62	人権擁護委員候補者の推薦について	
11	63	人権擁護委員候補者の推薦について	
12		陳情第2号に係る継続審査申し出について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第6号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員  
3 番 上 迫 正 幸 議員  
5 番 禰 占 通 男 議員  
7 番 吉 松 幸 夫 議員  
9 番 立 石 幸 徳 議員  
11番 中 原 重 信 議員  
13番 清 水 和 弘 議員

2 番 眞 茅 弘 美 議員  
4 番 沖 園 強 議員  
6 番 城 森 史 明 議員  
8 番 豊 留 榮 子 議員  
10番 下 竹 芳 郎 議員  
12番 東 君 子 議員  
14番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長  
川 瀬 裕 也 書記

鷲 山 美津代 書記  
山 口 美津哉 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長  
山 口 太 総務課長  
鮫 島 寿 文 水産商工課長  
籠 原 正 二 財政課長  
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長  
沖 園 信 也 農政課長  
鮫 島 眞 一 税務課長  
上 園 秀 人 水道課長  
平 塚 孝 三 市立病院事務長  
水 流 敏 幸 監査委員  
森 智 賀 健康課参事  
桑 原 英 樹 水産商工課参事  
今 門 俊 彦 会計管理者兼会計課長  
田 代 勝 義 企画調整課参事  
木之下 浩 一 教育長  
中 村 克 己 学校教育課長  
永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長  
田 中 幸 喜 消防長  
俵積田 一 豊 警防課長兼消防署長

本 田 親 行 副市長  
堂 原 耕 一 企画調整課長  
日 渡 輝 明 市民生活課長  
福 永 賢 一 福祉課長  
松 田 誠 建設課長  
西 村 祐 一 健康課長  
堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長  
今給黎 仁 水道課参事  
橋 口 和 洋 監査委員事務局長  
天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事  
中 村 俊 彦 農政課参事  
松 田 勇 一 市民生活課参事  
大工園 昭 則 建設課参事  
平 田 寿 一 総務課参事  
宮 原 司 教育総務課長兼給食センター所長  
高 山 京 彦 生涯学習課長  
木口屋 和 彦 選管事務局長  
中 原 広 次 消防総務課長兼消防団係長  
中 山 俊 吾 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号から第7号までの7件を一括議題といたします。

決算特別委員長に報告を求めます。

[沖園強決算特別委員長 登壇]

○沖園強決算特別委員長 ただいま議題となりました、日程第1号から第7号までの7件について、決算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

委員会は、去る9月12日から14日までの3日間にわたり開催し、委員長に沖園強、副委員長に中原重信委員を選出いたしました。

付託された認定事項7件は、議長及び議選の監査委員を除く全議員で構成された特別委員会を設置し、慎重に審査を行いました。

その審査経過につきましては、配付のとおりであります。

審査の結果といたしましては、日程第1号令和3年度枕崎市一般会計歳入歳出決算、日程第2号令和3年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、日程第3号令和3年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、日程第4号令和3年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算の4件については、いずれも賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号中、令和3年度枕崎市立病院事業剰余金処分計算書については、全会一致で原案のとおり可決すべきもの、日程第5号令和3年度枕崎市立病院事業決算については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号中、令和3年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書については、全会一致で原案のとおり可決すべきもの、日程第6号令和3年度枕崎市水道事業決算については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号中、令和3年度枕崎市公共下水道事業剰余金処分計算書については、全会一致で原案のとおり可決すべきもの、日程第7号令和3年度枕崎市公共下水道事業決算については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○8番豊留榮子議員 ただいま報告のありました認定事項につきまして、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

認定事項第1号令和3年度枕崎市一般会計歳入歳出決算につきましては、本市が第6次枕崎市総合振興計画を着実に推進していくということで、これまでも多岐にわたる分野で様々な事業を実施してきましたが、3年度は、第1の柱に掲げている、生活環境の安全で潤いと安らぎのあるきれいなまちづくりについて、亀沢団地の5号棟の外壁・屋根の老朽化対策として長寿命化対策を行い、また、火之神団地の空き家の解体工事を行うとともに、団地内の住環境整備を行いました。このように公営団地がきれいに整備されていると、私たちもそうですが、他市から来られた方々は「いいですね、ここの自治体は、住民の暮らしの安全性をしっかりと考えているんですね」と言われます。

さらに、公園施設長寿命化対策支援事業により、都市公園の老朽化した運動施設や遊具施設等を新しくしてきたということです。

市は、塩浜公園のナイター照明施設更新工事設計の業務委託、そして塩浜公園に関しては、テ

ニスコート及びフェンスの更新工事やテニスコートの休憩所の更新、また、塩浜公園野球場のバックネットの更新や片平山・塩浜公園の照明灯の更新、片平山公園のナイター照明施設の更新、また片平山公園の防護柵の更新や台場公園にはテーブル2基、ベンチ8基を設置、久保公園ほか遊具の更新工事など、またほかには、立神北公園の駐車場整備を実施し、利用者の利便性向上に努めてこられたところです。

しかしながら、コロナ禍の中で市民運動会も中止、なかなか市民が一堂に会することは難しいところですが、市民の皆さんは楽しみにしていることと思います。

ですが、毎回言うことなのですが、社会保障・税番号制度の推進のために、これまでも市は、個人番号カードの交付を円滑に進めるための周知活動を進めてきました。出張申請受付や日曜も受付を行いマイナンバーカードの普及に力を入れてきたことと思います。これは、危険性を含んだカードを国に集約させ個人情報をも国が把握する。なぜそんなことが必要なのでしょう、カードを取得するかは個人の判断に委ねられているところです。市としては、市民の判断を尊重すべきと国に抗議すべきです。

次に、認定事項第2号枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、国民健康保険は、一般企業で働く会社員や公務員などを対象とした医療保険に加入することができない全ての国民が加入することのできる国民皆保険です。令和3年度の被保険者数は5,582人で、前年度の5,681人からすると99人の減となっているようです。

この国保の加入者は、高齢者や自営業、農漁民、さらに無職の人、学生等を対象にしており、収入の安定しない人が多く、払いたくても高過ぎて国保税を納めることができない方もいらっしゃることでしょう。受診を控えたり、我慢をしたり、病気の悪化を引き起こすことになりかねません。

よって、一般会計からの繰入れを認めさせ、払える国保税にすること、また国が国保財政の公費負担を削減したことが国保事業の厳しい要因となっていることから、公費負担の増額を求めていくべきです。

次に、認定事項第3号枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、後期高齢者医療制度は、75歳以上の方々を、また一定の障害のある場合は65歳から75歳までと、年齢で切り離す差別制度です。

令和3年度の被保険者数は4,219人で、前年度の4,348人からすると80人も少なくなっています。

高齢になると病弱であったり、年金が少なくなったり、またコロナ禍の中で仕事がなかったりと、苦しい思いで日々を過ごしている方もおられることでしょう。

厚労省が全ての国民がいつでも必要な医療を受けることができる、と説明をする国民皆保険を未来につなぐには、減らされてきた国庫負担の引上げが必要です。みんなが安心して受診できて、病気の早期発見・早期治療を進めれば、医療費の負担を抑えることにもつながります。

国は自治体に制度を丸投げするのではなく、年齢で差別するのではなく、元の制度に戻し、後期高齢者医療制度は廃止すべきではないでしょうか。

次に、認定事項第4号枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算につきましては、介護保険の対象者は年金受給者で、少ない年金から容赦なく天引きされます。年金から引き落とされる特別徴収の方からは滞納は発生しませんが、無年金の方などは普通徴収となり、口座振込または市役所まで自分で納めに行く必要があります。

この介護保険制度は、3年に一度の見直しが行われ、その都度保険料も利用料も引き上げられ、またサービスを受けようとしても、介護度によっては、なかなか利用できないということもあります。

市は高齢者が介護保険に頼らずに元気な老後が送れるようにと、一般介護予防事業として、高

齢者元気度アップ・ポイント事業、てげてげ広場事業などに取り組み、皆さんの励ましになっていくところですが、参加できない方もいます。高齢者が安心して暮らせるには、やはり制度の見直しや介護保険料、利用料の引下げが必要です。

次に、認定事項第5号枕崎市立病院事業決算につきましては、長引くコロナ禍の中で、診療体制は常勤医2名、非常勤医12名、小児科診療については、年間52回の医師派遣をお願いし、延べ212人の診察を行い、地域子ども・子育て支援策としての病児保育事業を実施し、延べ261人の病児を受け入れたということです。

そうした中で、入院患者数は1万5,439人で前年度より553人の増、外来患者数は566人減で1万2,885人。コロナ禍による受診控えによる、入院、外来患者の減、それに伴う医業収益の落ち込み、医師を含む医療事業者の不足など課題は山積みしていることを踏まえ、引き続きコロナへの対応や事業経営の安定化、市民の皆様が親しまれる病院を目指して努力をされるということですが、新型コロナウイルス感染拡大の中で、医療体制を維持していくことは本当に大変なことだと思いますが、何よりも頼りになる市立病院として市民に受け入れられるよう、引き続き医師を含む医療従事者の確保をはじめ、働きやすい、誇りの持てる職場づくり、処遇改善に取り組むべきです。

次に、認定事項第6号枕崎市水道事業決算につきましては、今年度も給水戸数が減り続けています。

給水戸数は1万0,211戸、給水人口1万7,106人となり、昨年より給水戸数で94戸、給水人口で508人の減となっています。

令和2年度から着手されていた片平山配水池更新事業は、本体築造工事が完了し、新しい配水池による運用が開始されたということです。

市民に安心・安全な水を届けるためには、今後も引き続き老朽化した施設の整備はもちろんですが、漏水の防止対策など日々の対応に人手不足とならぬよう人材確保も大事です。

さらに、年々給水人口が減り続ける中、水道料の大幅値上げということにならぬよう、枕崎市水道事業を維持していくためには一般会計からの繰入れを要求すべきではないでしょうか。

最後に、認定事項第7号枕崎市公共下水道事業決算につきましては、今年度の水洗化戸数は5,855戸、水洗化人口1万1,253人で、前年度に比べ水洗化戸数は15戸の減、水洗化人口は53人の減となり、水道事業と同じように減少傾向にあるようです。

また、処理場の建設改良事業等が進められてきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響などにより大幅な遅れが生じ、汚泥脱水・濃縮設備の改良更新事業などは、令和4年度へ事故繰越しとなったということです。市内の衛生管理は大事なことです。水道事業同様、枕崎市公共下水道事業を維持するには、どうしても一般会計からの繰入れを要求すべきではないでしょうか。

以上で、反対討論といたします。

○永野慶一郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これから、日程第1号から第7号までの7件について、順次、起立により採決いたします。

まず、日程第1号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、認定事項第1号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、認定事項第2号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、認定事項第3号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、認定事項第4号は、認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

次に、日程第5号中、令和3年度枕崎市立病院事業剰余金処分計算書は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、令和3年度枕崎市立病院事業剰余金処分計算書は、原案のとおり可決されました。

日程第5号は、起立により採決いたします。

日程第5号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、認定事項第5号は、認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

次に、日程第6号中、令和3年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、令和3年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書は、原案のとおり可決されました。

日程第6号は、起立により採決いたします。

日程第6号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、認定事項第6号は、認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

次に、日程第7号中、令和3年度枕崎市公共下水道事業剰余金処分計算書は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、令和3年度枕崎市公共下水道事業剰余金処分計算書は、原案のとおり可決されました。

日程第7号は、起立により採決いたします。

日程第7号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、認定事項第7号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第8号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第60号令和4年度枕崎市一般会計補正予算（第

5号) について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億7,590万6,000円を追加し、予算総額を168億2,710万6,000円にしようとするものです。

補正予算の内容は、住民税均等割非課税世帯等に対し1世帯当たり5万円の給付金を支給する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業、水産加工品の輸出拡大を図るため、食品製造業者が行う輸出先国のニーズに対応したHACCP等の基準を満たすために必要な施設等の整備に対する補助を行う食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業及びサン・フレッシュ枕崎の浄化槽の修繕に係るサン・フレッシュ枕崎管理費であります。

なお、食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業については、施設等の整備が年度内に完了しない見込みであることから、繰越明許費の予算も併せてお願いしてあります。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

**○永野慶一郎議長** お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**○永野慶一郎議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

**○9番立石幸徳議員** 9月議会で追加提案された一般会計の補正第5号ですね、その中で、この食品産業の輸出向けHACCP対応施設、この緊急対策事業についてですね、幾つかお尋ねをさせていただきます。

対象事業者が、枕崎市かつお公社ということで説明資料に出ておりますが、かつお公社は既にこのHACCP認証は取得されていると思っておりますが、今回のこの補正第5号に計上をされた緊急対策事業ですね、その事業内容がまずどのようなものなのか、具体的に教えていただきたいと思っております。

**○鮫島寿文水産商工課長** HACCP認証につきまして、かつお公社は平成30年10月に認証の取得をされております。

今回、整備する施設整備の内容につきましては、HACCP方式に沿った衛生管理ということで、原料の入荷から成形、加工、そして加熱処理とか冷却、保管、出荷まで、その工程におきまして、かつお公社で主にタタキの製造を行っておりますが、その部分の加工ですね、割砕、成形、その後、タタキですので焼きの工程がございます。その後包装をして、浸漬装置という装置を使ってブライン液、塩化カルシウムの液で急速凍結する工程がございます。

その浸漬装置を平成12年に整備をしておりましたが、設置から20年以上経過しております、その部分の老朽化、劣化等がありまして、HACCPでいいます物理的有害要因、さび等の腐食とかそういったもの等で、異物の混入等の危険性があるということで、その更新をされると聞いております。

もう一つは、エックス線検査機を導入をするということで伺っております。

現在、金属探知機はあるんですが、金属以外のもの、ゴムですとかプラスチック等が、そういった製品の中に混入をしないように、包装をするときにそれを探知する機器整備ということで、エックス線の検査機を整備するという聞いております。

今いろんな部分でドライ方式が推奨されておりますので、その辺も含めて急速冷凍しますので、結露等が発生しやすい環境でございますので、その辺もウェット式からドライ方式ということで

工程のゾーンを整備されると聞いております。

このようなことで、HACCPの衛生管理基準におきます危害要因としまして、物理的な危害要因と生物的な危害要因、そういったものを併せて除却できるような施設整備ということで、今回、国のHACCP事業、ハード事業を活用して、施設の機械設備の更新を行うということで伺っております。

**○9番立石幸徳議員** 今、少し説明がございましたけど、HACCP制度そのものが食品製造過程の中です、危害要因あるいは危険要因を徹底的に排除して、安全安心な食品を消費者に届ける、そういう制度でございますので、特にかつお公社の場合は、枕崎の地場産業の中でも数少ない見せる工場、見る工場、そういうこともあって、製造過程の徹底的な管理、衛生面の留意事項があるかと思うんですが、今回のこの9月補正に出されてきました補助金が5,440万。

ところがさきの6月の議会、これは予算でいうと補正第2号ですけども、一般会計4,575万円の補助金を落としてといいましょうか、4年度当初で計上されていたものを、さきの6月議会で4,500万余り補助金を減額しているんですね。減額といいましょうか、取り消している。そしてまた今度の9月議会で再度といいましょうか、5,440万の補助金の計上、この経緯はどういうことだったんですか。

つまり、一旦、本年度当初で補助金を計上しているのに、次の6月議会では落として、また今度補助金を出してくるっていう経緯がですね、非常にちょっと分かりづらいんですが、なぜこのようなことになってきているのか、その事情を教えてくださいと思います。

**○鮫島寿文水産商工課長** 令和4年度の当初予算で対象事業費を9,150万ということで、そして補助額を今、質疑者がおっしゃったとおり4,575万円計上したところですが、このときにつきましては、先ほど申し上げましたブラインの塩カル装置の浸漬装置と冷凍保管庫ということを想定をして予算をお願いしたところですが、当初予算に計上しました国の2分の1補助の予算といいますが、農林水産省の事業ですが、令和3年度の最後の補正予算で、枠として計上された予算について、令和4年度への繰越しも可能ということで話をいただきまして、私どもは当初予算に計上したところですが、かつお公社も準備を進めていたんですが、コロナ禍とかいろんな製品の調達ですね、浸漬装置の部品の調達等で、令和4年度中に施設整備の完了が難しいであろうということで話がございまして、県と国とも協議をしまして、国としては令和3年度の補正予算でございましたので、令和4年度中の完成ができなければ事業採択は難しいということでございましたので、一旦、事前調整しておりましたがその申請を取り下げたところです。

そして、国からまた新たに令和4年度にこの同様の食品産業の輸出向けのHACCPのハード事業の募集がございまして、かつお公社は先ほど申し上げましたHACCPの認証取得を平成30年にしましたが、約2年置きに更新作業がございまして。そうしたときに、令和2年、そして令和4年、現在も令和4年の更新に向けて申請する中で、令和3年のときに、先ほど言いました金属探知機に加えまして、エックス線検査機についても、そういった金属以外の異物混入も検査が必要ではないかということで指摘がありまして、今回それも内容に加えまして、国の令和4年度のHACCP事業に申請するための調整をしていたところです。

これにつきましては、繰越しということで当初からお願いしているところですが、予定としましては、令和4年度の9月補正に上げまして、10月に本申請をして決定をいただければ、令和5年の秋ぐらいに製品の機器整備の納入ができまして、そして2か月程度機械施設の調整を行いながら、年明け令和6年1月、2月には施設整備が完了するのではないかということで考えております。

取下げとか、また再度の予算計上ということで疑問に思われたかもしれませんが、国の事業の予算の関係で、今年度本市で当初予算に上げたものは、国の令和3年度最終補正予算の事業でございましたので、繰越しができないということで、6月の時点では、それ以降に交付決定を受け



て事業に取り組んでも、令和5年3月までに施設整備の完了ができないということで取下げをお願いしたところです。

そして今回、令和5年度への繰越しも含めて、5,440万円の補正をお願いしたところです。

**○9番石幸徳議員** 今回の整備事業、かなり長期にわたるっていいんでしょうか、そういった取組になりそうな感じなんですけど、市長のほうから最初の提案理由でもあった、今度の9月議会に計上するけれども、令和5年度の繰越しの明許費も出している。

そこで、かつお公社がこのように9月議会でも多くの論議があった本市のふるさと納税の面でもですね、かつお公社の製品というのは、非常に国内の寄附者からも注文が殺到すると。あるいは今度は国外へも出そうということで大事な施設なんですけど、今課長が言われた整備された後のHACCP認証のチェックといいんでしょうか、これはどういう形でなされるもんなんですかね。

**○鮫島寿文水産商工課長** HACCP認証取得後のチェックですけれども、先ほど少し申し上げましたが、平成30年に初めて認証を取得しまして、2年置きにハード面とソフト面、ソフト面というのは記録をしっかり取っているとかそういったもののチェックといたしますか、そういったものはコンサルタントが入りましてチェックをしているようです。実際、令和2年に更新をして、そして今年令和4年が更新時期でございまして、話をお聞きしましたところ、ほぼ令和4年も更新ができるのではないかと聞いております。

そしてまた、今回HACCPの関係で、機械設備、浸漬装置と主にエックス線検査機を導入することによりまして、令和6年の認証に向けて今回整備をされますので、令和5年度中の完成をもって令和6年の更新に臨むと。その中で、やはりハード面、ソフト面のチェックということで、一般財団法人でありますコンサルタント認証機関がチェックに入ると聞いております。

**○永野慶一郎議長** ほかにありませんか。

**○6番城森史明議員** この2番のHACCP整備事業ですが、輸出先国のニーズに対応した設備を整備するというのですが、その辺のかつお公社の輸出状況はどうなっているのか、その輸出に対する設備はどの辺が輸出向けの設備なのか質疑いたします。

**○鮫島寿文水産商工課長** 輸出の量につきましては、平成30年に初めてHACCPの認証を取得しまして、令和3年にかつお公社の売上げが約20億ありますが、令和3年の輸出額としましてはその100分の1もない1,000万程度の輸出ができたと同っております。

それを主に輸出先国としましては、アメリカ、中国、タイ、シンガポールに向けて、さらにその輸出額を増やしていくということで計画を立てて、今回申請をしたところです。

対象施設といたしますのは、カツオ一本のままの原料の入荷から出荷までが全てチェックされますので、今回中心的な施設として、カツオの原料を加工して、成形をして、そしてタタキですの焼きの工程がありますが、その後にも加熱しますので、それをまた冷凍・包装する部分の装置の機械設備の更新といたしますか、そういった整備ですので、全ての工程がチェック対象になっております。

そういったことで御理解いただきたいと思います。

**○6番城森史明議員** かつおぶしに対しても、輸出する際にはいろんな各国の事情があったわけで、これに書いてありますように、輸出先国のニーズに対応したと、だからそういう対応した部分ではどういう部分が設備的にあるのかということを知っているんです。

**○鮫島寿文水産商工課長** 輸出先国のニーズに対応したということもありますが、今申し上げましたタイとか中国とかシンガポール、そこにつきましては、魚を生で食べる生食の文化もありますので、そういったことでその中に冷凍保管して真空包装するわけですけれども、そこに生食で解凍したときに、先ほど言いました物理的危険要因、具体的には金属片が入っていたりとか、釣針が入っていたりとか、またプラスチックとかゴム、そういった物理的危険要因が入らないようにするというのが、対応する施設基準となっていると思われま。

また、先ほど言いました生物的化学要因というのは、ドライ環境にすることによって、また幾分か従業員との接触を減らすということで、生物的な危害要因を減らす、製品と従業員があまり触れない、自動的な選別装置というのにも入るようになっております。

そういったことで、輸出先国、その状況に応じるとなっておりますが、全般的にそういったことで生食用ということで口にしますので、その中で包装の段階で、製品を作る段階で、金属片であったり非金属製のものが混入しないように、エックス線検査機等も入れてしっかりと危害要因を排除するということになろうかと思えます。

○6番城森史明議員 異物を検知するその装置ってというのは、輸出先国だけじゃなくてですね、日本国内においてもそれは基本的なことだと思うんで、そうした場合には、外国にはHACCPっていうそういう体制の中で輸出ができないということで、それをより強化するというには必然性があるわけですね、そういう捉え方しかできないんですが、これはタタキ以外のフィレ、これにも対応できるんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 はい、同じくそれ以外のフィレ加工にも活用すると伺っております。

○6番城森史明議員 そういう意味ではフィレとタタキ、全てのかつお公社の製品について、今後輸出体制ができるということですか。

○鮫島寿文水産商工課長 フィレ、ロインですね、きれいに成形した焼きの入っていないものについても対応していくということで伺っております。

○6番城森史明議員 10月1日付で輸出水産物改正輸出促進法というのが施行されると思うんですが、これとの関連性は何かあるんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 今回のこの事業について、その法律の関連性は私どもとしてはちょっと把握しておりません。まだ具体的にその改正によってどうこうというのは伺っておりません。

いずれにしても、この日本の食品衛生法も以前、議会でも答弁いたしましたとおり、国際的なHACCP基準に基づいた高度な衛生管理ということで、日本の法律も改正がございましたので、それに向けて、特に一段とこのような輸出向けのこのHACCP事業については、より高い衛生管理になるものと思っております。

○6番城森史明議員 次に、1番の緊急支援給付金事業ですが、4,300世帯が対象になると、これは枕崎の世帯数の約4割だと思うんですが、住民税の課税状況というのはどのようになっているんですか。

○福永賢一福祉課長 今回の非課税5万円の関係につきましては、昨年度の非課税10万円というのがまずございまして、また、今年の6月にも今年度の非課税10万円という補正もさせていただいているところでして、そういったことを踏まえまして、福祉課で非課税世帯の把握をしております。

この補正予算の編成をした先週9月21日現在で、福祉課で把握した非課税の世帯が4,032世帯ということで把握できましたので、それと、あと今回も家計急変者の世帯も対象になりますので、そちらの部分も200から300ぐらい見込みまして、端数を調整させていただいて、今回4,300世帯が対象世帯となり得るだろうということでの予算編成をさせていただいたところです。

○鮫島眞一税務課長 まず住民税の課税につきましては、個人課税でございますので、非課税世帯の数は税務課としては統計として把握はしておりませんが、人数の部分でいきますと、子供などで年少を除く非課税、いわゆる課税されていない方の人数につきましては、当初課税時点で7,728名となっております。

○6番城森史明議員 これは、要は住民税の均等割非課税っていう形になっているんですが、要は均等割で非課税世帯って決定したその理由は何なんですか。

○福永賢一福祉課長 均等割非課税と国がこの基準で定めておりますので、その文言をそのまま使わせていただいているところですが、そもそも課税につきましては、均等割と所得割とありま

して、まず均等割が課税されてまた所得に応じて所得割も課税されるということで、課税されている世帯、個人につきましては、均等割だけ課税されている方もあれば、均等割と所得割と課税されている方もいるということで、所得割だけ課税されているっていう方は基本的にありませんので、まず均等割が課税されるということは、課税世帯と判断されると理解いただければと思います。

**○2番眞茅弘美議員** 今のですね、価格高騰緊急支援給付金事業についてなんですけども、家計急変世帯につきましては申請が必要だと思います。今朝頂いた資料にも記載されておりますけども、こちらの周知はどのようにされるのでしょうか。

**○福永賢一福祉課長** 本日配付させていただいたこれは内閣府が作っているひな形になりますが、これを本市版に作り直しまして、広報やお知らせ版、あとホームページ等で市民に周知をさせていただこうと考えております。

**○2番眞茅弘美議員** 5万円給付されるっていうことで大きい金額で、生活が大変な方にとりましては大変助かりますので、対象となる条件の方が給付されるされないっていうことがないように、周知方よろしく願いいたします。

**○福永賢一福祉課長** 先ほども申しましたが、昨年度からの非課税10万円、今年度6月の非課税10万円、その部分で家計急変で支給をされている方もいらっしゃいますので、そういったところも含めてですね、こちらからもアプローチできるところには対応していきたいと考えております。

**○5番禰占通男議員** 先ほどのHACCPについてですけど、課長からアメリカと東南アジア向けということで、本市のこのEUへの対応ちゅうのはどうなっているんですかね。

**○鮫島寿文水産商工課長** 先ほど申し上げました、かつお公社が平成30年にHACCPの認証を取得、これについては主に対米HACCPと言われるものでございます。

今市内に認定を取得された工場が16ございますが、以前の議会でも申し上げました、かつおぶし関係はそのうち9つございます。それ以外の部分、漁協ですとか、そういった組合関係もございまして、その中で1社がEU向けのHACCPの認証を受けております。

そこにつきましては、内容的には枕崎の漁港で水揚げをされます海外まき網船、これがかつおぶし原料のブラインガツオと、そして混獲ということで、まき網をしますので、中にキハダマグロであったり、マグロ類も入りますので、その加工ということで事業者が工場を造って、議会でも申し上げました同じこのHACCP事業を使って工場を新設しておりますが、そこが、EU向けということで申し上げましたマグロのステーキとか、そういったものの加工用に整備しております。

今、そこにつきましては工場が新設されて間もないですので、輸出の状況についてはこちらのほうでまだ把握はしていないところです。

**○5番禰占通男議員** 私の記憶に間違いがなければ、インド洋まではEUの漁獲した分には対応できると思うんですね。ただ、船籍がどこかということでまた問題になると思うんですけど、日本のはえ縄漁もインド洋で相当やっているんで、あとはその輸入次第だと思うんですね。

だからその輸入魚を本市でどれだけ扱えるか、またそれに対応する工場がどれだけ増えるかと思うんですけど、もう今後はEUも目標に据えてやはり取り組むべきだと私は思っているんですよ。何かかという、EUからはどんどん入ってきているでしょう、水産物ちゅうのは。何かこの頃ニュースなんかにもなっているんですけど。水産加工業ということなんだけど、その辺については今後の展望、取組とか何かそういうのはないんでしょうかね。

**○鮫島寿文水産商工課長** 全般的なHACCP、アメリカ向けのHACCPとEU向けのHACCPということで、本市でも1社が認証を受けているところですが、非常にやはりEUとアメリカHACCPでは少し基準の違いがあるということで、以前も申し上げたところですが概略申し

上げますと、EUのHACCPにつきましては、先ほど質疑者からもありましたとおり、船で獲るところからやはりしっかりとしたコールドチェーン、フードチェーンがないといけないということで、大きな違いは、アメリカの場合は施設の整備そのものを機械整備とかその整備による申請なんですけれども、EUにおきましては釣るところ、まずは船そしてその港、陸揚げ、冷凍保管、そして工場と全ての工程の中でEUの基準を満たすということでトレースのほう为抓手とできていないといけない。そうしたときに、議員がおっしゃいましたとおり、船もやはりEUのHACCP対応の船で水揚げしたものでなければ、全体的なHACCP認証の取得は難しいということで伺っております。

先ほど申し上げました、本市にある1工場につきましても、そういった対象の船が枕崎漁港で水揚げをして、それを運んで加工して、そして出荷まで、その中で認証を取得されたと聞いておりますので、そういった外来船の誘致をしっかりと進めていくことが、今議員からもありましたEU向けの輸出を拡大していくことになろうかと思えます。

ただ現在ですね、非常にカツオも含めて、夏場は東沖の漁場、そして特に今言いましたインド洋を含めて南方の漁場というのが非常に不漁でございます。なので、なかなかマグロというよりもカツオも水揚げが少し少なくなっております。

そして原料も180円、190円だったものが、もう250円を超えて二百七、八十円というような状況で非常に高値になっておりまして、そして同じくマグロも混獲といいますか、水揚げがない状況ですので、そこは心配しているところですが、申し上げますと、情報的には7月、8月、9月が海まき船の集魚装置、FADという装置の禁漁の期間でございます。10月からまたその期間が外れますので、10月以降少し水揚げもカツオを含めて海外まき網船の水揚げも増えてくるのではないかなと思っております。

EU向けの輸出に向けても、その辺の調整も事業者もしていると思っておりますので、しっかりと私どももEUへ向けでも輸出が進むようなフォローといいますか、取組はしっかりと研究していきたいと思っております。

○永野慶一郎議長 ほかにありませんか。——これをもって、質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時35分 再開

○永野慶一郎議長 再開いたします。

次に、日程第9号から第11号までの3件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました、議案第61号から議案第63号までの人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

これら3件は、人権擁護委員牛山好治氏、池田良子氏及び平田朝子氏は、令和4年12月31日をもって任期が満了となりますが、引き続き3氏を、それぞれ人権擁護委員に推薦したいので、

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

まず、日程第9号人権擁護委員候補者の推薦について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○永野慶一郎議長 ただいまの表決権を有する議員数は、13人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○永野慶一郎議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○永野慶一郎議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○永野慶一郎議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、11番中原重信議員、12番東君子議員、13番清水和弘議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○永野慶一郎議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成13票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第61号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第10号人権擁護委員候補者の推薦について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○永野慶一郎議長 ただいまの表決権を有する議員数は、13人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れはありますか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○永野慶一郎議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○永野慶一郎議長 投票漏れはありますか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○永野慶一郎議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、2番眞茅弘美議員、3番上迫正幸議員、4番沖園強議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○永野慶一郎議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成13票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第62号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第11号人権擁護委員候補者の推薦について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○永野慶一郎議長 ただいまの表決権を有する議員数は、13人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れはありますか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○永野慶一郎議長 異状なしと認めます。  
点呼を行います。  
点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○永野慶一郎議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。  
投票を終了いたします。  
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○永野慶一郎議長 これから開票を行います。  
会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、5番禰占通男議員、6番城森史明議員、7番吉松幸夫議員を指名いたします。  
ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○永野慶一郎議長 投票の結果を報告いたします。  
投票総数13票。  
これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。  
そのうち、賛成13票、反対0票。  
以上のとおり、全員賛成であります。  
よって、議案第63号は、同意することに決定いたしました。  
次に、日程第12号を議題といたします。  
お諮りいたします。  
総務文教委員長から、御手元に配付のとおり、陳情第2号に係る閉会中の継続審査の申出がありました。申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。  
よって、申出のとおり決定いたしました。  
この際、お諮りいたします。  
本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 よって、そのように決定いたしました。  
これをもって、本定例会の議事の全てが終了いたしましたので、令和4年第6回定例会を閉会いたします。

午前10時57分 閉会

# 一般質問の要旨



令和4年 第4回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答弁者
①清水 和弘	第2期枕崎市地方創生総合戦略（令和3年改訂版）における住民の安心・安全な暮らしについて	<p>1 海水温度上昇による本市への影響について、対策・対応はどのようになっているのか</p> <p>(1) 防災行政無線について</p> <p>(2) 海面上昇について</p> <p>(3) 内鍋清掃センター周辺の海岸状況について</p> <p>(4) 地球温暖化について</p>	市 長 副市長 課 長
	本市の人口減少対策について	<p>1 第1期枕崎市地方創生総合戦略の結果検証について</p> <p>2 地域内外の有用な人材の積極的な確保・育成とあるが、人口流出の検証と今後の対応について</p> <p>3 空き家が与える影響と空き家対策の進捗状況、空き家が住民に与える影響をどのように考えているのか。また、これまでの空き家対策の効果などを鑑みて、今後の空き家対策をどのように見直すのか</p> <p>4 これまでのPDCAサイクルの運用の在り方について</p> <p>5 鹿児島県の貧困率は14.3%で全国平均より高いが、本市の貧困率とその対応について</p> <p>6 本市の非正規雇用者の状況と対応について</p> <p>7 本市が実施している人口減少対策と今後の対応について</p>	市 長 副市長 教育長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
②城森 史明	全国学力テストの結果について	<p>1 本年度の全国学力テストの結果が公表された。鹿児島県は、小学校は全国平均より同等以上、中学校は国語・理科は同等であったが数学は大きく下回った。本市の学力テストの結果はどうなっているのか</p> <p>2 本市は、学力向上のためにどのような取組を行い改善してきたのか</p> <p>3 全国においては東高西低の成績となっている。小中学校とも成績上位ベスト5の県は、福井・石川・秋田・富山・東京であり、九州7県は上位に入っていない。成績上位県が北陸3県に集中することをどのように分析しているのか</p> <p>4 今後の学力向上のために、どのように考えているのか（デジタル端末の活用等）</p>	市長 副市長 教育長 課長
	高血圧ゼロの街枕崎について	<p>1 令和元年度から「高血圧ゼロの街 枕崎」のプロジェクトがスタートし4年目を迎えるが、プロジェクトの活動・成果が全く市民に見えてこない。どのような取組状況になっているのか</p> <p>2 このプロジェクトはスローガンだけが掲げられ、プロセスやゴールが示されていない。市民に全体像を示すべきではないのか</p> <p>3 高血圧には塩分摂取量が大きな影響がある。減塩運動を積極的に展開すべきではないのか</p> <p>4 健康は市民にとって最重要課題であり、市民の幸福の原点である。脳血管疾患における標準化死亡比の高い本市にとってまさに適切な政策である。今後、具体的にどのように進めるのか</p>	市長 副市長 課長
③眞茅 弘美	市民が気軽に集うランドマ	<p>1 お魚センターは建物も老朽化が進みテナントの数も激減し、今後の経営が危惧される。ランドマーク</p>	市長 副市長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p>ークお魚センターとして活性化させるには</p>	<p>として活性化させるため、市として新たな支援策は考えていないのか</p> <p>2 ランドマークの活性化策として、農産物直売所の設置などを支援する考えはないのか</p> <p>3 お魚センターを本市のランドマークとして活性化につなげるのであれば、経営を黒字化させることが先決だと考える。損失補償契約の弁済期限も残り8年と迫っているが、市が無利子・無期限で融資する考えはないのか</p>	<p>課 長</p>
	<p>地域猫活動推進事業について</p>	<p>1 猫による生活被害の相談件数と交通事故で命を落とした猫の処理依頼の件数は（令和3年度分）</p> <p>2 令和4年4月から始まった「地域猫活動推進事業」の申請状況について</p> <p>3 高齢者や生活困窮者等の多頭飼育対策について</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>
	<p>学校給食費について</p>	<p>1 本市の学校給食費は令和2年度に100円の値上げを行い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しその引上げ分を助成した。現在の保護者の負担額は幾らか</p> <p>2 給食費の徴収方法や支払いの仕組みは小中学校それぞれどのようなになっているのか</p> <p>3 現在の保護者による集金方法は負担が大きく不満の声も届いているが、本市への相談はないのか</p> <p>4 令和元年7月文部科学省が示した「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」では公会計制度を推進することとされているが、本市としての進捗状況は</p>	<p>市 長 副市長 教育長 課 長</p>

質問者	質問の主題	質問の要旨	答弁者
④上迫 正幸	地域おこし協力隊について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 この事業を推進する目的は何か</li> <li>2 協力隊員が本市にもたらした影響は</li> <li>3 協力隊員の主な活動内容とは</li> <li>4 今回、女子野球の経験者が採用されたが、その理由は</li> </ol>	市長 副市長 課長
	消防・防災力について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 近年、各地で自然災害が多数見受けられるが、本市の防災・減災対策事業はどのようになっているのか</li> <li>2 大規模災害が起こり、本市単独では災害に立ち向かえない場合はどうするのか</li> <li>3 消防活動または災害復旧活動時の資機材は、十分整備されているのか</li> </ol>	市長 副市長 課長
	消防団について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 以前、定員の見直しを検討しているとの答弁があったと思うが、その後の経過は</li> <li>2 消防団員も日中は担当する地域にいないことが多い。そのため、火災時の初期消火等の指導を地域の方々にする計画はないのか</li> </ol>	市長 副市長 課長
	交通弱者対策について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 これまでのタクシー運賃助成の利用状況は</li> <li>2 「事業者協力型自家用有償旅客運送」制度の内容は</li> <li>3 市町村やNPO等が主体となって実施することが</li> </ol>	市長 副市長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑤立石 幸徳	<p>コロナ対策について</p> <p>物価対策について</p> <p>消費税の仕入税額控除制度におけるインボイス方式の導入について</p> <p>ふるさと納税返礼事業について</p>	<p>できるとあるが、本市は検討したことはないのか</p> <p>1 本市の第7波コロナ感染の実態と重点対策について</p> <p>1 コロナ禍の物価高騰の中で、食料品やエネルギーの値上げと市民所得の実態について</p> <p>2 地場産業における資材等のコストアップの影響について</p> <p>1 本市シルバー人材センターへの影響をどのように捉えているのか</p> <p>2 本市シルバー人材センターへの対策・対応をどのように考えているのか</p> <p>1 委託事業者と返礼品協力事業者の不協和音をどのように受け止めているのか</p> <p>2 ふるさと納税返礼事業の将来の在り方について課題を整理し、あるべき体制を抜本的に改革すべきではないのか。また、行政内部におけるふるさと納税担当係を充実すべきであると思うが見解を伺いたい</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p> <p>市 長 副市長 課 長</p> <p>市 長 副市長 課 長</p> <p>市 長 副市長 課 長</p>
⑥禰占 通男	後見人について	<p>1 成年後見制度について、本市の利用状況はどのようになっているのか</p> <p>2 成年後見制度の利用促進に向けた第2期計画を今年3月に閣議決定し、制度を見直す方針を盛り込んでいる。改善される要点はどのような内容なのか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	地域公共交通 について	<p>1 J R 指宿枕崎線について</p> <p>(1) 「県鉄道整備促進協議会」の審議等はどうなっているのか</p> <p>(2) J R 指宿枕崎線利用促進事業の効果はどうなっているのか</p> <p>(3) 7月19日、国交省有識者検討会の提言案が示されている。案が示されてから協議会は開催されたのか</p> <p>2 本市路線バスの廃止について</p> <p>(1) 10月に予定される路線の廃止に当たり、県バス対策協議会の議案はどのような内容であったのか</p> <p>(2) 廃止路線の利用状況の詳細について</p> <p>(3) 廃止・代替化と示されているが、今後はどうなるのか</p>	市 長 副市長 課 長
⑦豊留 榮子	コロナ禍における対策について	<p>1 第7波でのコロナの感染が爆発的に増えている。本市の対応策はどうなっているのか。また、国や県に要望などを上げているのか</p> <p>2 コロナの対応に追われ逼迫している医療機関に対する市の支援策は</p> <p>3 売上の減少した事業者の事業継続を支援する枕崎市事業者応援資金に対する現在の申請者数は</p> <p>4 小中学校の2学期が始まったが、子供たちの健康状態の把握やコロナ禍による教職員の過重負担を軽減するための対策などは取られているのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p data-bbox="360 237 547 394">防災行政無線（戸別受信機）の設置状況について</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="563 237 1291 349">1 防災行政無線の戸別受信機を設置した地域では、室内で放送も聞き取りやすくなり安心できるという声を聞くが、現在の戸別受信機の設置状況は</li> <li data-bbox="563 439 1291 506">2 市民の安心・安全を守るためにも、市内全域に戸別受信機を設置する考えはないのか</li> <li data-bbox="563 595 1291 663">3 市内全域に設置した場合の概算額はどのくらいになるのか</li> <li data-bbox="563 752 1291 786">4 戸別受信機の耐用年数は</li> </ol>	<p data-bbox="1307 237 1414 349">市 長 副市長 課 長</p>
⑧中原 重信	市街地における水路・側溝の管理状況について	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="563 909 1291 1021">1 日之出町周辺には、蓋板のない大きな水路や側溝がある。本市における管理状況はどのようになっているのか。また、大きな水路や側溝の役割は何か</li> <li data-bbox="563 1111 1291 1256">2 片平山配水池周辺の急傾斜地の側溝については、大雨の時など付近にある住宅地への影響はないのか (1) 急傾斜地における側溝の管理はどのようにされているのか</li> </ol>	<p data-bbox="1307 909 1414 1021">市 長 副市長 課 長</p>
⑧中原 重信	農林業振興について	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="563 1379 1291 1447">1 「みどりの食料システム法」が施行されたが、市は今後どのような取組を行っていくのか</li> <li data-bbox="563 1536 1291 1648">2 肥料価格が急騰する中、国は農家の負担軽減に向けた肥料価格高騰支援対策を決定したが、制度の詳細は</li> <li data-bbox="563 1671 1291 1783">3 堆肥を利用した新肥料について、枕崎市クリーン堆肥センターでの利用状況はどのようになっているのか</li> <li data-bbox="563 1872 1291 1906">4 下水道汚泥を肥料等に利用できないのか</li> <li data-bbox="563 1984 1291 2051">5 山林における伐採後の指導はどのようになっているのか</li> </ol>	<p data-bbox="1307 1379 1414 1491">市 長 副市長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答弁者
⑨東 君子		<p>6 鳥獣被害状況について</p> <p>7 サツマイモ基腐病の被害状況について</p> <p>8 枕崎お茶の日の制定について</p>	
	インボイス制度によるシルバー人材センターへの影響について	<p>1 インボイス制度が開始されることにより、シルバー人材センターの運営は今後どのような影響を受けると本市は予想しているのか</p> <p>2 会員の方々の配分金は他の自治体に比べ安いと聞くが、現在の配分金を市はどう把握しているのか</p> <p>3 シルバー人材センターの安定的な事業運営は会員の方々の生きがいくくりにもつながる。市としてできる対策はないのか</p>	市 長 副市長 課 長
	枕崎の特色ある教育「いのちを守る教育」について	<p>1 児童生徒の夢の実現に向けて、自分の命を輝かせるため、本市はどのような取組を行っているのか</p> <p>2 子供たちの自殺を防ぐための授業は行われているのか。また、本市としてはどのような取組を行っているのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	食育について	<p>1 体にいいもの、害になるもの、食品添加物やオーガニック食材など授業の中で学ぶ機会はあるのか</p> <p>2 給食のない夏休み期間中、バランスのよい食事の取り方など子供たち向けの指導は行われているのか</p> <p>3 安心・安全な学校給食を目指して、給食センターが取り組んでいることや今後の方向性について</p>	市 長 副市長 教育長 課 長



質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑩沖園 強	通学路等の安全対策について	1 中原三文字から小中学校への通学路において、急スピードで走る車を数多く見かける。大事故になる前に、速度制限の標識を立てるなど安全対策を行ってほしいとの住民の声が数多く寄せられている。今後、どのような安全対策を行っていくのか	市 長 副市長 教育長 課 長
	農業農村の振興策について	1 サツマイモ基腐病の罹災状況は昨年と比較して減っているのか  2 カンショ生産者（農家戸数）の推移はどのようになっているのか  3 お茶の市況はどのようになっているのか  4 茶生産者（農家戸数）の推移はどのようになっているのか  5 田畑の遊休農地の発生状況はどのようになっているのか  6 農業公社を設立する必要があると思うが、当局の見解は	市 長 副市長 課 長
	ふるさと納税返礼事業の委託事業について	1 7月以降、受託事業者と協力事業者との会議は開いたのか  2 委託料の固定経費の算出根拠は何か  3 寄付額に対する歩合分の上限額の算出根拠は何か  4 市と委託事業者及び協力事業者による協議会を公的機関の中に立ち上げる必要はないのか	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	地域公共交通計画について	<p>1 施策展開検討業務委託について</p> <p>(1) 公募型プロポーザルの応札・落札の結果は</p> <p>(2) 仕様書では、市街地内の予約型乗合交通や回遊交通の導入検討、短期間の実証調査の実施や活性化協議会の運営支援を行うとなっているが、農村部などにおける実証調査も業務内容に入っているのか</p>	市 長 副市長 課 長

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 永 野 慶一郎

枕崎市議会議員 真 茅 弘 美

枕崎市議会議員 豊 留 榮 子